

11月26日 開会
令和2年12月定例会（
12月11日 閉会

飯綱町議会 会議録

令和2年12月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号(11月26日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	11
○諸般の報告、質疑	12
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第94号の上程、説明、質疑、付託	23
○議案第95号の上程、説明、質疑、付託	24
○議案第96号の上程、説明、質疑、付託	25
○議案第97号の上程、説明、質疑、付託	26
○議案第98号の上程、説明、質疑、付託	27
○議案第99号の上程、説明、質疑、付託	29

○議案第100号の上程、説明	30
○議案第101号から議案第105号の一括上程、説明	33
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第108号から議案第123号の一括上程、説明、質疑、討論	40
○議案第108号の採決	43
○議案第109号の採決	43
○議案第110号の採決	43
○議案第111号の採決	44
○議案第112号の採決	44
○議案第113号の採決	44
○議案第114号の採決	45
○議案第115号の採決	45
○議案第116号の採決	45
○議案第117号の採決	46
○議案第118号の採決	46
○議案第119号の採決	47
○議案第120号の採決	47
○議案第121号の採決	47
○議案第122号の採決	48
○議案第123号の採決	48
○発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○陳情の付託	50
○散会の宣告	50

第2号 (11月30日)

○議事日程	52
○本日の会議に付した事件	52
○出席議員	52
○欠席議員	52
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	53
○一般質問一覧表	54
○開議の宣告	55
○一般質問	
原 田 重 美	55
渡 邊 千賀雄	67
目須田 修	78
伊 藤 まゆみ	90
瀧 野 良 枝	100
○議案第124号から議案第126号の一括上程、説明	114
○議案第124号の質疑、討論、採決	116
○議案第125号の質疑、討論、採決	116
○議案第126号の質疑、討論、採決	117
○散会の宣告	118

第3号 (12月11日)

○議事日程	120
○本日の会議に付した事件	121
○出席議員	121

○欠席議員	121
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	121
○事務局職員出席者	122
○開議の宣告	123
○諸般の報告	123
○常任委員会審査報告、質疑	123
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	131
○議案第101号の質疑、討論、採決	143
○議案第102号の質疑、討論、採決	143
○議案第103号の質疑、討論、採決	144
○議案第104号の質疑、討論、採決	145
○議案第105号の質疑、討論、採決	146
○議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
○議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
○議員派遣の件	174
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	174
○町長あいさつ	174
○閉議及び閉会の宣告	175

○予算決算常任委員会	審査報告書	177
○総務産業常任委員会	審査報告書	178
○福祉文教常任委員会	審査報告書	180
○会議録署名		186

飯綱町告示第141号

令和2年12月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2年11月19日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 2年11月26日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和2年12月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和 2 年 12 月 飯綱町議会定例会

議事日程（第 1 号）

令和 2 年 1 1 月 2 6 日（木曜日）午前 1 0 時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 1 2 号 令和元年度（平成 3 1 年度）飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について
- 日程第 4 議案第 9 2 号 北信保健衛生施設組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第 9 3 号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議について
- 日程第 6 議案第 9 4 号 飯綱町子育て世代支援施設条例
- 日程第 7 議案第 9 5 号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9 6 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 9 7 号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 9 8 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 9 9 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 100 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 3 議案第 101 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 4 議案第 102 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 1 5 議案第 103 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 104 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 105 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 106 号 財産の取得について
- 日程第 1 9 議案第 107 号 飯綱町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることの同意について
- 日程第 2 0 議案第 108 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 1 議案第 109 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 2 議案第 110 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 議案第 111 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 議案第 112 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 議案第 113 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 議案第 114 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 議案第 115 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 8 議案第 116 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 議案第 117 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 0 議案第 118 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 1 議案第 119 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 2 議案第 120 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 121 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 4 議案第 122 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 5 議案第 123 号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 6 発議第 1 1 号 国土強靱化対策の推進を求める意見書案
- 日程第 3 7 陳情
- 陳情第 7 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための

陳情書

陳情第 8号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求
める意見書」の提出を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	教 育 長	馬 島 敦 子
監 査 委 員	山 本 孝 利	農 業 委 員 会 長	清 水 藤 一
選 挙 管 理 委 員 長	三 ツ 井 吉 次	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭
住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕	保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦
産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗	建 設 水 道 課 長	土 倉 正 和

教 育 次 長 高 橋 秀 一 飯 綱 病 院 事 務 長 大 川 和 彦
総 務 課 課 長 補 佐 清 水 純 一

事務局職員出席者

事 務 局 長 笠 井 順 一 事 務 局 書 記 関 竜 典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんおはようございます。

今定例会は、コロナウイルスの感染拡大と庁舎の引越等の都合で当初の計画と大きく変わりましたが、議員の皆さまにおかれましては活発な議論を行うことを要望し、あいさつと致します。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和2年12月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会12月定例会の開会に当たりご挨拶致します。議員各位には12月定例会を招集いたしましたところ、年末を控え、何かとご多用のところ、定刻までにご参集頂き厚く御礼申し上げます。特に今回は、新庁舎への引っ越しの関係で、例年より1週間ほど開会を早めて頂きました点、また議会運営におきまして、コロナ感染症対策へのご配慮を頂きました点、重ねて御礼申し上げます。

さて、今年を振り返りますと、コロナで振り回された1年でありました。そしてその終息は見ておりません。町として、地方創生臨時交付金などを活用する中で、経済対策を含め対応してまいりました。しかし一向に終息が見えない現状の中、懸念されることは住民の皆さんの将来への不安の高まりや、やりきれない不満の蓄積であります。

町行政におきましても、来年度の地方財政計画はどうなるか。歳入の主体である地方交付税や国や県の補助金、町税など今年度並みに確保されるのか。不安定要素が多く大きな問題であ

ると認識しております。住民の皆さんの心配を解消し、必要な予算を確保していくことが今行政に求められている大きな使命と感じております。これから本格的な来年度予算編成に当たっていきますが、このような状況下においては、従来にも増して生活の安定を目指した弱者にやさしい、住民主体の施策を進めていくことが重要であると認識して、取り組んでいく所存であります。

今定例議会にご提案申し上げました案件は、報告1件、一部事務組合に関するものが2件、条例が6件、補正予算が6件、その他が農業委員会委員の任命など18件であります。

主なものについて申し上げます。条例におきましては、飯綱町子育て世代支援施設条例は、ワークセンター事業と子育て支援センター事業を行う為に、現在建設中の複合施設の設置条例であります。合わせて既設の飯綱町ワークセンター条例を廃止するものであります。飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る手当を、特例として支給できるように改正するものであります。飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例は、地方税法の改正に伴い、特例基準割合の名称を延滞金特例基準割合に改正する等の改正であります。尚、改正が必要な関係条例は後期高齢者医療に関する条例、道路占用料徴収条例など5件となります。飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、し尿処理に係る手数料について、近隣市町村との均衡を図るための改正であります。基本料金で70円、加算料金で7円を増額するものであります。他の条例改正は長期継続契約に関するもの、指定居宅介護支援等の事業に関するものでありますが、提案の際に詳しく申し上げます。

補正予算は6件ありますが、飯綱町一般会計補正予算（6号）は、歳入歳出それぞれに1億9,020万円を増額し、予算の総額を107億4,822万円にするものであります。

歳出の主なものを申し上げます。総務費で1億5,212万1千円計上いたしました。好調なふるさと納税関係費用が大半であり、ふるさと応援基金積み立てに5,089万円、返礼品に4,300万円、送料等に2,825万9千円、業務委託1,694万円など総額で1億4,000万円計上しております。今年度ふるさと納税寄付金は大きく伸びており、総額で3億円も期待できる状況である

と思っております。コミュニティ助成事業の追加募集が出たため、新たに事業申請を行いました。250 万円を計上し福井団地区の公園内への健康器具等の設置に補助していきたいと考えております。また、しなの鉄道へ、車両の安全点検費用の一部を負担することになり、その為の費用として 370 万円計上しております。沿線市町村が応分の割合のもとで支援するものであります。衛生費で飯綱病院への繰入金として 217 万 8 千円計上しています。これはコロナ対策の一環としてオンライン資格確認導入に向けたシステムの整備を行うものであります。顔認証付きカードリーダーの無償提供を受け、受付での資格確認のスムーズ化を目指すものであります。農林水産業費では総額 4,930 万 8 千円計上しました。町単工事で、平出の大川と東柏原の姥地区の水路で設計委託料を含め 4,070 万円、団体営事業として東黒川と御所之入の水路の安全対策工事で、委託料を含め 880 万円予算化しました。商工費で商工振興対策事業として 683 万円計上しました。コロナ対策として実施しております商工業振興資金の、申し込みが多く、それに伴う利子補給及び保証料補給金を増額するものであります。災害復旧費は災害査定が終了したことから、工事個所の見直しや、補助対象工事と単独工事との調整等を行ったものです。民生費、教育費の補正は人件費の調整等であります。

歳入は主なものとして、ふるさと納税寄付金で 1 億 4,000 万円、県支出金として農業水路工事関連で 800 万円、コネクトイースト、ウエストでの施設の使用料で 320 万円、コミュニティ助成事業で 250 万円、町債では農業関係の緊急自然災害対策事業債で 4,070 万円など総額 5,070 万円をそれぞれ計上致しました。尚、緊急自然災害対策事業債は、充当率 100 パーセントで、返済においては元利償還金の 70 パーセントを交付税措置してくれる、財政的には極めて有利な起債であります。

特別会計の補正予算であります。国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計は一般会計繰入金、国庫支出金などの歳入増に伴う補正であります。介護保険事業特別会計の補正は国庫補助金の増額に伴い、繰入金など歳入の調整、歳出では地域包括支援センターの人件費の減額、各種給付費の増減調整などが主な内容となっております。病院事業会計の補正は、オンライン資格確認に対応するための費用であります。下水道事業会計の補正はクリーン飯綱

の処理施設改築実施設計業務に係る会計処理を収益的収支会計から資本的収支会計へ統一するためのものです。

議案第 106 号の財産の取得は、黒川原田地区で進めております人口増対策における住宅取得であります。県の住宅供給公社から 1 棟、2 世帯分を 4,359 万円で買い取るものであります。

議案第 107 号の農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることの同意であります。認定農業者等が過半数を占めるとされているものを、今回はできないため法律の例外規定を適用するためのものです。地域や団体から推薦された皆さんであります。それを尊重する意味でも同意願いたいと思っております。

議案第 108 号から議案第 123 号までは農業委員会委員の任命につき同意を求めます。提案の際に詳しく申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

尚、今月の 30 日と最終日の 12 月 11 日に追加議案の提出を予定しております。11 月 30 日の案件は人事院勧告に伴い議会議員、常勤の特別職、一般職員の手当の減額を行う為の条例改正であります。12 月 1 日が基準日になっており、11 月中に議決する必要がございます。国会審議との関連があり提案が遅くなりましたが、ご理解頂きたいと存じます。

最終日の案件はいずれも工事変更請負契約の締結であり、庁舎工事など 3 件予定しております。

以上申し上げます。12 月定例議会の開会あいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定により、14 番、青山弘議員、1 番、清水均議員、2 番、風間行男議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 10番、清水満でございます。

本日招集されました令和2年12月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

11月20日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から12月11日までの16日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行います。一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、11月30日に、会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より行います。通告者は5名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮をお願いします。

尚、今定例会についてもコロナ感染防止対策のため1人40分の質問時間をお願いしておりますのでご協力願います。

各常任委員会審議は12月1日に開催し、予算決算常任委員会は12月8日に開催します。

11日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和2年8月分から10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（大川憲明） 報告第12号「令和元年度（平成31年度）飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定による報告案件です。

説明を求めます。 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（報告第12号）

○教育次長（高橋秀一） それでは報告第12号 令和元年度 平成31年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、報告申し上げます。報告書の冊子をご覧ください。

報告書1ページをご覧ください。趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、教育委員会の事務執行状況について、その結果を議会に提出し、公表することになっております。点検評価の対象については、平成31年度教育運営方針に基づき実施された事業の中から主なものを対象としています。点検評価の方法ですが、学校関係およびその他教育委員会関係の事業の主なものに対して、それぞれ担当する部署が点検評価を行っております。また、この結果については、定例教育委員会で審議して了承を得ております。なお、評価の基準については、A・B・Cのランクで評価しております。

次に、2ページをお願いします。平成31年度飯綱町教育運営方針を2ページから3ページにかけて掲載しております。この方針と目標に沿って主な事業の点検評価を行っております。

4ページをお願いします。ここから、実際の点検評価を行った結果について記載してあります。

す。表の見方としては、左の列に、2ページから3ページにあります方針と目標を記載し、この方針と目標に沿って令和元年度に実施した主な事業または活動内容、それに対する評価および成果と課題を記載しています。

4ページから12ページまでは、方針1「個性を生かし共に学び合う学校教育の推進」について、「生きる力を育み、ふるさとを愛し、人を思いやる子どもを育てよう」を目標に、小中学校での教育関係及び学校生活などの主な事業を報告しています。

4ページ上段をお願いします。ここでは、学力向上のため小中学校で取り組んできた事業を報告しています。「ねらい、めりはり、みとどけ」の授業の3観点を明確にしたり、ドリル・読書の時間を設け、基礎学力の定着に取り組みました。

4ページ・5ページをお願いします。4ページ下段では、気持ちよくあいさつができる「あいさつ運動」や中学校における道徳教科初年度の報告、5ページ下段では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる支援について報告しています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援により、個別に支援を必要とする児童・生徒のスクリーニング、適切な学習の機会、安心できる居場所の確保を進めることができました。

7ページをお願いします。ここでは、教職員の資質の向上と働き方改革の実践などを報告しています。教職員の非違行為防止のための研修などを定期的実施し、教職員の資質の向上を図りました。一方で、時間外勤務などの縮減に学校全体で取り組み、中学校では一か月あたりの時間外勤務が、県平均を大きく下回りました。

8ページ下段をお願いします。ここでは、小学校で取り組んでいる外国語活動、外国語授業について報告しています。町費で外国語支援講師を配置し、小学校2校のサポート、また、ALTを1名配置し、小中学校の外国語授業のサポート活動について報告しています。

10ページをお願いします。10ページ下段から11ページ上段にかけては、コミュニティースクールの活動について報告しています。「おらほの学校応援団」の支援による、農体験や郷土料理学習など、学校と地域住民を結ぶ活動についての重要性を報告しています。

12ページをお願いします。中段からは、方針2として「子育て・子育て環境の充実」を掲げ、

目標に「豊かな自然の中で、子どもたちの成長をみんなで支え合おう」として主な事業について報告しています。

14 ページをお願いします。14 ページ中段から 15 ページにかけては、子育て支援について報告しています。子育て世代支援施設の建設に向けた準備などについての報告です。

15 ページをお願いします。15 ページ下段からは、方針 3 「スポーツ・芸術・文化活動の充実」として、目標に「健全な心と体を育てよう」を掲げて、スポーツ活動や食に関すること、また町の文化財の関係を報告しています。

16 ページをお願いします。16 ページ上段では、中学校の部活動に関する報告として、少子化、スポーツの多様化などによる、近隣学校との合同チームの編成や指導者の育成の必要性について報告しています。

17 ページをお願いします。17 ページ下段から 19 ページにかけては、方針 4 「自ら学び、共に学び、自己を高める」 目標に「学ぶ楽しさを分かち合い、夢を持ち活動の輪を広げよう」として、生涯学習関係の活動を報告しています。

一つ一つの事業についての評価及び成果と課題はご説明申し上げませんが、概ね目標に対し、成果につながった事業または活動を行うことができました。

また、20 ページからは、この点検評価に関しまして、方針毎に学識経験の知見を掲載してございます。

以上報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 議席番号 5 番、瀧野良枝です。報告書 15 ページをお願いします。ワークセンターの関係で 2 点お伺いします。

この利用延べ人数ですが、平成 30 年度、その前年度と数字が全て同じですが、利用実績が本当に同じだったのか、数字に間違いがないかという点。また、ワークセンターは町内外の方が使えると思いますが、町内の方のパーセンテージがわかれば教えてください。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。15 ページの利用状況でございますが、間違いないということで載せておりますが、今、前年度の数字と本年度の数字の比較できる資料を持ち合せておりませんので、後ほど答弁させていただきます。それと、町内外の割合ですが、概ね7、8割が町内の利用という実績となっております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。ただ今、教育次長からご説明いただいたわけですが、これは重要な業務であります。その手法に当たっては、P D C Aサイクルに基づき、それぞれ趣旨に書いてあるとおり、教育に関する課題や取組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図ることと、公表が義務付けられ大変重要な所掌業務に位置付けられていると思います。ついては、その一環として、点検評価についても学識経験を有する外部者からの知見についても行われています。

お聞きしたいことは3点です。

まず、学識経験を有する外部者からの任用について、一般論としてお聞きします。学識経験を有する外部者であります。職に就いている任用者はまさに身内の者であると私は受け止めています。当然、私の問いに対しては、教育委員会としては適任者であり、何ら問題はないということで、肯定論で答弁されると思います。しかし、今のようなあり方が極めて重要な教育行政推進に対して、身内の者が故に課題等の指摘が抽象的になりやすいのではないかと危惧しているところです。まずは貴職の見解を伺います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。まず、知見の関係ですが、全国の状況を見ると様々な方に評価をしていただいています。教職員のOBや町の教育関係、教育委員、教育長等を歴任された方、また第三者的な方と、それぞれ市町村によって様々だという情報があります。当教育委員会におきましては、このような形で報告するのは今回で3回目になりますが、事業の

内容等を理解されている、関係された方に評価をいただくのが良いということでこれまでやってきておりますので、本年度もそのような形でさせていただきました。趣旨については、教育長からお答えします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 議員ご指摘のとおり、第三者評価をする際に、いわゆる身内の者で客観的な評価ができるかという心配はもつともだと思います。ただ視点を変えて、これだけ教育行政の細かな各点について、第三者ということでもなたかをお願いしたときに、報告書を見て細かな内容について評価をするため、具体的なことが良くわからず、何をどう評価して良いかわからないという面もあると思います。そこで当町では以前に教育長を務めていただいた寺島さんをお願いしていますが、これは元教育長に固定しているわけではありません。また、ずっと同じ方をお願いするということでもありません。例えば何年か続けてやっていただいたら、次の適任者を探すという検討はしていくつもりでおります。また、幅広く飯綱町の教育行政について、適切なお意見ご指導をいただける方を探していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 教育次長や教育長から説明がありましたが、確かに私も今回のような身内の方がやっていたということは承知していますが、これからますます多様化する、難しくなっていく教育行政に対して、できるならば本当の第三者、教育者としての知識を持っている方にやっていただくことが一番望ましいのではないかと申し上げておきます。

次に、学識経験者の知見の活用は、先ほども説明がございましたが、地教行法第26条第2項に規定されています。本年度、教育委員会として第三者の知見をどの様に教育行政に活用のうえ、反映されたかについて、具体例を示してお聞かせ願います。併せて、本年度の知見を踏まえ、令和3年度に反映すべき事業について、考えが纏まっていれば具体例を伺います。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今、ご指摘いただいた、これをどう生かしていくかという点ですが、毎年の基本方針に沿って、それぞれの小中学校で実践してきたことについて評価を行います。今見ていただいているのは昨年度のもので、今年度のことについては、令和2年度の教育方針に基づいて行っているわけですが、令和2年度の教育基本方針は昨年度の反省を基に重点的な課題など、改善をしながら提示しています。今年度末に令和2年度の教育基本方針の内容について、各学校で総括し、教育委員会に寄せていただき、令和3年度の早い時期に纏めたいと思っています。具体的に、どういうところが変わったかということについては、ここで一つ一つは言いにくいですが、例えば、令和2年度で反省として予想されるのは、「コロナ対応で当初の計画を大きく見直さなければならなかった」という評価が出てくると思っています。それに対して、来年度からは元に戻すもの、コロナが収まったら元通りに戻すもの、またはコロナが終息してもそれをきっかけに変わったことをこれから継続していくもの、といった大きな流れが出来てくるのではないかと予想しています。それを具体的な場面でより良いものに直していきたいと思っています。抽象的な答えですが、もし不足があればまたお尋ねください。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 抽象的で漠然としてわかりづらいので、また機会がございましたらお話いただきたいと思います。

3点目、今後における学識経験者の任用のあり方について、先ほど必ずしも固執することなく広く選任していきたいということでしたが、もう一度、外部者のあり方についてコメントをお願いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 第三者評価について、学識経験者といっても、どういう分野かと限定したり、今ここでどういう人というのは言えませんが、やはり我々がお願いするとしたら、教育に造詣の深い方をお願いしていくことになると思います。それを身内として捉えてしまうと難しいですが、例えば教育行政に携わった方や学校関係者などが対象者となると思います。それ

以外の学識経験者となると今この場ではお答えできません。直接、教育行政などの教育に関わっていない方でも造詣が深い方がいらっしゃった場合は候補として考えていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 私の言いたいことは、学識経験者でこういうものを評価しますから、当然教育関係に造詣の深い方が一番相応しいですが、ただ役場職員や教育長など、身内の者というのは如何なものかという観点です。できるだけ、幅広く選任をしていただくことを期待しています。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 議席番号7番、石川信雄です。8ページについて質問します。ギガスクール構想に基づいてですが、成果と課題には、評価があります。表グラフを見ると、全国平均、長野県平均より本校は低いということでICT教育が進んでいないことがわかります。先ほどの教育長の答弁にもありましたが、今はコロナの時代ということで、会社ではリモートワークを政府で推奨していますが、公立校であってもオンライン学習が必要となってくるのではないかと考えられます。そういった危機管理を含めて、対策的なことは新年度予算に反映されているのか、どういう現状か、考えをお尋ねします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 大まかなことについては私がお答えいたし、具体的な数字については次長からお答えます。

議員のご指摘にあった、ギガスクール構想については、文科省のギガスクール構想に基づいて飯綱町も計画をしています。タブレットについては、各小中学校一人1台配付する予定になっています。それに向けてのWi-Fi工事等についても計画通り進んでいます。これから、そういったものが増々広がっていくと思いますが、すでに飯綱町のICT教育はだいぶ進んでいます。現状を申しますと小学校で20台位、中学校で30台位ですので、中学校だと授業で一人

1台、小学校でもグループ学習で使える準備はできています。すでにそれぞれの教科や総合的な学習の時間等でICTを活用した授業を行っています。ただ、ハード面が整った後のソフト面について、きちんと確認しておかなければいけません。ギガスクール構想、ICT教育が声高に言われていますが、あくまでもそれは学習のツールであって目的ではありません。例えば、コロナ禍において、リモートワークや遠隔授業が活躍しましたが、それもある意味止むを得ない一つの手段であって、それが教育の一番求める姿とは言えないと思います。それからまた、そういった機器を使うことによって色々出てくる弊害もございます。そういったことを学校側と専門の業者などを含めてポリシーを定めたいうえで、有効活用を進めてまいりたいと思っています。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。来年度の予算の関係でございますが、ハード面については教育長が答弁したとおりでして、それを活かした学習を進めていくために、現在、町の教職員による情報教育研究会で盛んにICTを活用した学習プログラムの研究を行っております。当初予算の要求に間に合うように、現在、機種等の選定を行っております。併せまして、オンライン学習支援のためのライセンスの取得、いくつかのツールでライセンスが必要となってくるものもございますので、準備を進めております。小中学校、基本的には繋がりが持てるような支援、ライセンス、または学習支援のプログラムを考えております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。14ページの一番上、児童虐待の件について。ここに平成27年度から令和元年度までの対応件数、継続件数、終結件数が載っています。ここに記載があるとおりに、終結に至るまでには長期間要するということになると思います。これは今、社会問題化している深刻な問題ですのでしっかりと対応してもらうことが重要だと思います。それで、なかなか終結件数が上がっていないということの中で、評価は目標以上の成果があったということで「A」となっています。非常に深刻な問題で解決も難しい状況です

が、虐待問題とこの表についての説明をお願いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えいたします。評価については、例えば、相談件数に対してどのくらい解決ができたか、その解決した結果件数で評価を付けるとしたら評価は付かないと思います。ここで「A」という評価になったのは、事案に対して関係機関と連携しながらアンテナを貼って、できるだけ速やかに適切な評価をできたか、それから、それをまた関係機関に繋ぐことができたか、という活動面での評価という理解をしていただければと思います。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

◎議案第 92 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 92 号 北信保健衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 92 号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、議案第 92 号 北信保健衛生施設組合規約の変更についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 1 ページ中段、並びに議案の新旧対照表の 1 ページをご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

この件は、北信保健衛生施設組合不燃物処理センターが老朽化により、令和 3 年 3 月 31 日をもって施設の運用を終了し、令和 3 年度から施設解体事業を実施することに伴い、北信保健衛生施設組合規約の一部を変更するものでございます。

主な変更内容は組合規約のうち経費に係る規定について所要の変更を行うものです。

変更期日は許可の日からです。

関係法令として、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明といたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 92 号 北信保健衛生施設組合規約の変更については、原案のとおり可決
されました。

◎議案第 93 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 93 号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 93 号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、議案第 93 号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 1 ページ下段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

変更理由につきましては、前の議案第 92 号と同じでございます。

主な協議内容は、不燃物処理センターに係る財産の取扱い及び解体経費の負担方法等について協議を行なうもので、建物は解体し、備品については使用できるものについては組合の他の施設において使用することとしています。施設解体事業費の負担割合については、協議書に記載のとおりとするものでございます。

関係法令として、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明といたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます

○議長（大川憲明） 説明を終了し質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 93 号 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分の協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 94 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 94 号 飯綱町子育て世代支援施設条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕（議案第 94 号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、議案第 94 号 飯綱町子育て世代支援施設条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 2 ページ上段をお願いします。説明につきましては、議案の提案説明書で行います。

それでは議案の提案説明書 2 ページ上段をお願いします。

制定理由でございますが、子育て世代の多様な働き方の推進や、妊娠期からのきめ細かな切れ目のない包括支援を行うため、新たにワークセンター事業と子育て支援センター事業を実施する複合施設を整備したことから、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、名称、位置、事業、使用料等で、本条例の制定に伴い、飯綱町ワークセンター条例を廃止する旨、附則で規定しております。なお、廃止します飯綱町ワークセンター条例は、現在、要綱として規定しております飯綱町子育て支援センター事業実施要綱と同様、飯綱町ワークセンター事業実施要綱として新たに整備いたします。施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 94 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 95 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 95 号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕（議案第 95 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 95 号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書並びに議案の提案説明書 2 ページ中段をご覧ください。

改正理由及び主な改正内容をご説明いたします。本条例は、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めておりますが、近年の長期契約の多様化に対応するため、事務用機器又は車両の賃貸借に限らず、物品の賃貸借は長期継続契約を締結することができる契約とするなど、締結できる契約を見直すとともに、契約の期間は原則 5 年を限度とするなど、支出の平準化により、一年度において過度な負担とならないようにするもので、県、近隣市町村の例に準じて改正するものです。

施行期日は公布の日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 95 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 96 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 96 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕（議案第 96 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 96 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書並びに議案の提案説明書 2 ページ下段をご覧ください。改正理由及び主な改正内容をご説明いたします。人事院規則の改正に伴い、県などに準じ、防疫等作業手当について、新型コロナウイルス感染症対策に係る手当を特例として支給できるようにするもので、町長が特に必要と認めるとき、医療職等の職員が新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行った措置に対して、特殊勤務手当を支給するように附則で定めるものです。金額については、規則で定めることとしていますが、作業に従事した日 1 日につき 3 千円、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した

場合にあっては、4千円の支給を予定しております。

施行期日は公布の日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。今回の条例改正は、職員の勤務手当の改正、労働条件の改善の内容だと思いますが、職員組合との協議や懇談はなされたか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 職員組合とも話合いのうえ、進めてきているところでございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第96号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第9、議案第97号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕（議案第97号）

○総務課長（徳永裕二） 恐れ入りますが、始めに資料の訂正をお願いいたします。新旧対照表でございますが、4ページ、第5条 飯綱町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正の（延滞金の割合の特例）の部分です。第5項、条文の4行目の2つ目のアンダーラインの後に「こ」が入ってしまっていますので削除をお願いします。

それでは、議案第97号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書並びに議案の提案説明書3ページ上段をご覧ください。改正理由及び改正内容をご説明いたします。地方税法等の改正に伴い、制定附則にある、延滞金の割合の特例について、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改正するとともに、平均貸付割合の規定を追加するもので、税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の他、後期高齢者医療に関する条例など、5つの条例の関係部分などを改正するものです。

施行期日は令和3年1月1日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第97号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をいたしました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 98 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕（議案第 98 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 98 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。

議案書並びに提案説明書 3 ページ中段をご覧ください。

改正理由、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 113 号）の改正に伴うものです。

主な改正内容ですが、平成 30 年度介護保険報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護専門員を管理者としない取扱いを可能とするものです。

新旧対照表をご覧ください。第 6 条 2 項に但し書きが追記となります。「主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。」。附則 2 として、経過措置を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するもの。附則 3 は、令和 3 年 4 月 1 日以降における規定適用の読み替えです。

施行期日は、公布の日から施行。ただし、第 6 条第 2 項にただし書きを加える改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 98 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 99 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 11、議案第 99 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕（議案第 99 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第 99 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書、議案の提案説明書 3 ページ下段から 4 ページ、並びに議案の新旧対照表最終ページをご覧ください。

それでは、議案の提案説明書により説明させていただきます。

改正の理由ですが、一般廃棄物（し尿）処理に係る手数料について、近隣市町村との均衡を図るため改正するものでございます。

主な改正内容ですが、180 リットル以下の基本料金を 1,680 円から 1,750 円に、180ℓを超えた場合の加算料金は、18ℓにつき 168 円から 175 円に、仮設トイレの場合の特別料金を 2,320 円から 2,440 円にそれぞれ改正するものです。

施行期日は令和 3 年 4 月 1 日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 99 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思えます。再開は 11 時 25 分とします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの瀧野議員からの質問に対して、教育次長から説明があります。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） それでは、先ほど瀧野議員からご質問があった点について、報告書の 15 ページをお願いいたします。上段の成果と課題、表の数値のご質問ですが、大変申し訳ございません、ご指摘のとおり、数値が間違っておりますので、訂正をお願いいたします。

上段からお願いいたします。利用延べ人数の表中の 6 を 36 に、45 を 49 に、968 を 1,018 に、745 を 776 にお願いいたします。

◎議案第 100 号の上程、説明

○議長（大川憲明） それでは、続けます。日程第 12、議案第 100 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕（議案第 100 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 100 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）について、ご説明申し上げます。

議案書並びに議案の提案説明書 4 ページからご覧ください。令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、1 億 9,020 万円を増額し、補正後の予算額を 107 億 4,822 万円とするものでございます。また、事業費の増減等による合併特例債、災害復旧事業債の変更、新規事業に伴う緊急自然災害対策事業債の追加の地方債の補正を計上しております。

まず、歳出についてご説明します。

議会費、総務費等各款の職員給与関係経費につきましては、今年度の人事異動等による人件費の調整でございます。

2 款、総務費では、表彰費で 15 周年表彰に伴い 40 万円、庁舎建設事業で転石の発生に伴う地盤改良、新型コロナ対策を考慮した窓の変更などに伴い 850 万円、ふるさと応援基金積立金で寄附金が増加する見込みとなったことから 5,089 万円、コミュニティ助成事業で追加の申請が可能となったことから 250 万円をそれぞれ増額、地域活性化プロジェクト事業は地域おこし協力隊員 1 名の退任に伴う減額、飯綱町総合戦略事業で来年度の総合戦略の改定に向け人口ビジョンの時点修正を行うため 107 万 8 千円、しごとの創業・都市交流拠点利活用促進事業でいづなコネクト両施設の利用が非常に好調で光熱水費等に不足が生じることから計 303 万 5 千円、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業でしなの鉄道に対する車両検査費用の負担金が必要となったことから 370 万円、ふるさと納税事業費では寄附金の増加に伴う返礼品、送料、業務委託等の増加で計 8,911 万円をそれぞれ増額しております。

3 款、民生費では、後期高齢者医療事業、国民年金事業、国民健康保険事業、介護保険事業のシステム改修や特別会計に計上している人件費の調整分を増額、保育一般事務費で広域入所児童数の減、認定こども園等利用児童数の増により差し引き 120 万円を増額、その他保育園の会計年度任用職員に係る人件費を減額しております。

4 款、衛生費では、結核予防費で X 線デジタル撮影検査の委託料不足分 89 万 6 千円、病院施設費でマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の導入費用 217 万 8 千円をそれぞれ増額しております。

6 款、農林水産業費では、町単土地改良事業で新規事業の緊急自然災害防止対策事業、姥地区水路、平出大川の改修費用 4,070 万円、団体営事業で御所ノ入用水蓋掛、東黒川排水路転落防止柵設置の費用 880 万円をそれぞれ増額しております。

7 款、商工費では、商工振興対策事業で町商工業振興資金の利子補給金及び保証料補給金を 683 万円増額しております。

9 款、消防費では、防災対策費で防災行政無線のデジタル化で送信局が増加したことなどから、電気料 28 万円を増額しております。

10 款、教育費では、小中学校管理費で新型コロナ対策の加湿器購入費、保護者向けの音楽会 DVD 作成など計 136 万 1 千円を増額しております。

11 款、災害復旧費では、7 月 8 日豪雨災害の査定の終了等に伴い、農地補助災害復旧事業で 2,000 万円の減額、農地単独災害復旧事業で 1,440 万円の増額をしております。

14 款、予備費を 410 万 5 千円増額し、財源調整をさせていただきました。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。

13 款、使用料及び手数料では、いづなコネクト両施設の使用料を 320 万円増額しております。

14 款、国庫支出金では、保育所運営費負担金 60 万円、介護保険事業、後期高齢者医療、国民年金事務のシステム改修への補助金計 82 万円、小中学校の新型コロナ対策への補助金 68 万円をそれぞれ増額、事業費の減に伴い災害復旧事業費国庫補助金を 1,650 万円減額しております。

15 款、県支出金では、保育所運営費負担金 30 万円、団体営事業への補助金 800 万円を増額しております。

17 款、寄付金では、ふるさと応援寄付金を 1 億 4,000 万円増額。

20 款、諸収入では、コミュニティ助成事業の追加申請に係る 250 万円を増額。

21 款、町債では、庁舎建設事業の増額に伴い合併特例債を 850 万円増額、町単土地改良事業の新規事業に伴い緊急自然災害対策事業債を 4,070 万円増額、災害復旧費の精査により公共土木施設及び農地農林施設等災害復旧事業債を計 150 万円増額しております。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 100 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 101 号から議案第 105 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第 13、議案第 101 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、

日程第 14、議案第 102 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 15、議案第 103 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、

日程第 16、議案第 104 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）、

日程第 17、議案第 105 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）、

以上 5 件は補正予算案件であります。これより、一括して 5 件の提案理由の説明を受け、最終日 12 月 11 日に、質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第 101 号から議案第 105 号の提案理由の説明を求めます。

梨本住民環境課長、議案第 101 号、議案第 102 号の説明をお願いします。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 101 号・議案第 102 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第 101 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

それでは、議案書及び議案の提案説明書 9 ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

補正予算の概要ですが、補正前の予算額 13 億 3,859 万 8 千円に、歳入歳出それぞれ 82 万 5 千円を増額し、補正後の予算額を 13 億 3,942 万 3 千円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入につきましては、保険税を新型コロナウイルス感染症の影響により減免したことから 95 万 9 千円の減となりましたが、国からその分の財政支援を受けたことから国庫支出金が 95 万 9 千円の増、歳出においては職員の異動により 82 万 5 千円の増それに対応し、一般会計からの特別会計への繰入金と同額の増となるものです。

以上、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第 102 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

それでは、議案書及び議案の提案説明書 9 ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

補正予算の概要ですが、補正前の予算額 1 億 6,256 万 7 千円に歳入歳出それぞれ 55 万 7 千円を増額し、補正後の予算額を 1 億 6,312 万 4 千円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入につきましては、税制改正に伴うシステム改修費として、一般会計からの繰入金を 55 万 7 千円増額し、歳出において同額を委託料として増額するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 引き続き、山浦保健福祉課長、議案第 103 号の説明をお願いします。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 103 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 103 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について提案説明をいたします。

提案説明書 9 ページ下段をご覧ください。

補正概要ですが、歳入では国、県負担金補助金の額が決定したことによる増減補正、歳出では、4 月当初の人事異動と育休代替え職員に伴う支給要件の変更による職員給与関係費及び保険給付費の各サービス費の増減です。今回、歳入歳出それぞれ 384 万 8 千円を減額し、補正後の予算額を 12 億 7,603 万 2 千円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入としまして、国庫負担金（介護給付費）48 万 2 千円減、国庫補助金 309 万 9 千円増、内訳は、（地域支援事業交付金）180 万 9 千円減、（保険者機能強化推進交付金、額決定により）227 万 5 千円増、（介護保険保健者努力支援交付金、額決定により）263 万 3 千円増です。

県負担金（介護給付費）48 万 3 千円増、県補助金（地域支援事業）90 万 5 千円減、一般会計繰入金は、604 万 3 千円減、内訳は、（地域支援事業）90 万 5 千円減、（事務費繰入金）85 万円増、（介護給付費準備基金繰入金）598 万 8 千円減額です。

歳出では、総務管理費（職員給与関係費）85 万円増、地域包括支援センター費（職員給与関係費）469 万 8 千円減額です。

保険給付費は、総額の増減はありませんが、サービスの動向と国県補助の歳入財源に合わせ調整するものです。減額では、地域密着型介護サービス給付費 1,500 万円減、地域密着型介護予防サービス給付費 200 万円減。増額では、施設介護サービス費 900 万円増、居宅介護サービス給付費 350 万円増などです。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（大川憲明） 引き続き、大川病院事務長、議案第 104 号の説明をお願いします。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 104 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 104 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）

についてご説明致します。議案書並びに議案提案説明書をご覧ください。

議案の提案説明書 10 ページ中段をご覧ください。

補正の概要は、病院事業収益及び事業費用ともに、312 万 9 千円を増額し、補正後の合計を収益・費用ともに 24 億 102 万 7 千円にするものです。

主な補正内容は、事業収益では、オンライン資格確認制度対応のためのシステム改修費の増に係る他会計負担金の増補正と、オンライン資格確認システム関係補助金によるその他医業外収入の増補正です。事業費用では、オンライン資格確認システム関係補助事業による委託料の増補正です。オンライン資格確認システムとは、マイナンバーカードの保険証利用が 2021 年 3 月から開始されます。そのために、医療機関窓口で患者の直近の資格確認が可能となるもので、保険請求に関わる過誤請求の削減が期待されるというものです。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（大川憲明） 引き続き、土倉建設水道課長、議案第 105 号の説明をお願いします。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 105 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 105 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の提案説明をいたします。

議案書並びに議案の提案説明書 10 ページ 下段から 11 ページをご覧ください。

補正の概要ですが、クリーン飯綱の処理施設改築実施設計業務で、管理汚泥棟耐震補強設計業務を社会資本整備総合交付金事業の国庫補助申請を行っており会計の勘定科目を統一するため、収益的収支から資本的収支への予算の振替が必要となったための補正予算であります。

主な補正内容ですが、収益的収入支出で、収入は、営業外収益の国庫補助金を 500 万円の減額、支出で、営業費用の総係費委託料の 1,100 万円の減額、予備費を財源調整のため 600 万円増額して、収入支出それぞれ 500 万円の減額といたします。資本的収入支出で、収入は、国庫補助金 500 万円の増額、支出で、建設改良費の委託料が 1,100 万円の増額であります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 以上で説明を終了します。

◎議案第 106 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 18、議案第 106 号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 106 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 106 号 財産の取得について、提案説明をいたします。

議案書並びに議案の提案説明書の 11 ページ中段をご覧ください。

財産の取得、数量は、家屋 1 棟、170.89 平方メートルの若者住宅です。

所在は、飯綱町大字黒川字原田 3208 番地 1、住宅地造成の原田地区内にあります。

取得の方法は、譲渡契約による、財産の買取りです。

契約金額は、4,359 万円です。

契約の相手方は、住所 長野市大字南長野 南県町 1003 番地 1、氏名 長野県住宅供給公社
理事長 太田寛です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 106 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 107 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 19、議案第 107 号 飯綱町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることの同意についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 107 号）

○産業観光課長（平井喜一郎） 議案第 107 号 飯綱町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることの同意について、ご説明をさせていただきます。

議案書並びに議案の提案説明書 11 ページ下段をご覧ください。

まずは、関係法令について説明をさせていただきます。農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項には、「市町村長は、農業委員会委員の任命にあたっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない。」と定められており、同項中にただし書きとして、省令で定める場合は「この限りでない。」と例外規定を定めています。

次に農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号には、委員の過半数を認定農業者等とすると、委員の任命に著しい困難が生ずる場合、委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等とすることについて市町村の議会の同意を得たときは、例外規定に該当させることができると定められております。

続いて、提案理由及び内容について、具体的に説明させていただきます。現在の農業委員会委員の任期が本年12月31日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、9月1日から10月9日まで地域や団体からの候補者の推薦及び募集を行ったところ、委員の定数と同数の16名の推薦がございました。推薦者のうち認定農業者等が5名と同法が規定する原則委員の過半数を認定農業者等とする規定を満たしていないことから、同法第8条第5項ただし書きの例外規定を適用する必要があるため、議会の同意をお願いするものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

ご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第107号 飯綱町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意については、原案のとおり同意されました。

◎議案第 108 号から議案第 123 号までの一括上程、説明、質疑、討論

○議長（大川憲明） 日程第 20 議案第 108 号から日程第 35 議案第 123 号までは、飯綱町農業委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案であります。

これより、一括して 16 件の提案理由の説明を受け、一括して質疑、討論を行いたいと思います。なお、採決は議案ごとに行います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行します。

それでは、日程第 20 議案第 108 号から日程第 35 議案第 123 号の飯綱町農業委員会委員の任命についての 16 議案を一括議題として提案理由の説明を求めます。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 108 号から議案第 123 号）

○産業観光課長（平井喜一郎） ただ今一括議題とされました議案第 108 号から第 123 号飯綱町農業委員会委員の任命について、ご説明をさせていただきます。

議案の提案説明書 12 ページをご覧ください。

本件は農業委員会委員の任期が本年 12 月 31 日で満了となりますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員として任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

まず、議案第 108 号の熊木達郎氏につきましては、現在 43 歳でございます。町の認定農業者であり、番匠農家組合より適任者であると推薦されています。2 期目となります。

次に、議案第 109 号の小林達也氏につきましては、現在 50 歳でございます。町の認定農業者であり、四ツ屋農家組合より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 110 号の上野孝信氏につきましては、現在 73 歳でございます。西黒川区より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 111 号の寺島一義氏につきましては、現在 58 歳でございます。古町区より適任

者であると推薦されています。

次に、議案第 112 号の高橋きよ氏につきましては、現在 74 歳でございます。地藏久保区より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 113 号の高橋明彦氏につきましては、現在 63 歳でございます。北川農家組合より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 114 号の佐藤吉晴氏につきましては、現在 67 歳でございます。町の認定農業者であり、普光寺区より適任者であると推薦されています。

続いて、議案の提案説明書 13 ページをご覧ください。

議案第 115 号の深津清一氏につきましては、現在 61 歳でございます。町組より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 116 号の山田良一氏につきましては、現在 72 歳でございます。中峰組より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 117 号の穂谷周一氏につきましては、現在 67 歳でございます。倉井区より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 118 号の山浦今朝治氏につきましては、現在 69 歳でございます。川北東部組より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 119 号の大川喜樹氏につきましては、現在 64 歳でございます。町の認定農業者であり、上赤塩組より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 120 号の馬島岳彦氏につきましては、現在 62 歳でございます。東柏原組より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 121 号の小林繁美氏につきましては、現在 64 歳でございます。町の認定農業者であり、ながの農業協同組合より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 122 号の坂口ゆみ氏につきましては、現在 37 歳でございます。飯綱女性会議より適任者であると推薦されています。

次に、議案第 123 号の小柳規氏につきましては、現在 71 歳でございます。飯綱町商工会より

適任者であると推薦されています。

以上 16 名の内、認定農業者等は 5 名で、さきにご決定をいただきました委員の 4 分の 1 を満たしております。

なお、任期につきましては、令和 3 年 1 月 1 日から 3 年でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

ご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、議案第 108 から議案第 123 号までの 16 議案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。清水均議員。

○1 番（清水均） 1 番、清水均です。高橋きよ氏について、大字坂口となっております。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。住所が坂口で、行政区が地蔵久保です。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから議案第 108 号から議案第 123 号までの 16 議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、議案第 108 号から議案第 123 号までの 16 議案について討論を終了し、議案第 108 号から議案第 123 号までの 16 議案について議案番号順に採決を行います。

この採決は起立によって行います。

◎議案第 108 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 20、議案第 108 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 108 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 109 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 21、議案第 109 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 109 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 110 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 22、議案第 110 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 110 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 111 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 23、議案第 111 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 111 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 112 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 24、議案第 112 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 112 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 113 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 25、議案第 113 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 113 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 114 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 26、議案第 114 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 114 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 115 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 27、議案第 115 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 115 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 116 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 28、議案第 116 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を

行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 116 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 117 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 29、議案第 117 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 117 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 118 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 30、議案第 118 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 118 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 119 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 31、議案第 119 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 119 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 120 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 32、議案第 120 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 120 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 121 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 33、議案第 121 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 121 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定

しました。

◎議案第 122 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 34、議案第 122 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 122 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 123 号の採決

○議長（大川憲明） 日程第 35、議案第 123 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数。

したがって、議案第 123 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎発議第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 36、発議第 11 号 国土強靱化対策の推進を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 14 番、青山弘議員。

〔14 番 青山弘 登壇・説明〕（発議第 11 号）

○14 番（青山弘） 議席番号 14 番、青山弘。発議書を朗読いたします。

発議第 11 号、令和 2 年 11 月 26 日、飯綱町議会議員 大川憲明 様、提出者 飯綱町議会議員 青山弘、賛成者 飯綱町議会議員 風間行男、同じく原田幸長。

国土強靱化対策の推進を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由については、裏面をご覧くださいと思います。

国土強靱化対策の推進を求める意見書。

近年、我が国は、気象の急激な変化等により、豪雨、暴風・波浪、地震など自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、住民の安心・安全が脅かされる甚大な被害が発生しています。

こうした自然災害に備え、国民の生命・財産を守る「防災・減災、国土強靱化」の取組は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。

本町においては、町民の生命と財産を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らせず、迅速な復旧復興が可能な強靱な地域づくりを推進するため、国土強靱化の取組を推進しています。

よって、国においてはこれらの状況を踏まえ、対策を推進していくうえで、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要があり、下記事項について措置されるよう強く要望いたします。

1、令和 3 年度以降も継続して国土強靱化に計画的に取り組むため、必要な予算を確保し、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の延長と事業規模の拡充を図ること。

2、頻発、激甚化する災害に対し、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進するための取組に必要な予算の確保、補助対象事業の拡大などに努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 11 月 26 日。長野県 飯綱町議会議員 大川憲明。内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。青山弘議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第 11 号 国土強靱化対策の推進を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎陳情の付託

○議長（大川憲明） 日程第 37、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

11 月 30 日の本会議は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 1 時間繰り上げて

午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、11月30日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

散会 午後 0時14分

令和2年12月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和2年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年11月30日（月曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第124号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第125号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 4 議案第126号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正
する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄		
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（1名）

8番 荒川 詔夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村 勝盛	教育長	馬島 敦子
総務課長	徳永 裕二	企画課長	土屋 龍彦
税務会計課長	永野 光昭	住民環境課長	梨本 克裕
保健福祉課長	山浦 克彦	産業観光課長	平井 喜一朗
建設水道課長	土倉 正和	教育次長	高橋 秀一
飯綱病院事務長	大川 和彦	総務課課長補佐	清水 純一

事務局職員出席者

事務局長	笠井 順一	事務局書記	関 竜典
------	-------	-------	------

一般質問一覧表

順	議席	氏名	発言事項
1	13	原田重美	1. コロナ禍時代の政策理念と令和3年度予算編成について
			2. 地方再生に向けた政策の点検、拡充について
2	12	渡邊千賀雄	1. 来年度の予算編成について
			2. 農業の所得向上策は
			3. 町エネルギービジョンについて
3	4	目須田修	1. 建設した（建設中）の施設に係る費用（見込）について
			2. 公園構想について
			3. 住民（区・組等）から要望があった道路・側溝などの修繕について
4	9	伊藤まゆみ	1. 介護特例加算の利用者負担への支援を
			2. 町立飯綱病院4階の介護病床の今後は
			3. iバスの更なる拡充を
5	5	瀧野良枝	1. 多様で適切な教育機会確保の観点から問う
			2. 学習に困難を抱える児童生徒へのICT（情報通信技術）の効果的活用を

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。
ございます。

今 12 月定例会も 9 月定例会同様、コロナ感染対応の議会となっておりますので、皆さまの協力をよろしくお願いいたします。

本日は会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 1 時間繰り上げて行います。

これより、令和 2 年 12 月飯綱町議会定例会を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第 1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通告しておりますので簡潔に発言されるようご協力願います。

また、コロナ感染症防止対策のため事前にご通知のとおり、質問時間 1 人 40 分での対応をお願い致します。

◇ 原 田 重 美

○議長（大川憲明） 発言順位 1 番、議席番号 13 番、原田重美議員を指名します。原田重美議員。

〔13 番 原田重美 登壇〕

○13 番（原田重美） 議席番号 13 番、原田重美です。今も議長から話がありましたように、40 分という持ち時間ありますので、やや駆け足的になろうかと思いますが、よろしくお付き合いをいただきたいと思っております。

最初に、1項目のコロナ禍時代の政策理念と、令和3年度予算編成についてということで進めます。今、地球規模の新型コロナ感染は再拡大をしまして、町内でも心配された感染者が残念ながら出てしまっています。国民の日常生活、経済社会活動の変革が迫られている中で、令和3年度の予算編成が始まっているわけですが、町長は今任期、最終年の予算編成、折から第2次町総合計画も後期5カ年計画の策定というところに進んでいかなければならない中であって、新たな節目を背景にした地域づくりの理念と姿勢、そして、施策の柱はどのようなものであろうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。お答え申し上げます。

コロナ禍時代の中の特別な予算編成、またそこに特別な理念等々を新たに検討するというのは、今のところ用意はございません。特に、まちづくりの理念というものについては、本来飯綱町が持っている今の基本構想の理念として、既にうたっている、豊かな自然、そしてみんなが郷土を愛し、みんなの力で住みよいふるさとをつくっていこうと、これはいつの時代も変わらないと思っております。

コロナ禍において一番注目しているのは、国の予算編成がどうなるかというのに大きな興味を持って見ております。たぶん、今年度実施をしてきました商工振興資金の貸し付け、商店や宿泊業等々への支援については、必要によって次年度以降においても考えていかなければならない要素が十分あるのではないかと考えております。商工業者以外の皆さんについては、全く問題ないのかと言えばそういうわけでもございません。その点、これからの予算編成の中で、臨機応変に対応するために一定の金額的な余裕を持って編成していかなければいけないだろうなど、そういうことで進んでいきたいと思っております。ただ、新年度の経過の中でどんな事業を進めていくかということについては、ソフト事業ではございますけれども、自然環境保全条例を一層充実させていくとか、環境景観条例については着々と準備が進んでいて、来年度中には議会にご提案ができるようなペースで、今、仕事を進めております。

これは後ほど申し上げたいと思いましたが、いろいろな問題を解決してきて、残った大きな問題は、私は三水地区の水道問題だと捉えております。どこに水源を求めるか、浄水場を直すか、水源を新たに求めた上で何かをするとか、そういう具体性は未定ですが、8億円から10億円ぐらいのお金がいずれにしても必要になるだろうと。それを財源的に水道会計だけで処理をしていくのはあまりに無理があり、一般会計の中でそれに対応する基金の造成をまずしていかなければならない。そのスタートにしたいということは、今、はっきり申し上げたいと思っています。そういう方向で進めていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 基本的な姿勢といたしますか、それは理解しました。

まず、コロナの関係については、もう既にいろいろやっていかなければならないので来年度予算ということではないですけれども、3人の方が感染したということで、全国的にも収束は見通せない状況であります。そういう中で、われわれの地域においても、偏見差別があつてはいけない、こういうことにきちんと今から、来年度事業の中でもしっかり位置付けをして、生活困窮者あるいは事業者、失業に遭うというような方々、これらのために国・県とともに十分に留意をした施策を進めていってほしいと思います。その点、特に今はないという話でしたが、きちんとやってもらえるように、一言。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 極めて大事なことで、私はこういう時代になればなるほど、開会のあいさつで申し上げましたけれども、社会的に弱い人たちのためになる施策をやっていかなければならないのだろうなど。そのために、先ほど、若干の余裕を持つ財政的な運用をさせていきたいというのは、必要性に応じて手が打てるような柔軟性を持っていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 予算の柱とかそういうものについて、今、水道の問題等もございましたが、町長も任期最後の年の編成の形で、10月には任期が終わるという中で、今年の予算というのは

通常予算の形で編成されていくと、骨格とかそういうことではなく、そういう認識を持ってもらっているということによろしいですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員がおっしゃるとおり、来年の10月に議会の議員さんも私も任期を迎えるわけですが、極端に言うと半分ぐらいの任期しか持っていないところで1年分の予算を編成していくというのは、これはいろいろな問題もあると思います。

今の予算の動きを見ますと、10月、11月に新たな事業の予算編成をして、そして残りの半年で取り組んでいくというのは、極めて緊急性のあるもの、すごいことがあれば別ですけども、大きな意味では、何のための基本構想、基本計画を立てるといえば、そういうことを平穩化、平準化していくための計画だと思っておりますので、必要な予算措置というものは、やはり例年並みにしていかなければいけないと思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 分かりました。

先に移っていきますが、2番目の点検、拡大という部分の質問でございます。時間の関係で前後してしまうかと思いますが、最初にお聞きしたいのは、地方創生関連におきまして、町の総合計画、あるいは総合戦略に基づいて事業は進んでいるわけですが、町長も9月の定例会で推進交付金を活用した地方創生事業は2年度で一区切りとする、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成してきたけれども、戦略、計画を一本化するという意味かとも思いますが、これを少し見直ししていくということをあいさつで表明されました。

これについての具体的な取組のありようというのは、どのようになると考えているわけですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 説明足らずで申し訳なかったかもしれませんが、27年につくった総

合戦略、その前の総合計画、非常に紛らわしいですが、地方創生事業をやるために総合戦略を立てたのですが、中身的には総合戦略は今 18 ぐらいの事業に取り組んでいます。この内容と、町全体の総合計画というのはダブっているところが極めて多いので、総合計画という計画に統一していったほうが、住民の皆さん、または議会の皆さんにも理解しやすいだろうと思って、一部見直しという表現を使わせてもらいました。見直すことによって大幅に総合戦略が変わってしまうのかというと、それは違っております。

ただ、長野市と長野広域という行政組合でやっているごみ処理等々の事業もあれば、3年ほど前から始まっている長野市と飯綱町で、個々でお互いに連携し合う連携中枢事業、この事業も多くの事業を一緒にやってきております。

従って、計画というようなものが、3つ、4つ、5つとなってきた場合に、そこら辺の連携等、一つの統一的なものに見直して、しっかり分かりやすいものにしていかなければならないだろうという意味で申し上げました。具体的な事業の中身については、総合計画等々に取り組んでいる最中でございますので、その中でいろいろ出てくると思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 確かに総合計画があって、総合戦略的取組という創生事業の取組、これが2つあって、私たちもどっちが筋になるのかという思いもありました。その辺はしっかりとやっていただくのは大いに結構なことだと思うわけです。

今後、創生事業はまだ進むわけですから、財政の健全化も考慮しながら、新たな視点で進めていただくことが必要だと思います。要するに、今までこの事業の中におきましては、箱物建設をいかに使っていくかということが大事な形になっていて、新たに考えるということになると、やはり地域の文化の高揚とか、伝統芸能の発掘、町内外との交流、関係人口の増加、このようなことを考えながらのソフト事業に一段と踏み込んでいくことが必要ではないかとも考えるのですが、町長、その点総合戦略に対する考え方はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私も同様に思っております。大変ご協力いただく中で、いわゆるハード、施設整備については、一通りのものがほぼ完成しつつあるという状況の中で、その施設を利用して新しい飯綱町の魅力づくりに励んでいきたい。それにはおっしゃるとおり、ソフト部門の強化というものが絶対に必要であります。

そういう意味では、単なる役場だけで考えるようなことではなく、外部人材、また、いろいろな住民の皆さんの参加、女性の皆さんの参加、若い人たちの参加というものが結集されてこなくては良いアイデアが出てこないだろうと思っております。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 先へ進めさせていただきます。

日本一のまちづくり、日本一のりんごの町、そして日本一女性が住みたくなるまちづくり、これが総合計画の挑戦的な大きな柱になっているということで、私たちも何ら異論はありません。ないのではありませんが、正直申し上げて、特に、りんご。農業関係を考えた場合に、何と申しますか、現状は高齢化や後継者不足の中で、遊休荒廃地は年々増えていく。私の周囲でも、生産者自身のりんごづくり、あるいは農業に対する諦めといえるような言動というものもかなり多いわけです。

町は決して施策に手をこまねいてきたということはないのであって、6次産業化等々に向けて、さまざまな施策を展開して成果も出てきているのですが、構造的な変化の中で、日本一を目指すという言葉と地域の現実というのが反比例して動いていると思わざるを得ない。これは誠に残念なことです。ここでもう一度、日本一を目指すためには、みんなで共有して、飯綱町らしいものをつくっていかうという狙いですが、改めて意識を共有し、農業全体の底辺を広げていく取組を再スタートしなければならない。私なりには、細かな部分ではさまざまな事業を展開してもらっているので、これが成果を上げていくことを期待しているわけですが、根本的な部分で地域や家族の話し合い、こうしたものが原点として、まさに町、地域、人、人材、仕事、地場産業、これらを連携させたプロジェクト事業というものを戦略的に進める。この辺から後期の計画をつくるに当たっても、考えの視点を定めて進めてほしいと思います。

町長、どのような取組をこれから後期計画に向けてされていくのか、お考えをお聞きしたい。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほど水道問題が課題と言いましたけれども、もう一つ言わせていただければ、投資をしている割に、大きな意味での成果が出てこないのが農業だと捉えております。ただし、皆さんもスーパーのチラシをご覧いただければお分かりのとおり、飯綱産のりんごは長野産のりんごよりも10キロで1,000円以上高い値段で出ております。長野産が5,800円なら飯綱産は6,800円で送りますという。それでも飯綱産のりんごのほうがいいよと言っていたけるうれしい現実というのは着々と伸びてきましたけれども、根本的な問題として、やはり生産の維持、生産量の増大においては、厳しい現実を迎えているという思いでおります。ただ、生産量を上げて農業出荷額が増えたという捉え方ではなく、前にも半農半Xのお話もございましたけれども、わずかな農業でも、そこに家族として維持をしていく、家族が団らんをしていく、子供たちが育っていく、そういう中での農業の捉え方というのは大きな力があると思えます。それはそれとして伸ばしていきたいのですが、新しいスマート農業がいいのか。私は、専業農家は専業農家、中間的な農家、そして家庭の趣味の延長線上にあるような農家、または観光農園等々の、1つの目的を持った農業経営というものを確立して行ってあげたいと。そこにどういった支援ができるか。農業の散布だけは共同でやりましょうとか、何はそれぞれ個々でやってくださいとか、そういうようなことをやりながら、農業を基軸とした豊かな飯綱町を形成していきたい。

それには議員おっしゃるとおり、もう一回みんなと、地域農業、担い手育成、もろもろも含めて、どうしていくという話し合いを持っていくことが、私も必要だと思っています。ぜひそういう意味では、集落創生事業、幾つもの区・組で取り上げてきてもらっておりますけれども、なお一層、地域でこの事業を取り上げてもらって、その中で、俺たちの組は、俺たちの区はこんな伝統と特徴があるのではないかと。これをどうする、こうするというような話の展開になっていただければと強く望んでおります。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 私も町長と意識を共有できているということを思いながら、今のお話を聞いておりました。

今までの議会においても、大きな農業を目指すだけではなく、どうも時代は家族農業とか、兼業、半農半Xというような言葉もあるようでございますが、Uターンを促進するための積極的な展開を行うなど、さまざまな提案が出ております。これらについて、私も全くそのとおりで思っているわけですが、やはり原点を忘れないようにした取組をしていかないと、日本一を目指すという、ある意味では言葉が先に飛んでいってしまうような話を、具体的に実現していくというのはかなり難しいだろうと。どうもこの問題は生産量だけの問題だけではなく、中身をどう高めていくか、いいりんごだと言われている飯綱、まさにそのことについてしっかり考えて、もう一回、この後期5カ年計画、総合計画を進めていく10年の中で形をつくってほしいと要望しておきたいと思います。以上で、農業関係は取りあえず終わります。

戻る形ですが、人口増加対策でございます。コロナ禍による農業志向、在宅勤務などの地方移住者の流れは、ある意味では地方に人口を増やすチャンスと捉えるわけですが、町としても人口増推進室がスタートし、これからが期待できるわけです。

町の基本計画においては、令和になります。最終的にも人口1万人は維持していきたいと、1万人規模のまちづくりをやっていききたいということでございます。そのために人口増推進室もできた流れの中で、その目標はたぶん変わらないまま行くと思いますが、もう少し具体的に、それに向けての取組というのはいかがでしょうか。絶対これならいけるというものもないわけですが、1万人に向けた総合計画という中での考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。人口増の関係で具体的な取組ということで、現状も含めお答えしたいと思います。

今、人口増の関係で、住む家の確保が飯綱町の一番の課題となっております。その課題の解

決として、現在、空き家の有効な活用を進めているところでございます。具体的には、現在、宅建協会と連携する中で、空き家の掘り起こしや、住環境の整備に力を入れているところでございます。

具体的な現在の進捗状況について説明をさせていただきます。まず、空き家の関係ですが、町民から直接の情報とか、区長、組長さん、また別荘所有者に情報を提供してほしいということで、今、情報の呼び掛けをお願いしているところでございます。今年度、87件の空き家の情報が寄せられ、そのうち所有者にアンケートを取りまして、空き家の利活用の希望が50件あったところでございます。具体的に宅建協会に委託をし、空き家の情報を整理して、不動産物件として公開したのが現在10件ございます。そのうち、3件の売買が成立をいたしまして、残り7件は現在も町ホームページで公開しているところでございます。このようにして、空き家に関しては、徐々にではありますが物件情報の整備が整いつつあるところでございます。

もう一つ、こういう空き家のようなものを希望する方と、あとは通常のアパートのようなものを希望する方もいらっしゃいます。そういったものについては、今、町が町営住宅等の建設を進めているところでございます。

情報関係でございますが、暮らしとか、仕事とか、そういったさまざまな情報を一元的に閲覧できる移住専門サイトを年内に公開をする予定でございます。また、来年1月からはオンラインによる移住相談も開始をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 分かりました。この問題も、われわれ議会の政策要望の中でも、もちろん大きなテーマとしてお願いをしている流れでございます。ぜひ、1万人確保という流れをしっかり意識して取り組んでいってもらうことをお願いします。

先ほどの日本一の関係で、女性が住みたくなるまちづくりという点で、少しお聞きしておきたい。これも素晴らしい事業でありまして、そうなることを願うわけですが、例えば、住んでお子さんを産んで育ててもらおうというような20代、30代の人口というのは増えていない、むしろ減っているわけです。平成27年に比べると115人も20代女性の人口が減っている。

30代も、平成27年の数字が481人で、これが60～70人減っているという流れで、なかなか効果が上がってこないわけです。

女性の地位向上というのは、男女共同参画事業を絡めた中でしっかり取り組んでいってもらうことが必要だろうと思います。町では、男女共同参画のアンケート調査も膨大なものがホームページで公表されていますが、そういう中で、女性自身の意識も足りないんだよ、男の人たちもきっと理解が足りないんだよというような、いろいろな課題が浮き上がっております。これらのことを考えると、日本一の住みたい町と人口増を絡めた形で大事な事業だと思います。その点について、町長ないし教育委員会の考え方がありましたら、お話をいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 男女共同参画、町の立場とすれば、今は女性職員が半数以上の時代ですから、管理職的なポストにも就いていただいたりとか、または議会で、行政委員会等々の構成メンバーの女性が占める割合をもう少し上げていくとか、いろいろな取組があります。中には、今すぐそういう立場にさせていただくと、かえってそのほうが窮屈だ、動きづらいという方もいらっしゃるかもしれません。けれども、基本的には占める割合を多くしていきたいと思っているのが一つです。

併せて、役場でいえば、女性が課長になったとすれば、お手並み拝見だというスタンスでいる限りは男女共同参画なんてあるわけがない。よし、この課長の中で、どういうふうに協力して、もっと違った行政が展開できるのかと真剣に考えるような環境にして誕生させてあげるようなことをしていかないと、なかなか本当の意味での女性参画にはならないと、常々話をしております。

議員のおっしゃるような方向にぜひ取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） 財政の部分で少し触れさせていただきます。現在は、大変職員の皆さんの

ご努力もありまして、健全な状況で進んでいることは私も認識しております。しかし、これからコロナの問題等、いつ収束していくか分からないという中にある。あるいは、17年に飯綱町が合併してからの優遇財政措置が今年で終わる。そのような中で、将来負担を残さないためには、職員の皆さんには釈迦に説法ですが、少子高齢化の中での扶助費等も増えていこう、あるいは補助金の増加などが財政を圧迫していくということで、負担を残していくことがないのか心配するところもあります。その点、しっかり心して財政運営を進めてもらいたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員からは、しばしば財政問題についてのご質問をいただけてきましたけれども、一定の評価をいただいたのは初めてのような気がして、本当にありがとうございます。財政運営、私は事務員上がりの首長としては、そういう点ではしっかりやっていかなければならないと特に思っておりましたので、御礼を申し上げたいと思っております。

おっしゃるとおり、コロナ禍、または人口減少。この国勢調査で人口がどの程度の減少でとどまるか、交付税にもものすごく反映してくる数字でございますので、どんな数字が出るか非常に興味を持って、今、注視をしているところでございます。

全体的な財政運営としては、どんな時代においても、単に自主財源をただそこで使っていけばいいやという財政運営ではありません。今回、1億9,000万円の補正をお願いしてございますけれども、1億4,000万円は寄付金です。残りの約5,000万円は、農林のほうの水路の工事等です。約5,000万円の工事を上げておりますけれども、そのうち880万は全額国庫補助金、残りの4,070万円は全部貸してくれて7割交付税措置をしてくれるということ。よって、1億9,000万円の予算ですけれども1,200万円の自主財源で今回の補正予算を組んでいるというような財政運営だにご理解していただいても、極端ではありますけれども、結構だと思っております。

各課がそういう取組をしていくのは、これからますます求められるだろう。そして首長は、

それに向かって、県でもどこでも飛んで行くのが大きな仕事であろうと思っています。

新しい事業は、悪いけれども来年度は少し厳しく、コロナの関係があるのもう一年延ばせるものは延ばしてほしいというような指示を出しましたけれども、常にそういう気持ちで財政運営に当たっていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 原田議員。残り4分です。

○13番（原田重美） 時間も目いっぱいになってきているので、最後にお聞きして終わりたいと思います。

いずれにしても予算は、骨格予算というわけにはいかない。やはり、3分の2が終わった時点での任期満了という形ですから、きちんとしたある程度の予算を組んでいかなければならないと思います。そういう意味では、町民の安心安全、そして持続可能なまちづくりへ、町長の意欲的な取組を期待するわけでございます。

それにつきましても、ここまでの町長のこの場でのいろいろなご意見やお考えをお聞きしておりますと、やはりここでタイミング的には町長の次期への挑戦に対する、現時点でどのような意識を持っておられるか、このことをお聞きしながら質問を終わりたいと思います。この点ご答弁いただける部分はございますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 考えていなかったと言えようそになると思いますけれども、任期8年というのはフル回転するとかかなり頑張ってきたなというイメージで、今後ということになると、またいろいろな意味で、新たにいろいろなことを考えなくてはという気持ちです。

○議長（大川憲明） 原田議員。

○13番（原田重美） そういうお気持ちということで、前向きと受け止めておきたいと思います。

時間的にはほぼ満杯でしょうか。

○議長（大川憲明） はい。

○13番（原田重美） 駆け足質問で申し訳なかったのですが、私の質問は以上で終わりたいと思

います。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 原田重美議員、ご苦労様でした。

暫時休憩に入ります。再開時間は9時55分とします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時55分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇〕

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。質問通告によりまして、順次、質問させていただきます。

最初に来年度の予算編成についてお伺いいたします。この件は先ほど同僚議員もお尋ねになったのですが、私も質問させていただきます。

1つは、町長の2期目の総仕上げの予算編成に当たるという位置付けになると思います。予算の編成権はもちろん町長にありますし、公約に対しての実現化でもあります。町民も非常に期待し注目しております。そこで、来年度の予算編成方針と重点施策について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。予算編成の基本的な方針でございます。先ほど原田議員のご質問にもお答え申し上げましたけれども、来年10月いっぱい改選ですから、約半分の予算を編成する権限があるということで考えますと、私は来年度が総仕上げというお話にもなると思いますが、実質的には令和2年度、今年度の予算編成を大きな一区切りで編成をしてきたつもりでおります。従って、設備投資等々の事業については、今年度で大きな一区切りを

付けたいと再三申し上げてまいりました。令和3年度以降については、今の残った設備的なものについては整備をしていく必要がございますけれども、新たな設備投資的な事業に入るとい
う考えも予定もございません。

重点としておりますことは、ソフト的なことですけれども、今やってきた事業をいかに充実
させて新しい魅力を飯綱町につくっていくか、そして人口増対策、また、基本的に進めてきて
いる農業を中心とした産業について、もう一度基本的な対応を進めていきたいと、それを基本
にして予算編成をお願いしたところでございます。従って、新規の事業については少し時間を
置いて考えてほしいということを、珍しく指示いたしました。

ただし、先ほど答弁の中にも申し上げましたとおり、まだ任期で約束をしたことを事実上実
行できていないのが水道問題でございます。これについては、先ほども申しましたとおり、繰
り返しになりますけれども、一定の設備投資の金額を水道会計だけで補うことは水道料金に反
映していくこととなりますので、これはなるべく避けたい。従って、一般会計でたぶん新年
度に新しい水道施設整備基金条例なり、何とか条例というものを設置して、明確に基金の造成
に入っていったほうがいいと思っております。3年から5年かけて必要金額をぜひ基金として
持ちたい。しかもその財源としては、これだけ好評で大変喜ばれてきたふるさと応援寄付金。
これを大きな1つの財源として基金を造成していきたい。これを水道会計にどういう形で支出
するか。出資金でもいいだろうし、または町が施設を持って水道会計に極めて安い値段で貸し
出すようなスタイルもいいだろうし、やり方はともかく、後の検討をお願いしたいと思ってお
ります。もとになる基金をしっかり持っていきたい。これを大体実施すれば、大きな意味でハ
ード事業等々の終わりが見えてくるかなと思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今年度の事業を大いに取り組みながら最後の編成期を迎えていると、そ
のような考え方でいらっしゃると思います。

確かに今、庁舎建設をはじめ、いろいろな施設整備が進められてきています。町民の目にも
非常に大きく映っています。町の財政規模とすればということも時々、町民のほうからも言わ

れますが、それなりの対応を取って計画どおりの予算執行をしてこられたと思います。その中で今期の予算編成は、そういう点では今任期の総仕上げの的なのではないかと町民も、そして私どもも思っております。そういう中で今、町長は水道問題、そしてふるさと応援基金など、非常に重点的に考えておられるとおっしゃいました。これも確かに町民の要望でもありますし、後の問題にも絡んでくるのですが、ぜひここで町長が掲げてこられた公約の最終的なチェックをかけながら、次期に向けて、また、今年度の総仕上げとしての予算編成に当たると思いますので、町民への公約を頭に置きながら、その実現に向けて取り組んでいただきたいと思うわけでありまして。答弁について後で少し触れますが、水道問題、それから農業問題、また、地域の経済対策の問題なども大いに取り組んでいただいて、飯綱町の目指すふるさと日本一の村に向けての取組をさらに広めていただきたいと思っております。

予算編成では、町民要望の問題が細かいことも含めていろいろ出てきていると思っております。そういうものを積み上げていっていただいて、ぜひ実現化の方向に向けて取り組んでいただきたいとそう思うわけでありまして。そういう点で2、3触れていきますがお願いいたします。

1つは、この間、取り上げてまいりましたが、加齢性の難聴者への補聴器購入補助制度の実施について、どう考えられるかという点であります。今、少子高齢化のもとで、加齢性の難聴者が非常に増えているという状況があります。われわれもよく会議で一緒になる中で、非常に聞きづらくて困っておられるし、われわれが話を進める際にも非常に難しいことが多々あります。そういったことも踏まえて、今、難聴者の15%ぐらいしか対策を取っていないという状況だと思っております。それは、補聴器が高額であったり、また、自分で我慢しているという結果だと思っております。そうしますと結局、会話が少なくなったり、会合や外出の機会が減ったり、コミュニケーションの障害が起こって、さらには認知機能にも影響してくるということで、社会的弱者にもなりかねないと言われておりますし、指摘されております。そういう社会的弱者を生まないためにも、補聴器の補助制度を実施されて、満足に社会生活が送られるような、そういったことを補助すべきだと思っております。この補助制度を前回取り上げたときには、研究して検討していきたいと表明されておりました。そういったことも含めて、この難聴者への補聴器購入制度

の取組はどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この件については議員から再三、一般質問を受けております。何回も要望があったからというわけではございませんけれども、比較的裕福な方については20万円を超えるような補聴器もあるようでございます。また、障害者手帳をお持ちの方は県のそれなりの助成制度があります。

私もどちらかといえば、大勢の中で話をお聞きするときには少し聞きにくいという瞬間が最近増えてきております。いわゆる補聴器、何とかなくしてやっていければという感じもございますが、コロナ時代のいい意味で弱者の支援になればという延長線上の中で、来年度予算から何とかしたいと関係の課に指示をいたしました。補助率や上限額をどうするかについては予算の中身もこれから検討させていただきたいと思っております。案外喜ばれる事業の一つだろうという位置付けです。要綱等の一部を改正しなければならないかもしれません。そのような取組をするということで、今の時点ではそのような答弁にさせていただきます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 非常に朗報です。個人的には自分の身体の問題ということで諦めている人がいるかもしれないですけれども、やはりこれは社会的弱者として、その辺の対応をしっかりと取り組んでいくことが今の社会にとっても非常に大事なことではないかと思えます。ぜひ実現化を早めていただきたいと思います。

それでは次に、もう一点お伺いします。この件も以前に取り上げた経過もありますので、お聞きしたいと思います。自然主義作家の田山花袋コーナーを作ったらどうかということでお伺いいたします。

田山花袋は、国木田独歩や島崎藤村、徳田秋声らとともに、自然主義作家と呼ばれている作家であります。この町内にも3カ所ほど石碑が建てられております。1カ所は斑尾大橋のたもとに肖像写真入りの石碑、そして赤東公民館の庭にも1基、また、アップルミュージアムの入

り口には、自然主義文学のふるさとと文学博士の平岡敏夫氏の名前が刻まれた石碑が建てられております。そして、りんごパークセンターに作詞家の山本太郎の石碑、そして詩碑もあります。また、山本太郎文庫も置かれています。これを町の考え方とすれば、「文化のかおり高い町をつくりましょう」と町民憲章でも触れられて宣言されております。そういったことでも、この自然主義文学の文豪である田山花袋のコーナーを置きながら、1つの史跡と言いますか、そういったものにしていただければいいなと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。田山花袋に関しては以前もご質問いただいたので、そろそろこれに決着をつけるべく、2つの観点からお答えしたいと思います。

1つ目は、自然主義文学と田山花袋についてです。明治時代に入って、それまでの文語調の難解な文章を廃し、話し言葉をそのまま文章に書き表す言文一致運動が起こりました。これが現在の口語文の基礎になっているものです。

小説の新しい文体が確立される中で、明治期の後半、日本でも自然主義と呼ばれる文芸潮流が起こります。この端緒はフランスに起こるわけですが、それが日本にも伝播してまいりました。近代リアリズム、つまり、写実主義を踏襲し人間の姿や感情をありのままに表現しようとする潮流です。これは日本文学史においては革命的な試みでした。そして、自然主義はその後の日本文学に大きな影響を与えたという意味では、その歴史的価値は高いと言えます。しかし、明治期の自然主義運動が果たした歴史的価値と、その中で生まれた小説の文学的価値が一緒かという点と必ずしもそうではありません。当時の小説は実験的な作品が多く、今までにない新しい文章という点では画期的だったかもしれませんが、小説そのものは稚拙で時代を生き抜く力はほとんどありませんでした。島崎藤村や田山花袋は日本の自然主義文学の代表的な作家として名前が挙げられますが、その作品について島崎藤村はともかく、田山花袋が文豪と呼ばれたり、また、彼の小説が学校教育に取り上げられたことはありません。

2つ目は田山花袋と飯綱町との関わりです。田山花袋は東京で知り合った友人の故郷である旧三水村を訪れます。そして、そのとき見聞したことを『重右衛門の最後』という小説に著しています。渡邊議員が田山花袋にこだわられるのはこの小説の故だと思えます。しかし、この作品をもって、田山花袋を飯綱町ゆかりの作家のように標榜するのはいかがなものかと思えます。当然のことながら、渡邊議員もこの作品を読んでおられることと思えますが、『重右衛門の最後』は、もちろんフィクションですから、作者の創作したもので事実と全て一致しているわけではありません。しかし、この作品を地元民が読んで、うれしいと感じるかという、決してうれしいとは思わないと思えます。少なくとも、この作品を世に広めたいと地元の人は思わないと思えます。

また、私個人の感想ではありますが、その他の田山花袋の代表作とされている『田舎教師』や『蒲団』といった作品も、過剰なまでに感情を吐露しようとする作品の意図は感じられますが、作品自体に感動を覚えたかという、それは全く別次元の話です。

今、議員がおっしゃったように、飯綱町の数カ所に地元の篤志家が建てられた田山花袋の文学碑がありますが、田山花袋との関わりはこの程度にとどめておくのが適切ではないかと考えます。

なお、飯綱町の小中学校の図書館の蔵書に関してですが、小学校には作品を置いてありませんが、中学校には田山花袋の全集が置いてあります。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、教育長のほうから決着をつけるということを言われながら縷々述べられました。確かに田山花袋の作品の内容については、今、教育長が言われたような分析や評価もあると思えます。

石碑の裏にあります碑文を読みますと、この地に来て、親しい人と交流し、それをヒントに作家活動をしたということもあります。この地に来て、この地の風土を見ながら、それを自分の文章の中に生かしたと、この地にゆかりがあったということを書きながら建ててあります。ですから、文章の内容について作者の評価は別としても、そういう文化人がこの地に来て、

フィクションでありながら滞在してこの地で作られたと、そういったことを記しておくのも一つの方法ではないかと思うのです。

以前にも申し上げたのですが、町内にも資料を収集されていた人がおられました。しかし、年代がたつほどにそういったものも薄れていってしまうということもあります。また、この作家については、群馬県館林市に田山花袋記念文学館があります。私もまだ実物は見たことがなく資料等で見ているのですが、そういった文化施設と連携を取りながら保護、展示していくことも考えられるのではないかと、この町の一つの文化の史跡になるのではないかと考え提起していますが、今、決着をつけてそういった方向で教育長は考えておられるということです。今ある石碑も、そういった点では一つのシンボルであったり、町民の考え方もその裏に書いてありますので、ぜひ大事にしていかなければと思います。教育長の考えではそういうことであるということです。ぜひ今後の中でも忘れることのないように、一つの文化資産としていくことが大事ではないかと思いました。文化のかおり高いまちづくりの一つとして考えたかどうかと思ひまして、この場で取り上げました。町長、どうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私はあまり文学に詳しいほうではございませんけれども、今の教育長の説明は極めてよく理解ができました。私も今の時点では、教育長と同じ考えでございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） それでは次に入ります。農業所得の向上策について伺いたいと思います。

行政報告書の中にありますように、過去5年間の個人所得の推移を見ますと、令和元年度は基幹産業である農業所得が、ここ5年間で最低になっています。前後するときもありましたが、全体で見ますと5年前よりは一番低い状況になっています。われわれ議会も町も、この間、基幹産業である農業施策に対して、いろいろ支援策や補助制度も取り組んできていることは事実なのですが、農業所得が5年間最低クラスになってきている状況を見せられると、これをどう打開し今後の農業支援策、そして農業をどうやりながら農業所得の向上策を考えなければなら

ないかと思えます。その点について町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 詳しい数字的なことは、また担当の課長からも必要があれば申し上げます。

確かに議員がおっしゃっている農業所得、私どもに言わせていただければ、そこに所得税なり住民税を掛け算させていただきたい、そういう所得でございます。1億円から3億円の間を推移しているのがここ5年の状況でございます。

それよりも本来の農業収入、これは28億円から30億円の間を推移しております。農協の系統出荷では数字的なものがよく出てくるのですが、例えばりんごは、いいときは総収入10億円を目指そうということで、去年は8億8,000万円という数字が出ています。あとは、もも、野菜うんぬんで、そういう農業の総生産額、これが30億円前後です。これは落ちたときでも28億5,000万円ぐらいで5%程度の落ちです。

課税所得は、収入から経費を引いていくのですが、経費の引き方によっては、その辺りの金額はどのようにでも動いてしまうのだらうと思えます。今年はSSを買った人が多かったとかうんぬんだとか、人を頼んだとかどうだとかということで、必ず1億円や2億円の金額は経費として伸び縮みがあると思っております。

これから何としても伸ばしていきたいのは、直売所やいろいろなところも手を入れて一生懸命やってきているのは、今30億円ある農業収入というものを40億円にするような事業を展開していきたいということです。40億円にしても税金をお願いする農業所得は恐らく3億円に、10億円も増えているのに1億円か2億円しか増えないという現実があると思えます。しかし、私はそれでいいのではないかと思っております。

そういう農業の生産額を増やしていきたい。それには数字的に見ると、やはり残念ながら生産量が落ちてきています。りんごなどは立派なもので、単価は上がってきています。米は残念ながらあれですけども。ただし、生産量が落ちてきているのと、農協への系統出荷は5、6年前に比べると半分ぐらいにまで率が落ち込んできています。今、50%そこそこです。そうい

うことを考えますと、やはり全体の生産量が落ちてきているのかなと。これを何とか維持、または増やしていく必要があるだろうと。それにはどうすればいいかということを経後の農政として取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 確かに生産量が落ちてきています。ですから、分母が少なくなるとどうしても所得も少なくなる、そういう傾向もあります。町の基幹産業として、飯綱町は農業を大事にしたいですね。そういう点では持続可能な家族農業を維持発展させることだと思います。それに向けて、大いに今、取り組んでいるいろいろな施策を効果的にやっていく、それに尽きると思います。要は生産量を上げなければならない。しかし、その生産量が減ってきているというのは、全体の作付面積が減ってきたり、そういうことが所得に影響してくると思います。ですから、そういったところに手を打つような支援策、援助策をやっていくことが大事だと思います。

町長は公約の中にも、もうかる農業を掲げてこの間、取り組んでこられたと思います。直売所も造られたり、それに関係する特産生産を奨励するような施策も取り組んできました。そういったことが所得に結び付いていないとは言えないと思うのですが、現に所得が低いということとは、農家にとって非常に経営が難しいということです。家族農業の特徴とすれば、農業の収入と農業外の収入で成り立っているということですが、農業をこの地域で成り立たせていくということが、食料生産や環境保全の問題を含めても本来飯綱町にとって大事なことだと思います。所得向上策をやることは、そういった地域づくりにも大いに関係しているものです。持続可能な家族農業を維持発展させるために、さらに今の農業支援策を強める、そして打開策を研究しながら取り組んでもらうということだと思います。その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全くその辺は、議員と表現の違いはあっても意見は一致していると思っております。おっしゃるとおり、家族農業の果たす役割というのは、収入だけにとらわれず、す

ごいものがあると思います。強いて言えば、飯綱町はこういう時代になればなるほど、そこがあるから非常に足腰の強い生活の基盤があるとさえ自負をしております。

おっしゃるとおり、個々の所得を増やしていくことは大事なことです。ですが、みんなそろそろ青色申告に切り替えてきていて、一定の100万円から150万円ぐらい残りそうだったら、女房に配偶者特別控除だけでなく、毎月10万円ぐらいの給料を出してしまったほうが税金を払ってもそのほうが得だという計算をすれば、最後の収入は200万円。去年と同じようにあっても、所得を掛けていただける農業所得となるとガクンと減ってくるという。皆さんそのぐらいの節税は十分やっておられるだろうと思っています。

従って、基本的には私が先ほど答弁したようなものが背景にはあると思っています。ただ、収入を増やしていくことは非常に大事なことなので、今、産業観光課と少し詰めて話しているのは、これだけ農業、農業と言ってきた飯綱町は、もう一つ有機農業なら有機農業、そして個々のお宅にもう少し野菜を作ってもらえれば、小規模ハウスに支援をしていくような形でそれぞれの農家にいろいろな種類の野菜を、いろいろな種類の豆を、いろいろなものを作っていただく。それを少量多品目、直売所辺りに出して特長付けていく。うちの学校給食は全て有機野菜、有機米でやっているのだということは、お母さん方や近隣の市町村にも大きなインパクトがあるのではないかと思います。徹底した有機というのはい体どうやっていけばいいのか。そのようなことも新しい小規模農家が生きる道として考えていこうではないかと。追って原案的なものをお示しするチャンスがあるだろうと思っていますが、そのように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） ぜひ期待して注目していきたいと思います。

次に、町のエネルギービジョンについてお伺いいたします。今、国も脱炭素社会を目指すことを掲げて、国会でもつい先日11月20日ごろに気候非常事態宣言決議をされました。国を挙げて脱炭素社会、そして地球温暖化対策に取り組む決議を示しています。

そうしたもとの、町でも飯綱町地球温暖化対策を策定し、取組を進めているところでありま

すが、町エネルギービジョンにおける方針の実現化、つまり自然エネルギー及び再生可能エネルギーの導入をどう進めているか。進捗状況と今後どう進めていくかについて最初にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、基本的な進め方については、エネルギービジョンに基づいて、住宅用の太陽光または官公庁の電気自動車等々の導入、バイオ、ペレットストーブ等々の導入、そのようなものを計画に基づいて導入してきております。

今、少し注意をしているのは、大規模な屋外の屋根ではない太陽光の関係でございます。これは、正直言いまして、飯綱東高原、また普光寺の信濃町に寄ったほうの山林、一部はまだ具体的に出てきておりませんが、町内全域にわたって太陽光発電の協議や申請が予定されているところがございます。これについては、景観の条例または自然環境保全条例等の制約ではとても制約しきれない面というのも多々ございます。景観条例はこれからでございますけれども、現状の自然環境保全条例では難しい点がございます。そういう意味では、太陽光発電については今のところ非常に慎重に地域や申請者と話をさせていただいているという状況で進んでいるのが現状でございます。実績等については担当課長から申し上げます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員、今の答弁であと残り4分です。これから答弁もありますが、それを考えて質問してください。

土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、新エネルギービジョンの導入目標に対する現在の実績について答弁させていただきます。

導入目標、これは令和5年を目標としております。太陽光発電システムの設置補助の関係でございますが、住民に対して令和5年に140件を目標としております。令和元年の実績でございますが、85件の補助をしておりまして、進捗率が60%ということで順調に推移しております。

公共施設への設置の関係でございます。導入目標と実績をそれぞれ、それから進捗率を回答させていただきます。まず、太陽光発電が公共施設で目標 5 件、実績が 4 件で進捗率が 80%、バイオマス熱利用が公共施設で目標 4 件、実績が 3 件、進捗率 75%、雪氷熱利用が目標 2 件、実績が 1 件で進捗率が 50%、クリーンエネルギー自動車の目標が 6 件で実績が 5 件、進捗率が 82%でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 今、進捗状況がそれぞれありました。エネルギーに関して、水力発電の調査をだいぶやられたと思います。その辺の進捗状況と今後の取組についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。小水力発電につきましては、芋川用水に設置を予定しております。実際の発電量は 40 キロワットを予定しております、一般家庭に直しますと、66 戸ほどの発電量となります。設置の予定ですが、令和 4 年から 5 年にかけて設置をしていきたいという計画でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 町では地域エネルギービジョンをつくって、これに基づいて進めていると思うのですが、大いに今の温暖化対策を含めて、国を挙げてやっている施策なので、町もこれに向けて取り組んでいただくことを求めて質問を終わります。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊千賀雄議員、ご苦労さまでした。

それではここで休憩に入ります。再開は、10 時 50 分からお願いします。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 50 分

◇ 目 須 田 修

○議長（大川憲明） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位 3 番、議席番号 4 番、目須田修議員を指名いたします。目須田修議員。

〔4 番 目須田修 登壇〕

○4 番（目須田修） 議席番号 4 番、目須田修です。通告に従って質問してまいります。

7 年間の町長とのやりとりの中で、考え方ややり方等を見聞きし、だいぶ分かってきました。そこで、1 番の建設・施設については、データのみお伺いします。建設中も含み、町の建設・施設の総費用について、回答を求めます。

1 番、新庁舎について、建物にかかる総額。機械など設備及び物品を含みます。2 番、土地にかかる総額。取得費用及び駐車場などの整備費を含みます。そして 3 番、建設事業にかかる補助金額。これをお答えください。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。庁舎の関係についてのご質問でございますが、まず、建物についてでございます。新庁舎の建築、これは機械設備ですとか電気設備も含めたものです。それから既存庁舎の改修、また、車庫など付属棟、地中熱設備、備品購入といったものの建物関係で 11 億 9,100 万円の予定でございます。

それから土地ということですが、土地購入、それから補償費、JA 跡地の第 3 駐車場の整備、それから福祉センターですとか旧館の建物の解体費用、また、本体の外構、通路ですとか付属の駐車場といったものの整備で、1 億 9,500 万円の予定でございます。

全体ということで、このほかに設計ですとか監理、事前の調査などもろもろの費用がかかっておりまして、全体では 15 億 5,000 万円ほどの見込みで事業を進めているところでございます。

補助金の関係でございますけれども、一つは地中熱の設備の導入に当たっての補助金でございまして、これにつきましては 5,980 万円、約 6,000 万円の補助金が地中熱に関しては交付される予定でございます。そのほかに、合併に当たっての県からの補助金である合併特例交付金ですけれども、これを活用させていただいておりまして、これにつきましては 9,400 万円です。補助金ということでは、今のところこの 2 つが入ってくる見込みで動いております。以上でご

ございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 2番、多世代交流施設のメーラプラザについてお伺いします。

1番、建物にかかる総額。2番、土地にかかる総額。3番、建設事業にかかる補助金額。お願いいたします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず、メーラプラザの本体建設工事費、設計監理費、測量費、備品購入費の合計額ですが、3億627万円ほどでございます。

続きまして、外構工事費及び用地費の合計額でございます。これにつきましては、旧三水公民館の解体工事費を含む合計額ですが、5,014万円ほどでございます。

続きまして、補助金の関係でございます。メーラプラザにつきましては、地方創生推進交付金事業を活用しております。これは、本体建設工事、設計監理、測量、備品購入が財政措置の対象となっております。地方創生推進交付金が1億220万円ほど、あと、交付税が1億2,856万円ほどで、合計2億3,081万円ほどとなっております。本体の建設にかかった事業費が約3億600万円でございますので、推進交付金と交付税で最終的には約75%の財政的な支援を受けられる予定でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） それでは3番です。いづなマルシェむーちゃんについてお伺いします。

①土地の賃借料の総額。25年で計画されているということですが、土地の賃借料の総額をお願いいたします。②現在のその土地の評価額。まず、ここまでお願いいたします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。土地の賃借料は25年契約でございますけれども、三本松エリア全体では年間571万8,000円ほどの料金でございます。25年間では1億

4,295万円ほどとなります。

続きまして、土地の評価額でございますが、1平米当たり9,500円となっております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 2番の1平米9,500円の件ですが、どのぐらいの面積をお借りしているのでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。全体の面積では、8,546.94平米でございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） それでは3番です。直売所及び加工所、建物にかかる総額。付帯設備及び物品を含みます。4番、駐車場などにかかる総額。5番、建設事業にかかる補助金額をお願いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。まず、直売所及び加工所、建物にかかる総額ということで、直売所の建設費につきましては、1億3,832万円ほどになります。それから加工所の建設費につきましては、9,422万円を予定してございます。現時点では、全体で2億3,254万円ほどとなります。

駐車場など、今の建物の建築費以外にかかる総額ということですが、直売所の外構工事、設計監理、測量調査、その他、立木補償等の費用を含めまして、9,209万円ほどとなります。全体では、3億2,460万円ほどを予定してございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 町長の箱物は一応、一区切りと。

もう一つ対応の答えがあるということでありありがとうございます。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 申し訳ございません。補助金額の報告になります。補助金額につきましても、全体で1億2,840万円ほどとなります。内訳でございますが、地方創生推進交付金事業に係る補助金につきましても、1億209万円ほどとなります。それから、まち・ひと・しごと創生事業による交付税額でございますけれども、2,163万円ほどとなります。そのほか、地方創生交付金事業のソフト事業に係る補助残分に対する特別交付税でございますが、467万6,000円ほどとなります。総額では、先ほど申し上げました1億2,840万円ほどということになります。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 申し訳ございません。先ほどの庁舎の関係で、両事業とも交付税措置のことまでお話をしておりますので、庁舎に関してもその分を付け加えさせていただきたいと思っております。

庁舎に関しては、合併特例債という有利な起債を使わせていただいておりますので、この関係で8億5,200万円ほど起債を予定しているわけですが、70%交付税措置がございますので、5億9,600万円、約6億円は交付税で措置されるというものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 総務課長、すみません。今のお答えの2番の土地にかかる総額の調査費が含まれているという意味でしょうか。そこに交付金を充てるという意味でしょうか。どういうことなんですか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 起債でございますので、ハード事業に対して起こすものです。主には庁舎の建設等の関係で、基本的にはハード事業と、それに付随する設計費用とかそういうもの

が起債の対象になるのですが、そういったものに対して起債をしております。大きなものは今、申し上げたとおり新庁舎の建設工事に対する起債ということになりますが、その土地とかではなくて、庁舎の建設に対して起債をして、それに対して70%の交付税の措置があるというものでございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 2番の公園構想についてお伺いします。以前、町長から町の公園構想を提示していただきました。そこで、今回はその一つ、駅前公園についてお伺いします。

一番大事なことから確認させてください。駅前公園のイメージとコンセプトを確認します。自然と共に生きる飯綱町とし里山公園にして、みんなでつくり、みんなが利用する公園づくりを望みますが、このコンセプトを提案し、考えが同じであるかを確認します。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、具体的に栄町のところに限ってというご質問です。今の候補地として設定されているあの地域ですが、まず、公園として本当に利用できるのかどうか、そして地元の要望として、表玄関から公園に直接上がっていけるようなそういう手だてができないものかという宿題もいただいていますので、その辺も含めて今、設計コンサルに設置についての可否も含めて設計に出しているところでございます。

そのたたき台の中から第2弾として、せっかく地元から提案のあったことですので、それをくみ入れた中で、基本的には議員がおっしゃるような、地域のみんなでつくりあげる公園にしていくのが、それ以後のことも考えてそのとおりだと思っています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） それでは1つずつお伺いします。まず、(1) 地元の栄町や町全体のものとして利用する公園に、全国から視察に来てもらえるほどのものをつくっていただきたい。町の玄関である駅前であり、箱物は一応、一区切りと答弁された町長の後期5カ年計画の重要なプロジェクトとして、建築物ではなく自然と共生する飯綱町の考え方の象徴になり、全国へ発信

できるものをつくられることを提案します。

「日本一女性が住みたくなる町」のファクターの一つとして、住民も来町者も散歩でき、癒やしの場になる里山公園を提案します。冬は雪上散歩、春にはコブシ、ヤマボウシ、サクラ、ダンコウバイ、ツツジ、カツラ、ヤブツバキ、そして小リンゴの花がいっぱい咲くりんごの町をイメージさせ、夏の深緑、秋には黄色や赤など色鮮やかに紅葉する里山公園を希望しますが、いかがでしょうか。見解を問います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それは一つの提案だというふうに思います。確かに、飯綱町としておっしゃるような中身の公園というのは、一つの魅力的な公園であろうと思います。しかし、お金もどれぐらいかかるのか。その辺も相談する中で、先ほど申しましたとおり、やはりその地域の人たちにも愛される公園かもしれませんけれども、公園をあとほかに3つ予定しておりますので、飯綱町のみんなの公園というイメージも持ちつつ、これから進めていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） それでは、今のご予算と内容、そしてほかの予定されている公園への影響力も含めて、提案とご質問をします。

2番、環境面の調査と業者選定が大事で、既に設計コンサルにお願いしているとお答えいただいておりますが、この件についてもお話しいたします。

あの場所をまず特定しますと、季節、気候、地形、傾斜地等の斜度、面積、そして方角、日当たり、地質、樹木の種類、そして散歩道と広場、加えて神社が2つあるなどを吟味する必要があります。設計、企画、完成予想図に、企画課長から設計等に30万円の予算と聞いておりますが、とてもこの数字では足りない、そのぐらいの意識を持っていただきたい。これまでの建築物の周囲を埋めるだけの業者や、苗木販売や住宅の庭づくりの造園業者に依頼しては、全国的に飯綱町をプレゼンテーションする魅力ある公園にするのは、やや難しいと考えます。

町長も先ほどからお答えいただいておりますが、その辺の意識が同じかと思っております。可能ならば、設計コンサルを超える、最近ではもっとオーソリティーな里山ガーデンデザイナーというのが登場しております。こういう方に依頼されることを私のほうからご提案します。また、企画設計には多くの意見を聴ける機会をつくっていただきたいと思います。やや栄町の方たちからの意見をいただいているそうですが、この辺も含めて町長のお考えを回答願います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、頼んでいるのは、まだ単なる公園というものをつくるだけの基本的なものがあそこにはあるのかという程度です。例えばすり付け道ができるならすり付け道をこのようにやれば可能だねとか、あと、現場の地形も多少動かすならこのように動かせばうんぬんという程度の段階です。これで、本格的にみんなと話し合いをした中で、こういうイメージでこういうようなものというふうになれば、これは然るべき設計会社に、どういう形で発注するかはあれですが、頼んでいくようになると思っております。従って、申し訳ないですが、今の時点としてはそこまで突っ込んだイメージというのはまだ持ってありませんでした。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 例を出しますと、スキー場のコースをつくる場合、最初は全くの森であるわけですが、最近ではドローンを飛ばしてコースを設計します。それと同時に、やはりスキー場設計の人間が何回も山歩きをします。そして設計をし、設備を含めて検討、あるいは提案をしていくわけです。その辺も含めて、ぜひとも設計コンサルの次は山歩きをできるだけ数多くしていただいて、現場を見ていただいて、ドローンも使って撮影して検討していただけることを望みます。

そして、3番です。先ほど町長が予算のことを心配されておりましたので、この件に関してもお話しさせてください。まず、質問は、現在候補にしている駅前公園の件ですが、その土地の所有をどのようにされる予定なのかをお聞きしたいのですが。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 現在は民有地であるということは間違いございません。地元の区長さん等々の関係者からは、地主さんにおかれては非常に協力的なお考えでいらっしゃるというところまではお聞きしております。これでもう永年にわたって町が公園として管理運営していくことになれば、やはり賃貸借なり売買なり、どちらかの方法を取るのが妥当なことだと思っています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 実際、積極的に公園にということで既に針葉樹を伐採しております。今後この話が進めばもう少し切っていきたいというお話も伺いましたので、ぜひその辺りは町の所有という方向で進めていただけるとありがたいと思います。

それで、先ほど申し上げましたように、樹種を決定した後に、その土地にふさわしい、そして公園にしたい樹木の何パーセントかを、住民の総力で苗作り、それからみんなで植える植樹、そして草刈りなどの手入れは、先ほどの町長のお答えのように、その次の段階の設計図に従ってつくり上げていくと。植樹の時点で木1本10万円から50万円とか、こういう買い物はせずに、住民をはじめ、全国からの寄付や献木を募り、熱意と愛情ある公園づくりをお願いしたい。

一つの参考にしていただきたいのですが、東京の原宿の前にある神宮の森ですが、今年で100年になりました。わが町の公園構想も樹木の成長を考慮すると、10年から30年ぐらいかけて形にするのだという考え方が必要だと思いますが、町長の見解を求めます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そうですね。本当に苗作りから献木、苗木を寄付していただく等々、それは本当にそのぐらい時間をかけて、どうか地元の皆さんも長い目で見ていただければ、議員のおっしゃるとおり、10年から30年で一つの公園をつくろうやというようなプロジェクトでみんなが協力し合うというのは、私は素晴らしいことだなと思います。地元と話をする機会が恐らく出てくるだろうと思っていますけれども、そのような一つの提案もあったという話も住民の皆さんに広めていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 町長の次なるステップとして、重要なプロジェクトとして、ぜひとも後期5カ年計画の目玉となるほどに力を入れていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

3番、これは非常に具体的で、担当課長のほうへ常に毎年要望があるというものをお聞きしたいと思います。区・組など住民から要望の対応について、建設課長へ、道路・側溝などの修繕についてお伺いします。1番、要望の数をお聞きします。課長になられてからで結構です。年間平均でどのぐらいでしょうか。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。道路施設への町単土木事業実施申請といたしまして、区・組からの要望箇所は、直近の5年間で、平成27年度46件、平成28年度54件、平成29年度66件、平成30年度51件、令和元年度53件となっております。5年間で平均しますと年間54件となります。

要望の箇所には、県道関係や交通安全施設等も含まれ、年度により多少の増減はありますが、地区からの要望箇所は増加の傾向にあると考えます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 要望への対応を実施されるのに順番を決める基準はありますか。回答を求めます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。町単土木事業の実施箇所については、通学路や公共性の高い箇所、事故発生や発生の危険性のある箇所、損傷により本来の機能が損なわれている箇所、道路排水などの流入により被害が及んでいる箇所など、実際の緊急性や安全性等の重要度を判断して実施箇所の決定をしております。併せて、予算的にも町単土木申請のあった箇所は、職員が現地で延長等の数量を確認後、箇所の概算の工事費用を積算し、その合計額

と予算額との差を比較検討して、再度調整した上で実施の可否を最終的に決定しております。

また、重要度があり、積算金額が大きい場合などは、補助事業への検討や複数年度での実施をお願いしている箇所もございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） （3）年間平均およそ何パーセント対応し、完了していますか。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。年間の町単土木事業の申請箇所に対しての実施箇所の割合については、先ほどの要望数と同様に直近の5年間で、平成27年度は申請が46カ所に対し29カ所の実施で63%、平成28年度54カ所に対し20カ所で37%、平成29年度は66カ所に対し16カ所で24%、平成30年度51カ所に対し16カ所で31%、令和元年度53カ所に対し35カ所で66%。5年間の平均では43%の実施となっております。

ただし、要望の中で道路面の補修、側溝の破損などの簡易な修繕箇所は、道路維持の修繕工事としても実施しているところがあります。

いずれにしても、毎年申請いただく全ての箇所の事業化はできておらず、要望箇所によっては、原材料支給事業への切り替えをしていただく箇所、維持工事での実施、やむを得ず現状のままです承をいただいている箇所等もございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） それでは、より具体的な質問をさせてください。まず、今、新庁舎前の用水の工事をしております。非常に見事なものが出てきているのですが、今後、元宿場町だったあの両側の用水を、景観も含めてどのようにされるのか、予定があるなら町長からお聞かせ願いたいのですが。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は長年、ここをずっと通勤で通わせていただいた一人です。少し下りて

いって大根を洗ったりいろいろする、あの昔の水路のイメージはしっかり頭に残っています。しかし、この冬の生活の暮らし方、安全性もろもろから、現在のようにふたをして側溝を入れるというスタイルになってきたわけです。私は一面、非常にそれもごもっともですけども、昔の宿場町の雰囲気を残して、安全性が取れて、暮らしがよくなるということもできたらいいのではないかというイメージはありました。

現在、ここまで整備をされてきている中を見ますと、しかも、ここからこちらは町道ですけども、県道沿いですので県で整備をしていただいて、そういう経過の中で、今後よほど住民の皆さんから昔のスタイルというような要望がない限りは、現状の水路を改修というか、壊れたところ等は補修をしていくというスタイルになると思います。

いつかの時代に価値観の変化で、そういう安全性を保てた中で、昔のいい雰囲気が出るような工法でも出てくれば、そういう意味では大いに注目したいと思っています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 建設課長にもう一つだけ具体的にお伺いします。先ほど、もろもろの条件で順番を決める基準があるということで、課長、あるいは内部で判断されていると思います。雪解け時に道路の白線などが薄くなって、夜や雨の日は特に分かりにくく危険という状態です。毎年そのための予算を計上し、安全安心な町にしてほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、道路の区画線が消えている箇所は町内でかなり多いと認識をしております。ですので、なるべく交通安全施設に対して予算の中でやりくりをし、増額も考えながら、また、道路に白線を引くとまた新たにきれいな道になるという意味からも、区画線施工の実施をしまいたいというふうに考えております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 最後に、「日本一女性が住みたくなる町」の実現のためにも、次の人事には、

ぜひ女性職員の幹部の起用を考えていただきたい。また、町長にはより一層、住民のための心に残る事業を展開し、町のために貢献していただきたい。以上をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 目須田修議員ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（大川憲明） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号9番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。通告に従いまして3点の質問をさせていただきます。

まず、介護特例加算の利用者負担への支援をということでお聞きをしております。厚生労働省が6月に、新型コロナウイルス感染症の影響で介護報酬が減少する介護保険の通所系事業所の報酬算定を引き上げる特例の事務連絡を都道府県に出しました。特例によって利用者の利用料の負担が増えることとなります。介護事業所への支援でありますけれども、サービスが変わらないのに負担が増えるということで、合意を得て算定をしていくという通知になっておりますが、利用者の合意が得にくいということで、町内の事業所で算定をしているところはないとお聞きをしています。

この間、それぞれの事業所では、新型コロナウイルスの感染症対策として慎重な対応により運営をされてきておりましたが、町内でも新型コロナウイルス感染者の罹患者が出たもとの、これまで以上の負担が強られるということは想像に堅いと思われまます。

県内では支援をしている自治体があるということで、飯田市と上田市とお聞きをしています。

支援の内容は若干違うということではありますが、民医連新聞を引いてお話をさせていただきたいと思います。

この間、長野県民医連の飯伊地域連絡会は、7月に、飯田市長に利用者への負担増が生じない措置をと要望をされたということでもあります。それに対応した長寿支援課の担当者が、「同じ介護サービスなのに料金が上がるのは詐欺行為だ」と利用者からの苦情が来ているということで、市として何かできないかを検討すると回答されたということです。

8月4日の臨時市議会に議案が提出され、可決をされて、支援を今、続けておられるということで、さかのぼって7月から来年の3月までという予算が通ったということでもあります。

在宅介護を支える事業所のためには、やはり利用者負担の支援を町独自で実施すべきであると考えますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 事業者に支援するか、介護を受ける方に支援をするか、その仕方は別々にあると思います。正直、現状としては、事業所または受益者、介護を受けている人から要望なり問い合わせは、私の手元には届いておりません。

今、上田市と飯田市の先進的な事例を話されましたけれども、ちょうど国でも介護保険は報酬改定を検討しているところですので、私は当面、国の動向を見ながら対応していきたいと思っております。議員が心配されるような事業者にとっても、また、利用される方にとっても、非常に経営が難しくなったり、負担が増になってきてしまう状況が発生するというのであれば、再度しっかり考えていきたいと思っております。その辺の国や県等々の考え方については、担当の課長から申し上げます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。この制度の不備も指摘されており、算定にサービス利用者の同意が伴うことで、同意される方とされない方の不公平さも指摘されています。

また、財源的なものも関係しまして、上田市さんと飯田市さんは今回の新型コロナウイルス感染症関係の交付金を活用しています。ですから、今回については対応できるけれども、今後この事業が継続するようであれば、その財源的な問題も問題視されているところです。

国では、次期の介護保険報酬の改定審議会を開催しており、臨時的取り扱い、今回のこの制度についても法定改定に反映を含めるかどうかを議論中ということなので、その審議を注視してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 伊藤まゆみ議員。

○9番（伊藤まゆみ） 交付金を利用されてということではありますが、それぞれの事業所にとってみれば同意を得てというところで、やはりサービスが増えないのに利用料が高くなるというものに対しては、算定をするということには二の足を踏むというか、行わないという判断をされたのだと思います。

社会福祉協議会は、私も理事として出させていただいていますが、昨年度は割と実績が良く、何とかこの分は頂かなくても回るのではないかという判断のもとで算定をされていません。しかし、事業所にしてみれば、利用者分を町が支援をしていただければ、当然、算定をして報酬を頂きたいというのはどこの事業所でも同じといたしますか、運営をしていくには厳しい状況があることは事実です。介護という現場自体が余裕のある現場ではない中で、厳しい状況であるということは町長も十分ご理解いただけていると思います。そういう中で、声を町に上げずに事業所の努力で何とか回っているという状況であるかと思えます。

コロナの感染症の収束が見えない中において、いつまで続くのかが分からないという不安と戦いながら運営をしているところにしてみれば、やはり、できれば実のある支援というものを求めているのは、内心で強くおありなのではないかと考えます。ぜひとも町長に、このところの一步踏み込んだ検討をしていただきたいと思いますと思いますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 介護現場の厳しさは承知をしているつもりでございます。今朝も NHK のニュースで介護現場の求人率が 10 倍、15 倍で、新たなサービスについては今のところ全部キャンセルさせていただいているというようなお話でした。コロナで、特に高齢者の介護をする人たちたちがどんどん離職してしまい、そのような事業量が減る中で、事業主・事業体の経営という面のバランスをどう取っていくかは、結局そういう意味では、支援をしていくことが必要として出てくるのだらうと思っております。

先ほど申しましたとおり、国もそもそも報酬改定も含めた改定にしていくのか、それによってどういう影響が出てくるのか、その辺をしっかりと見極めた中で判断をしていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 素早さが大事なことだと考えています。遅きに失さないように、適時に支援がされることを期待いたします。

次に、町立飯綱病院の 4 階の介護療養病床の今後についてお聞きをしてみたいと思います。私の以前の質問に、病院事務長は移行期限の 3 度目、再度の延長はないのではないかという見解を述べておられました。また、町長からはこの病床をなくすわけにはいかないとの考えも述べられました。町民の命と暮らしを支える病院として、今後の方向性についてどのような検討がされているのかを、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。結論から申し上げますと、現時点で具体的な転換先の結論はまだ出ておりません。制度の廃止決定を受けてから、院内や病院事業検討委員会において検討を進めております。

どうしても地域医療構想にも関連する話になりますが、病床の転換につきましては再編統合についての報告も 2019 年度までということで期限を切られたわけです。しかし、コロナの関係があり、そちらは先送りということで、コロナが収束するまでそちらの結論付けは延ばそうと

ということで、報道もされているところです。当面の間、拙速な結論付けはしないということで、飯綱病院といたしましては、移行期限ぎりぎりまで現状を維持し、介護医療院への転換も選択肢の一つとして、今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

補足になりますが、介護医療院を選択する場合の動きになりますけれども、介護医療院は医療機能、介護機能、生活機能を備えた介護保険の施設になるわけです。病院と老人保健施設の中間的な位置付けとなり、どちらかという病院というよりも施設色が強いということになります。病院といたしましては、性質が異なる両者をどう運営していくかということが課題の一つとなっているところです。

参考までに申し上げますが、現在、県内で介護医療院を選択した施設は6カ所だけでございます。なかなか転換が進んでいないという現実があります。6カ所で299床という病院が転換いたしました。長野広域医療圏では一番近いところで豊野クリニックさん、松本で4施設、上田で1施設です。なかなかそういうことを考えますと、医療の場から介護の場に移すということについては慎重な議論が必要ということで考えているところでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 移行期限がもうしばらくあるわけですが、その中でやはり議論を深めていかなければならないと思われま。今ほど出ました介護医療院への転換というものについては、信越病院では転換しないと町長の表明があったと聞いております。

金沢市の公立病院で一番早く介護医療院へ転換した病院では、黒字経営をされているということでもあります。介護医療院では、報酬が高い2週間をそこで見させていただいて、その後、地域包括ケア病棟へ移っていただいて60日、その後、在宅へという流れだとお話をお聞きしております。

あるケアマネにお話を聞きますと、ここへ来て冬期間の社会的入所といいますか、そういうものがやはり介護度3が必要になってきたという状況の下で、大変少なくなっているという状況もあるとお聞きしております。今、介護療養病床をお使いの皆さんにしてみれば、ここがなくなるということは、ご本人にとっても、ご家族にとっても、やはり大きな問題になって

くるだろうと思うわけです。それも含め、もう少し病院事業の検討委員会等においても、この点について議論を深めていくような方向性は考えられるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。院長とも日々こういう話は常にしております。経営だけの話ではないことも承知しております。介護病床がなくなって介護難民を出すということは非常に問題であり、この地域にとって有益なものではないということも承知しております。ただ、病院の職員が介護現場の職員になる、職員の資格の問題もあり、そこに人的な配置であるとか、介護病床につきましては看護師でなくてもいいわけですので、有資格者の採用から始まって、そういうことも含めますと、一筋縄に「はい、ではこちらに移します」というような簡単な話ではないということも承知していただきたいと思います。

この地域で介護を必要とされる方がどのくらい今後もいるかという見通しもする中で、病院としてはどの程度のことをやっていけるのかということは常日頃、話をしながら検討しております。少なくとも期限の1年前には、ある程度一定の方向を定めていきたいということも先日、話をしたばかりです。

今、議員がおっしゃった地域包括ケア病棟の件もございまして、ちょうど病棟の検討をしているところです。ただ、これにつきましても、計算上、経営面のことはシミュレーションできているわけですが、実際にその患者さんがどの程度いらっしゃるのか、どういう動きをされるかは、なかなかつかみかねるところがございまして。その辺を今、慎重にデータを収集して、併せて検討をしているという現状でございまして。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 準備の都合もあるということであるならば、やはり、あまり悠長に構えてはられないのではないかと思います。大きな決断が必要になってくる場合もあるかと思っておりますので、その点をしっかり議論していただきたいとご期待をいたします。

次に、iバスのさらなる拡充をということでお聞きをしてみたいと思います。これまでもこのiバ

スについては改善を重ね、より利用しやすいシステムにと取り組んでいただいていることは評価できます。また、町独自のシステムというところで、あまりお金をかけずに町民に大変喜ばれるシステムをつくっていただいたと、職員自らがシステムをつくってやっただけでいることに対しても大きな評価をしております。免許証を持たない方や返納をした方にとっては、移動に必要なよりどころとなっていると思います。

昨日もこの点について、たまたま住民の方から、この方は後期高齢者になったぐらいの方ですけれども、免許を返すということも視野に入れて、どんなふうに動いたらいいのかも含めて、このiバスを利用してみたいということでもあります。いざというときに、果たしてうまく利用できるかどうか不安だったともおっしゃっておられました。東高原の方ですが、200円で三本松のところまで買い物に出たということで、大変便利だった、これならここで暮らしていけると考えたとおっしゃっておられました。

今年度実施をしているヘルパーの同乗による支援についても、何年か前の政策サポーター会議の折に、サポーターの方からぜひこのようなことに取り組んでいただけたら、お勤めをしている私も安心して母を病院に送り出せるというような声があったことを、私は思い出しました。これも、大変評価のできる事業であると思っております。まず、この行政としての評価についてお聞きをいたします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、現在のiバスヘルパーの状況でございます。

講習を受けた4人の方にiバスヘルパーになっていただきまして、毎週金曜日にヘルパー2人に出発して、運行する5台のiバスのうち、2台のiバスに乗車をしていただいているところでございます。どのバスにヘルパーが乗車するかは、受付センターの職員がiバスの利用者情報をもとに判断して配車をしているところでございます。

実際の任務ですが、シルバーカーの積み下ろしとか、買い物時の荷物の運びとか、自宅玄関から乗車の支援といったことをしていただいております。特に高齢の利用者からは、大変ご好

評をいただいているということでございます。また、運転手からも、iバスヘルパーが乗車していると非常に安全運転につながって助かっているといった声も聞こえてきております。

先ほど議員がおっしゃったとおり、免許の返納などによってiバスの利用者が高齢化している現状がうかがえます。安心して高齢の方がiバスに乗車できるよう、iバスヘルパーの重要性というのは非常に高まっていると、町では判断をしているところでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 今のところ、週1回金曜日、5台のうち2台、4人の方のうち2人というお話でありました。やはりご高齢になられますと足元が不安になったり、重い物を運ぶのが大変になったりというところで、こういう方が同乗していただけるということは、大変、心丈夫だと思います。実施日を増やすことが求められていると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。ここで幾らかかっているということは申し上げませんが、正直に言って、週1で1回当たりお二人の乗車で費用的な面を計算しますと、もう一日増やして倍の費用にしても、費用的にはそんなに大きな費用を要するサービスではないので、もうひとつ利用の実績が上がるような方向での検討を重ねることになれば、要望に応える方向で進んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） これは周知も必要になってくるだろうと思います。こういう方が乗っているのであれば、自分たちも利用したいという方も、たぶん口コミでも増えてくるのではないかと思いますので、ぜひとも前向きに検討をして、利用実績の上がるようなものにしていただきたいと思います。

次に、以前、中学生議会においても提案がありました土日祝日の運行についてお聞きをしてまいります。現在、町の拠点を結ぶ事業という形で、旅行をされている方のご利用も含め、土

日祝日の試行運転をされています。まだ日数的にはそんなにたっていないと思いますが、状況がお分かりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。11月1日から運行を開始し、土日祝日に運行しておりますiバスコネクトの運行状況でございます。これまで9日間の運行で、日平均5人のiバスコネクトの利用がございます。利用者のうち、町外者が9割を占めており、牟礼駅から各観光地のところに乗っていただいております。

iバスコネクトの運行につきましては、まだまだPR不足のため利用者は少ないわけですが、今後iバスコネクトの情報が浸透してくるにつれ、利用者は増加してくるのではないかと予測しております。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 私も町外の方から、「週刊長野に記事が出たよ」とお聞きをして読み、その後、飯綱病院の会計の待合のところでビデオがずっと流れていたの、内容までしっかり理解をさせていただいた状況であります。ここをしっかりとPRをして、当然、町内の方も使っていただけて構わないということになってくると思いますので、その辺を上手に使っていけば、土曜日に動きたいという方にとって大変大きな朗報になるだろうと思います。さまざまな手段でPRをもっとしていただき、特にご年配の方々もそうですが、若くても免許証がない方もいらっしゃると思いますので、そういう方々の利用も進めていただければと思います。

今、試行運転ということですが、このiバスコネクトを今後どのように展開をしようと考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確か提案のときにも、町外の人もある程度ターゲットにしているというお話を申し上げました。飯綱町は田舎のよい町なのですが、飯綱町といえども、まだまだ町の中

心部にいろいろな施設が集中する傾向がある中で、例えば今度の i バスコネクトは、EAST、赤東から天狗の温泉までバスで行けるようになったわけです。また、西地区の高岡から天狗の温泉にも行けるようになったわけです。これは赤東地域の皆さんが、今日は土日だから孫でも連れて温泉にでも行ってくるかと言えば、200 円のバス料金で行けるわけです。そういう意味では、俺たちは外れのほうだからというイメージを持っていた人がいるとは思いますが、そういう人が非常に便利に使えるバスを今、運行しております。

従って、ぜひ具合がよくて、俺たちここに住んでいてよかったなど、町内の人も思っていただけの利用をぜひ進めていきたい。これから公共交通のバスは絶対必要になるというイメージを持っております。どこかでは自動運転に切り替わるときがおそらく来るだろうと思っておりますが、それまでの間、何とか住民の皆さんの足となるように心掛けて、これからの利用に呼び掛けていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 大変に期待が持てるものだと思います。私も 60 を越えて、特に暗くなってからの運転は大変嫌だなど思うようになり、雨の日も、雪の日も、あまりうれしくないと思うようになってきました。当然、公共交通の充実によって恩恵を被る年になってきたなど実感をしているところです。

そういう中で、上手に i バスを使いこなされている方のお話もお聞きをしています。たまたま病院へ行ったら旧知の友人に会ったと。ぜひうちに来いと言われて、そこから i バスを使ってそのお宅へ行ったけれども、お土産がなかったので途中で買い物をして、次の i バスでそのお宅へ行って、帰りもまた i バスでうちへ帰って来たと。やはり行動範囲が広がって、とても楽しい一日だったというふうにおうちの方に話しておられたということもお聞きしました。

年を召された方、マスターズの皆さんが生き生きと明日への希望を持って、1つぐらい病気をもちながらも、元気に明るくこの町で暮らしていける状況をどうつくっていくかというのが、やはり私たちの務めでもあると思っておりますので、ぜひとも議会でもしっかりとサポートをさせていただきながら、よい環境づくりに頑張っていきたいと思っております。今後のこの事業の

さらなる発展を期待して、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩とします。再開は、1時45分からでお願いします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時45分

◇ 瀧野良枝

○議長（大川憲明） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号5番、瀧野良枝議員を指名します。瀧野良枝議員。

〔5番 瀧野良枝 登壇〕

○5番（瀧野良枝） 議席番号5番、瀧野良枝です。通告のとおり質問してまいります。質問時間が短くなっておりますので、できる限り簡潔にお答えいただければとご協力をお願いいたしまして質問してまいります。

初めに、多様で適切な教育機会確保の観点からお伺いします。これは、平成29年2月に施行された、通称、教育機会確保法であり、不登校児童生徒を別に定義付け、休養の必要性や学校以外の場における学習活動などを認めた点に特徴があります。その後も各種通知がなされましたが、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがあること。一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意をうたわれております。また、才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受け入れなど、さまざまな関係機関を活用することも盛り込まれております。

先般10月23日付の信濃毎日新聞では、2019年度の不登校の児童生徒数が、小中高校でそれ

それ過去最多を更新したとの報道がありました。そして、支援者の確保と教室以外の居場所づくりが課題であると続いていました。統計的に見ますと、昨年度の全国の不登校の割合は、全児童生徒の1.9%であるということです。飯綱町においては、行政報告書の数字から見ますと、平成29年度が0.67%、平成30年度が0.96%、令和元年度が1.66%と増加傾向にあると言えます。

そこで、不登校児童生徒及び保護者へのアプローチについて、担任のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それぞれの役割における活動実態及び連携状況について、簡潔にお願いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのそれぞれの役割、実態、連携というご質問ですが、まず担任、学年主任等の家庭訪問、また定期的な電話連絡等をはじめ、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーと連携し対応しております。

スクールカウンセラーにつきましては、主に発達障害や心身の不調を抱える児童生徒や、その保護者への支援をしていただいております。中学校での相談者の比率につきましては、生徒が2に対しまして保護者の相談は1ということで、相談内容につきましては多岐にわたりますが、心身の健康、家庭環境、発達障害等となっております。本年度は年間23回、計89時間を予定しております。小学校では月1回、3、4時間程度の訪問となっております。

続きまして、ソーシャルワーカーでございますが、主に不登校児童生徒やその保護者への支援をいただいております。中学校では、配慮を必要とする生徒の個々の面談を通して学級担任等へのアドバイスをいただいたり、学級担任や学年職員と一緒に不登校児童生徒への家庭訪問を行っていただいております。また、不登校児童生徒の支援会議にも参加いただいております。本年度は年間24回、計148時間を予定しており、この中には学校休業日4回の23.5時間も含まれております。小学校では月2回、半日から1日の訪問となっております。相談事業のほか、

5、6年生の各クラスで、心の健康を考える授業を行っていただいております。ケースによって、保護者との懇談や、職員との情報共有、支援会議への同席などによりまして、専門的にアドバイスをいただいているという状況でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、細かくお聞きしましたが、教師は教育的視点で子どもを捉え、スクールカウンセラーは主に心理面、スクールソーシャルワーカーは社会福祉、また、発達障害など特別支援教育の専門家など、それぞれの専門分野の視点を持ち合わせて、対象児童生徒の状況を共有し、多面的に子どもや家庭のことを見守っていくチーム支援というものが望まれるかと思えます。

先ほど支援会議のお話が出ておりましたが、このチーム支援という面において、特別支援を必要としているお子さんの保護者の方が、小学校から中学校に入った途端に直面しているとおっしゃる問題があります。それは、支援会議において、小学校までは子どもを中心に据え、関係する教育や福祉の専門家が一堂に会しチームで支援をしていたものが、中学校に入った途端にスクールソーシャルワーカー、以降 SSW と呼びますが、SSW を含む学校関係者のみに限定され、福祉サービスを利用しているお子さんにおいては、その福祉の関係者が会議に入ることはなく、真の意味で子どもを中心に据えたトータルの支援につながっていないのではないかと、このご不安な思いをしているという保護者もいます。これについての現状、システムをお伺いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 今、お話のありましたとおり、小学校におきましては、支援会議ということで保護者、また福祉関係者等が一堂に会しまして、定期的にケースに応じて支援を行っております。

中学校におきましても基本的には同様ではございますけれども、スクールソーシャルワーカー等に委ねるケース、また保護者の意向によりまして、学校関係者等、それぞれケースによっ

であろうかと思えます。基本的には支援会議、それぞれの立場の方にアドバイスをいただく中で会議等をやっておるという現状でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 改めまして今の点、もう一度お伺いします。やはり福祉サービスを利用しているお子さんにとっては、福祉の場面も含めて全てが生活の場であって、その生活の場にいるらっしゃる関係者一堂が会しているというのがチームで支援していくということに大切な要素ではないかと思えますが、今後について、そのような福祉の関係者も入れるというご予定はありますでしょうか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。福祉施設の方に参加していただくというのは、実は中学校においてもずっとやっておりました。しかし、福祉施設と町の契約上のこともあったと思うのですが、福祉施設のほうから、これからはそういう会議に出るのは遠慮させてもらうというご意向がありましたので、ただ今の支援会議などには出ていただいておりません。そういう事情です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 施設のほうから遠慮したいという意図というか、背景がどのようなことかというの、またお聞きしたいところではありますが、基本的には子どもを中心に据えてという会議の中に関係者がいないというのはやはり不自然であるということから、なるべく前向きに働き掛けをしていただければと思います。

次に、訪問型支援における児童生徒及び保護者との信頼関係構築のための方策をお伺いします。不登校においては、場合によっては児童生徒自身の登校できない罪悪感や自己否定感、また、保護者の登校への切迫感なども想定される中で、まずは正確な状況把握、丁寧な対話を繰り返し、課題意識を共有して一緒に取り組める関係づくりを構築していくことが大変重要かと思えます。現在、この関係づくりとしてどのような取組をしているかお伺いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。関係づくりというのは、先ほども次長から具体的な報告があったように、いろいろな支援体制を作って、その中で関係づくりをしております。基本的には担任、学年、学校、そこにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門的な方のお力も借りながら、本人、それから保護者との関係づくりに努めているところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） この訪問型支援というところが少しポイントかと思うのですが、今回不登校のお子さんの保護者の方、また、経験をされたご家庭からの聞き取りにより、登校刺激がお子さんの状態にマッチしていなかったと思われる点を申し上げたいと思います。

これについては、普段ご自身のお子さんが接する機会がある関係者に対しての指摘になります。大変普段は言いづらい部分、ナイーブな問題を開示してコメントをいただいておりますので、その情報の扱いには十分注意をしていただきたいと、先に強くお願い申し上げます。

あるケースでは、担任やSSWが保護者の事前承諾なしに家庭を訪問し、チャイムを複数回鳴らし、外から大声で名前を呼ぶなどして、自宅に1人でいたお子さんが恐怖心を感じてしまったというケースです。もちろん対応者としてはそんなつもりはなかったのだらうと思いますが、そのお子さんの捉え方として、お子さんにとって安全な場所であるはずの自宅の安全性が脅かされたというふうに感じたということですから、やはりこれについては改善が必要かと思えます。また、お聞きしますと、そのご家庭では支援計画書の提示も保護者に行われていなかったと聞いております。今回開示していただいたケースですけれども、単なる言って終わりという苦情ではなくて、前向きな要望としてお話をしてくださったということ、その意味をご理解いただければと思います。

また、ほかにも同じようなケースでの登校刺激により、お子さんに過度の緊張感を与え、家庭が持つ居場所としての機能を阻害されたと思われるケースをお聞きしております。

SSW については、令和元年度は 325 時間の活動があったということで、令和 2 年度は予算を拡充し、対応時間数の増加をすとお聞きしました。今後、この訪問型支援において SSW の拡充がよいのか、もちろん同じ人物がずっと関わり続けるという意義もあるかと思いますが、私も以前委員会でも質問しましたが、これは人対人ですので、やはりフィーリングが合う、合わないという場合もあるかと思いますが、そのような場合に、多様な接点を選択できるようにするのがよいのか、ただ今のケースを聞いた上で、今後の方針を改めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員からお伺いした事例についてですが、それがどういういきさつで自宅にいるお子さんに恐怖心を与えたかという、具体的な状況を把握しておりませんので何とも言えませんが、基本的に家庭訪問をするときは、保護者の方と連絡を取って、承諾を得た上で行うようにしています。

例えば、保護者の方がおられなくて家にお子さんだけの場合も、そういう確認を取ってお伺いするようにしていますので、どういう状況でそういうことが起こったか分からないですが、もしそこでお子さんや保護者の方にご不快を与えたり、ストレスを与えるようなことがあったら、今後はそういうことがないように、さらに連携を密にして信頼関係を築いてやっていくように心掛けてまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 次に、各アプローチの担当者において、研修などによる研さん、定期的な自己評価、児童生徒及び保護者からの評価、第三者評価等、質の向上を図られているかについてお伺いします。

行政報告書の不登校に対する記述は、不登校の背景に家庭環境を含めて複雑で多様なケースがあり、ゲーム依存などでの昼夜逆転などの生活リズムの崩れなど、メディアとの密接な関係も見られるとの記述でした。お子さん自身や家庭への視点は記載されておりましたが、対応者側のスタンス、自己評価や他者評価、自己研さんなど、より良い対応に向けた PDCA サイクルに

ついて、先般も執行状況や評価報告書においても記述がございましたので、改めてこの辺りの取組について伺います。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。例えば、支援をするスクールカウンセラー、それから SSW もそうですけれども、こういう専門的な資格を有している方は、定期的な研修が義務付けられております。それを怠っていると資格が失効してしまうということもありますので、そういう専門的な人はやっております。また、学校におきましても教職員の定期的な研修に努めております。

それから、学校ではスクールカウンセラー、SSW を利用した保護者や本人にアンケート調査を行っています。つい最近もその結果の報告が教育委員会にありましたが、枚数にして 10 枚足らずでした。実際に対象になるお子さんがたくさんいるわけではないので、結構多くの方からご回答をいただいていると思いますが、保護者、本人ともに、おひと方を除いて全ての方が良かった、または大変良かったというご回答をいただいています。

良かった理由として、話を聞いてもらえた、相談に乗ってもらえて心が軽くなったとか、フリー記述のところには、いろいろな情報を寄せていただいてとても参考になった、そういうような意見をいただきました。

おひと方、あまり良くなかったという評価の方もいらっしゃいました。理由として、問題が解決しなかったということが書かれていました。

こういう問題については、1 回 2 回で結論が出るものではありませんので、こちらとしても引き続き支援活動を行いながら、力を合わせて解決に向かっていければと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 不登校の原因について、本会議の質疑でも回答がありましたが、実際には不登校の本当の原因を調査することは困難であるかと思えます。外部から見ると、テレビを見

たり、漫画を読んだり、ゲームばかりして気楽にしているように見える子どもが、内面では自分は駄目な人間だと思って自信をなくし、そこからどう抜け出せばいいのか分からず、将来にも希望が持てずにいるケースもあります。不登校の原因を調査すればよいという意見もありますが、本人自身も原因が分かっていないという場合もあるのではないのでしょうか。

子どもが登校できない場合でも、子どもや家庭のみに着目するのではなく、子どもの今の状態と登校刺激の与え方のどこにずれがあったのかを見直し、別の対処方法を関係者で話し合い、方法、方針を立てて対応していくことが重要かと思います。

また、もう一点、困り感のあるお子さんの保護者に対して、担任やSSWから丁寧な説明がないまま診断を勧めたり、簡単に投薬を勧めるということに関して、どのような学校方針で発言をされているのか、違和感というよりもショックを受けているという保護者もいらっしゃいました。

今回、先ほどのアンケートでは良い結果だということですが、やはり具体的なケースの全てをここで話しすることができないように、直接関係者に伝えづらい問題であるということを考えて、保護者はどう行動したらよいのか、第三者的にこの関係問題を調整する機能というのがあるのかについてお伺いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えします。今おっしゃられた調整する機能というのは、例えばセカンドオピニオンのようなことをおっしゃられるのかどうか分かりませんが、私たちが支援会議を通して、例えばお子さんの発達障害における判定というのは、実はもう入園前から行っています。3歳児健診のときから専門家が入って、保育園、小学校、中学校につないでおります。例えば、保育園のときは経過観察のような形だったのが小学校に行くと診断名が付くという場合もございますし、小学校のときに付いていなかったけれど、中学校に行くとそういう診断名が付くとか、いろいろなケースがあると思います。

私たちが、例えば不登校のお子さんたちの支援に当たって、中学校に来て初めて、突然不登

校傾向になって、この子は発達障害ではないかというようなケースはまずないと思います。3歳児健診のときからずっと継続して、小学校、中学校に受け継がれてきていますので、その間に保護者の方とも何回も懇談を続けています。例えば診断を受ける、受けないに関して、または進学進級について、通常学級に入るか特別支援学級に入るか、または特別支援学校に行くかということについても、専門家の意見を聞いて支援委員会としてのご意向はお伝えしますが、最終的な判断は保護者の方のご意見、お気持ちを最大限尊重してやってきております。

そういった中で、もしかして保護者の皆さんとコミュニケーション不足で、唐突にこんなことを言われたというようなことがあったとしたら、これからまたよりきめ細やかなコミュニケーションを取っていくように努めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、保護者への情報提供、保護者間の交流機会の提供状況についてお伺いします。

平成28年の文科省調査によると、保護者を対象とした不登校に関する説明会や保護者の会の開催、開催支援を行う教育委員会は、全国の都道府県、市区町村教育委員会の2割以下にとどまっているとのこと。保護者が不登校となっている児童生徒に向き合い、その気持ちを受け止めることは、児童生徒の精神的な安定や意欲の向上にとって大きな意味があり、保護者に不登校についての理解を深める機会が提供されたり、そのような機会についての情報提供が行われることが重要です。

現在、飯綱町ではよつばの会という不登校や支援の必要なお子さんを支える親の会が活動をしています。今年度までにこのように3部の冊子を作って活動していますが、この冊子の中には、日々の困り事への共感を生むもの、また、中学卒業後の進路についてなど、保護者の方が今まで学校などで情報を得づらかった経験を踏まえた内容が盛り込まれています。

また、一人一人では扱いきれないことや、まとめて対応していただいたほうがよいケースなどについては、会の名前で教育委員会に要望を出しているとのことですが、この辺りへの対応を含めまして、考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。よつばの会の立ち上げについては、教育委員会としても保護者の立場からそういう運動が出てくるということは大変素晴らしいことですし、全面的にバックアップ申し上げて、これからも応援していきたいと思っております。

よつばの会の活動としていろいろやっただきしているのですけれども、例えば、よつばの会の方のご意見も反映した形で、去年、人権教育推進委員会主催の人権フェスティバルで大阪の木村泰子先生を講師にお招きして、インクルーシブ教育について講演を行いました。個別の対応だけでなく、広く町民への啓発活動などをこれからも行っていきたいと考えています。以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、学校以外での学びの場について伺います。教育支援センター、適応指導教室の整備、ならびにフリースクールなど民間団体との連携について、町の現状をお伺いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。町内にフリースクールの団体、学校がございますが、そちらとの連携としましては、例年秋まつり等に学級担任が参加したり、中学校では理科実験用の器具の貸し出し等を行っております。また、子どもたちの交流といたしましては、町内サッカークラブFCいいづなで、飯綱中学校の生徒とともにフリースクールの皆さんと活動しているといったような内容となっております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 文科省においては、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、支援の中核的な役割を果たしていくため、中間教室の未設置地域への教育支援センターの設置またはこれに代わる体制整備が望まれることなどが提示され、市区町村教育委員会においては主体的に

教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力のもとに運営する公民協営型の設置なども考えられると通知されております。

そこで、民間の施設に通っているお子さんへの、経済的支援なども考えられるのではないかと思います。現状についてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 飯綱町にあるフリースクールや無認可の教育施設について、飯綱町から通っていらっしゃるお子さんは、ほかの飯綱町の児童生徒と全く同じ対応をしております。町外からみえるお子さんにつきましては、それぞれの住所がある市町村の対応だと思います。フリースクールのお子さんは、無認可ですので籍はそれぞれの地元の、例えば、長野市のお子さんだったら長野市の、飯綱町のお子さんだったら飯綱町の小中学校に籍があるわけです。

先ほどの協力のところでいいますと、フリースクールの先生方とも協議する中で、フリースクールに毎日通って学習されているお子さんに関しては、それぞれの地元の小中学校で、その日数を登校日としてカウントしております。

また、卒業式などにつきましては、本人と保護者の方の了解を得て、いわゆる第2卒業式というのですか、全体の卒業式が終わった後で学校に来ていただいて、保護者と学校の教師と関係者で卒業式を挙げるとか、そういうような形で交流をしています。

援助については、先ほど次長も申しあげましたように、物的な支援として具体的に言いますと、小学校が4校から2校になったときに、教材や教具や机や椅子とか棚とか、そういうものがあつたので、フリースクールの方にも声を掛けて、必要な物があつたら持って行っていただきました。いろいろな意味で、こちらにできる支援、交流はこれからもしていきたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 続いて、家庭内での学びの確保について、ICTなどを活用した学習プログ

ラムの整備についてですが、11月20日付の信濃毎日新聞では、松本市でオンラインで学習をした際に、学校の判断で出席扱いにするためのガイドラインが策定されたとのことで、担任らがビデオ会議システムを使って学習を支援したり相談に応じたりする際は、内容を保護者と共有することとなっています。町の現状ならびに将来的な構想としてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。ICT教育につきましては、文科省のGIGAスクール構想に基づいて飯綱町も着々と進めておりますが、それはまだ緒に就いたばかりでございます。ハード面が今年中に整う予定です。実際にそれをどういうふうに進めていくかというのは、これからの課題です。例えばタブレットにどんなソフトを入れていったら実際に役に立つのか、それから形は整ったがそれを指導する先生たちの指導力がどれくらい追い付いているのか、そういう問題があります。

それから、長野県でいくと飯田などの先進地域の声を聞きますと、あそこは実際にこの休校中にタブレットを貸し出したり、オンライン授業ができたのですけれども、そういう反面、セキュリティはやっているとは思いますが、子どもたちが夜な夜なコンビニの辺りに徘徊して貸し出したタブレットで何かやっているとか、やってみたらいろいろな問題が出てきているようです。そういう意味では、いろいろな規則づくり、そういったものもこれから併せてやっていこうと思っています。

とは言っても、今まで飯綱町は何もやってきていないかという決してそうではなくて、現状としては、中学校では30台、つまり1クラスで1人1台使う数を用意してあります。小学校だと20台ぐらいですので、2人に1台とかグループで使うことはできていますので、現在も既に使われています。

具体的に言いますと、教科の授業の中で使ったり、例えば、数学でしたら作図をするとか、音楽だったらタブレットを使って作曲をするとか、体育だったら友達の演技を録画して、それを見せ合ってお互いにいいところや課題を指摘し合って学習を深めるとか、特別支援学級だっ

たらドリル学習的な個別学習を行うとか、もう取り入れてやっております。

そういった形で、現在もうできるところからやっております。1人1台タブレットが用意できたからすぐにフル回転するかというと、そうではありません。できるところから、安全を確認しながらやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） また、先ほどフリースクールの関係でもご説明いただきましたが、学校外の施設において相談、指導を受けている場合の指導要録上の出席、これは進路決定に大きな影響を与えますが、出席の扱いや評価に関して、先ほどフリースクールでは出席の扱いになる、また評価もあるということでした。そのほかにも、放課後等デイサービスに通われている方もいらっしゃるかと思います。その辺りの扱いはどのようなになっているか、お願いします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えします。学校外の施設においての相談、指導等を受けている場合の指導要録上の出欠ということですが、最新では昨年10月に文科省のほうから通知がなされておりまして、基本的にはその通知に基づきまして判断をしております。

学校外での公的機関や民間施設の相談、指導を受けている場合の取り扱い、それから自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の取り扱いについて、一定の要件を満たした上で出席扱いとするということが示されております。

具体的にいきますと、当町では先ほど教育長からありましたフリースクールにつきましては、出席扱いに該当される方は本年度3名でございます。それから、通所等されておられる方が1名おられますが、そちらについても出席扱いです。それから、その他オンライン等での教材を利用して家庭学習を進めている生徒が1名ということで、合計5名いらっしゃるわけですが、全て出席扱いとして、それぞれの学びの場で学習を深めているという現状です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 最後に、学習に困難を抱える児童生徒へのICTの効果的活用についてとい

うことで、先ほどの説明の中で、特別支援のクラスの中で、もう実際に使われているということですので、もし何かあればということですが、文科省では平成 25 年度に ICT の活用ハンドブック、それぞれ特性や学級に合わせた活用についてのハンドブックを提示していますが、現在ではもう ICT 技術はかなり発展していますので、できること、可能性はかなりの広がりを見せているかと思えます。

視覚情報と聴覚情報の処理に偏りがある場合、ICT 活用は大変有効であると考えます。ある保護者の方で、お子さんの学校の課題を、自ら視覚的な処理をしてお子さんが解きやすいように工夫をしていらっしゃる方もいます。ぜひこの活用についても研究し、前向きにご検討いただければと思いますが、何かありましたら一言お願いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 支援を必要とされるお子さんの特性というのは、本当に一人一人違って、今、議員がおっしゃったように視覚優位、聴覚優位いろいろございます。そういうことについての個別の指導は、別に ICT があろうがなかろうが今までずっと行ってきたことであります。ただ、やはり ICT も上手に取り入れることによって、お子さんが自分の速度で行う、または分からなかったらもう一度やり直しができます。それは支援を必要とするお子さんだけに限らず全ての学習活動において言えることです。ですから、優れたツールとしての利点を生かしながら、より深い教育活動ができるように、上手な運用に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） あと 3 分です。瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 学校及び教育委員会におきましては、今後も家庭との信頼関係を大切にし、子どもが安心できる居場所づくり、子どもの自己肯定感を高める学級づくり、子どもの自主性を尊重する学校づくりにご尽力いただきますことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

これにて、一般質問の通告者はすべて終了しました。

暫時休憩とします。再開は、2時40分からお願いします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

◎議案第124号から議案第126号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、日程第2、議案第124号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第3、議案第125号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第4、議案第126号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例、

以上、条例の一部改正3件を一括して議題とします。

なお、質疑、討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第124号から議案第126号について提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第124号・議案第125号・議案第126号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第124号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

議案書並びに議案の提案説明書1ページをお願いいたします。

この議案につきましては、人事院勧告に基づく給与法の改正が、国会で11月27日に可決、成立しましたので、これに準じた条例の改正でございます。

主な改正内容は、第1条につきましては、一般職の職員の期末手当の支給割合について、年間2.6月から2.55月に、ただし、課長等の特定幹部職員にあっては、年間2.2月から2.15月に、第3条につきましては、特定任期付職員の期末手当の支給割合について、年間3.4月から3.35月に、それぞれ0.05月分引き下げるもので、公布の日から施行するものでございます。

第2条及び第4条につきましては、令和3年度以降の期末手当の支給割合を、6月期と12月期で平準化するための調整で、令和3年4月1日の施行でございます。

また、第1条において別表第5の改正を行っておりますが、人口増推進室の設置などに伴い、室長等の文言を追加するためのものがございます。

議案第125号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

議案書並びに議案の提案説明書2ページ上段をお願いいたします。

この議案も人事院勧告に基づくもので、改正内容は、第1条につきましては、議員の期末手当の支給割合について、年間3.4月から3.35月に0.05月分引き下げるもので、公布の日から施行するものがございます。

第2条につきましては、一般職と同様、令和3年度以降の期末手当の支給割合を、6月期と12月期で平準化するための調整で、令和3年4月1日の施行でございます。

続きまして、議案第126号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

議案書並びに議案の提案説明書2ページ下段をお願いいたします。

この議案も人事院勧告に基づくもので、改正内容は、第1条につきましては、常勤の特別職の期末手当の支給割合について、年間3.4月から3.35月に0.05月引き下げるもので、公布の日から施行するものがございます。

第2条につきましては、これも同様ですが、令和3年度以降の期末手当の支給割合を、6月期と12月期で平準化するための調整で、令和3年4月1日の施行でございます。

なお、特別職の期末手当等については、一般職の例に準じている、読み替えをしていることから、関係部分の改正もしているところでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 議案第124号、議案第125号及び議案第126号について、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

◎議案第 124 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 議案第 124 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって議案第 124 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 125 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 議案第 125 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって議案第 125 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 126 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 議案第 126 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって議案第 126 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。明日 12 月 1 日から 10 日までの 10 日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、明日 12 月 1 日から 10 日まで、本会議を休会することに決定しました。

12 月 11 日の本会議は、議事の都合により会議規則第 9 号第 2 項の規定により、会議時間を 3 時間繰り下げて午後 1 時に開くことにいたします。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、12 月 11 日の本会議は午後 1 時に開くことに決定いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 5 0 分

令和2年12月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和2年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月11日（金曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第13号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 常任委員会審査報告
（1）予算決算常任委員会
（2）総務産業常任委員会
（3）福祉文教常任委員会
- 日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 4 議案第101号 令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第102号 令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第103号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第104号 令和2年度飯綱町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第105号 令和2年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第127号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第10 議案第128号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第11 議案第129号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第12 発議第12号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・調印・批准を求める意見書案
- 日程第13 発議第13号 「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を要請する意見書案
- 日程第14 発議第14号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案
- 日程第15 発議第15号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための

意見書案

日程第16 発議第16号 すべての医療機関・介護事業所への大幅な緊急財政支援を求める意

見書案

追加日程第1 発議第17号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案

日程第17 議員派遣の件

日程第18 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	教育 長	馬島 敦子
監査委員	山本 孝利	農業委員会 長	清水 藤一
選挙管理委員長	三ツ井 吉次	総務課 長	徳永 裕二

企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	永 野 光 昭
住 民 環 境 課 長	梨 本 克 裕	保 健 福 祉 課 長	山 浦 克 彦
産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗	建 設 水 道 課 長	土 倉 正 和
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯 綱 病 院 事 務 長	大 川 和 彦
総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんご苦労様です。この議場での会議は本日が最後となります。皆さんの活発な討論をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大川憲明） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第13号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。風間総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 風間行男 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（風間行男） 総務産業常任委員会審査報告を会議規則第77条の規定によ

り報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

それでは別紙をご参照ください。

総務産業常任委員会審査報告、令和2年12月11日、飯綱町議会議長 大川憲明様、総務産業常任委員会委員長 風間行男。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

議案第95号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例、可決。

議案第96号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第97号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第95号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例、

質疑①、議案の提案説明書に「支出の平準化により、単年度経費の削減」とあるが具体的なデータはあるのか。

回答①、具体的なデータはない。

質疑②、支出の平準化とはどういうことか。

回答②、現在、高額な物品を購入する場合でも、代金を単年度で支出することが多く、当該年度の支出が多額となっている。リースなど長期の契約で対応することにより、支出が平準化され、財政運営も楽になる。このため、長期継続契約できる物品等の範囲を広げたい。

質疑③、電算の契約もこれに該当するのか。また、1者との契約で適正な金額となっているのか。

回答③、電算業務の委託や関連機器の更新についても長期継続契約の対象となるので、支出

の平準化が図れる。住民記録や税などの基幹系の業務は 14 町村の共同化で行っているが、2 つのグループに分かれ、別々のベンダーと契約することとなった。2 者の競争が生まれたことで、適正な価格が担保されると考えている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 96 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、

説明、本会議において、特殊勤務手当の金額については規則で定める予定であるが、1 日 3,000 円若しくは 4,000 円の支給を予定している旨の説明を行った。しかし、定例会初日の提案説明後、11 月 27 日に人事院規則が改正され、1 日 3,000 円若しくは 4,000 円の支給は、主に、流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に患者が発生した船舶などの措置であり、それ以外の住民等の生命及び健康を保護するための措置などについては、1 日 1,000 円若しくは 1,500 円とされたことから、規則で定める特殊勤務手当の額については、1,000 円及び 1,500 円の金額も併せて定めることとしたい。実際の運用にあたっては実情により判断し対応していきたい。

質疑①、条例案で「町民等の生命及び健康を保護するため」となっている。実際には、他病院での作業や町民以外に対応するケースを想定されるがどうか。

回答①、条例案では町長が定めるものに従事となっており、状況を勘案し柔軟に対応していく。

質疑②、職員組合と協議し進めているか。

回答②、県からの情報の他、職員組合の持っている情報等を共有しながら進めている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 97 号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例、

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め質疑を終了します。風間委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会審査報告を会議規則第 77 条の規定により報告します。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

福祉文教常任委員会審査報告、令和 2 年 12 月 11 日、飯綱町議会議長 大川憲明様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 94 号 飯綱町子育て世代支援施設条例、可決。

議案第 98 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 99 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、可決。

請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願、不採択。

請願第 5 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願、採択。

陳情第 7 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書、採択。

陳情第 8 号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情、採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤字のみ報告します。

議案第 94 号 飯綱町子育て世代支援施設条例、

質疑①、検討委員会の中で、休日祝日の利用希望はなかったか。子育て支援センターの利用状況は午前中に偏っている気がしたが、利用状況の確認はどうか。ワークセンターを利用できる方は女性に限らないと聞いたが、子育て世代支援施設となれば子育て中の方に限るのか。子育て支援センターに連れてきている子どもとファミリーサポートで預かっている子どもは同じ場所にいるのか。

回答①、土日等休日も開館できないか内部でも検討したが、現段階では保育士の確保が難しい。検討委員会等でも土日は家庭で過ごしてもらうのが基本ではないかとの意見が多かった。一方で土日もやっていけばという母親もいる。しばらくは様子を見て、当面はイベントを土日等休日に行くなどして利用者の意向を伺っていく。現在の利用状況は、午前中から利用する方が多いが、お昼を食べたら帰るということが定着している。今度は保育士が傍についていなくても、一日中自由に使ってもらえるよう呼び掛けていきたい。これからは母子保健事業の一部もこちらで行うので、妊娠したら支援センターにまず来ることになる。施設の周知や案内をして利用を促していきたい。また、ファミリーサポート事業の託児も、基本的にはこの場所で行いたいと考えている。小さい子どもは託児室で、走り回る活動的な子どもはプレイルームで過ごすようにする。常に保育士がいるので、利用者全てに目を配って安全なサポートをしていく予定。ワークセンターは、子育て世代の父母でも、孫育ての祖父母でも使っていただいて結構。先の教育委員会の定例会で委員の中から、独身の女性も在宅ワークに興味ある方は使っているのではないかと提案があった。子育て世代との交流ということでも、将来母親になる女性の皆さんということでも、柔軟に対応していきたい。規定上ははっきりと定めていないが、町長の認める範囲内で利用可能としたい。

質疑④、条例中第3条以降の多くの条項に「町長が必要と認めるとき」などとあるが、町長が認めれば条例で全部できてしまうと読める。要綱等ならいいと思うが、条例の書き方がこれでいいのかと違和感を覚えた。

回答④、第一条の趣旨に則った事業をやることが大前提。ここに老人福祉は入ってこないという解釈。細かい事務事業なので常に変化していく可能性がある。それを明記してしまうと、

その都度、条例改正が必要になるので事務的に心配はある。そういうこともあり「その他、町長が認める事業」と入れている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 98 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、

質疑①、この改正の根拠法令は何か。

回答①、介護保険法に係る省令の一部改正である。

質疑③、主任ケアマネージャー資格の取得は難しいのか。

回答③、ケアマネージャーとして5年間の実務経験がないと受験資格がない。研修時間も多く、2泊3日程度の専門研修を何回も受講する必要がある。一般的に受講者は、通常勤務を行いながら研修を受けている。

質問⑤、本来、主任ケアマネージャー資格者は必要だということか。

回答⑤、そのとおり。ただし、資格者の育成は、事業所の人員体制にも影響がある。大きな事業所は良いと思うが、小さな事業所は大変だと思う。地域包括支援センターや訪問看護ステーションは人員が限られているため、資格を取得しようとする者が研修に出てしまうと、通常業務に支障が出やすい。介護現場は職員採用も厳しい現状であり、その中でケアマネージャー資格や主任ケアマネージャー資格の人材育成は難しい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 99 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願、

9月定例会審査報告。

説明者、長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏。

質疑②、少人数学級をやることは決まっているか。

回答②、最近まとまった骨子案に、少人数学級に踏み出す文言が入った。大臣も触れている。

質疑③、なぜ他のところは進まないのか。コロナの記述があるが、便乗ではないか。

回答③、文部科学省は「新しい生活様式」を推進している以上、今の教室の面積で40人は対応できない。

質疑⑤、少なければ良いわけではない。集団生活をするのに、何人が適当か。

回答⑤、決められないが、35人学級なら、36人で2クラス。1学年でやれば36人で学べる。36人を担任一人では大変である。

継続審査採決、コロナの記述の件と説明があったものの資料がないため、継続審査を求める声があり、賛成多数で継続審査とした。

閉会中審査報告。

日時、令和2年10月15日、木曜日、午前9時。

場所、飯綱町役場2階会議室。

説明者、長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏。

質疑③、学級の規模と学力の関係で、少人数の方が高くなるのか。

回答③、学力を何で測るか。全国学力テストでは少人数の学校の方が高い傾向があるが、県によっても違う。

反対討論、少人数学級が良いとは限らない。不登校の解消もはっきりしない。教職員定数の見直しには反対だ。

賛成討論、なし。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

請願第5号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願、

9月定例会審査報告。

説明者、長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏。

質疑①、活性化を掲げている町とすれば、北部高校はなくしたくない。地域の子どもが行きたいと思える、魅力ある高校になれば、請願を出さなくても良くなるのではないか。

回答①、運動として関係する地域に出しているので、北部高校の色を出してはいない。教員

の一番の負担は、公務の負担。北部高校は募集が2クラスとなり、教員が2人減らされ、3年で6人減ることになっている。高校の魅力出すためにも、教員を増やすことが大事。

質疑②、魅力ある学校にするために、対応する案を出していくべき。まず、モデル校に手を挙げることだ。

回答②、手は挙げたが採択されなかった。教職員が3年で6人減れば危機的な状況になるため、校長も加配をお願いしている。学校の様子を書き込むことは、分会に話したい。

継続審査採決、現実的なもの、その資料が欲しいので、継続審査にしたいとの声があり、賛成多数で継続審査とした。

閉会中審査報告。

日時、令和2年10月15日、木曜日、午前9時。

場所、飯綱町役場2階会議室。

説明者、長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏。

質疑、30人を強調しなくても良いのではないか。モデル校方式では、実施までに時間を要すると言わなくても良いのではないか。

回答、基準を下げると、配置が手厚くなる。福井県、秋田県などでは、都市部校と周辺校で定数を変えている。長野県のモデル校方式は坂城高校だけだが、もっと沢山でやってほしい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書、

説明者、長野県障害者運動推進協議会 副代表 原 金二 氏。

質疑①、陳情項目2の公立病院の統合再編や地域医療構想のねらいは何か。

回答①、国のねらいは医療費の削減である。そのために病床数の削減を求め、地域の病院の担っている役割を考えず、名前を挙げて再編を促した。

質疑②、請願項目の3の医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増やすこととは、どんなことをすれば良いのか。

回答②、総枠を増やすこと。先進諸外国並みになるよう、予算も引上げてほしい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第8号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情、

説明者、長野地区社会保障推進協議会 事務局次長 藤本 ようこ 氏、

長野医療生活協同組合 長野中央病院 事務次長 磯野 健一 氏。

質疑②、コロナ関係を受け入れていない医療機関の影響も大きく大変なのはなぜか。

回答②、患者が減っている。国から支援金が入ったが、手術を先延ばしにしたり、普通の患者の来院を控えてもらうなどした。

討論なし、採決の結果、全員賛成で採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第94号 飯綱町子育て世代支援施設条例を議題とします。

これから本案に対して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 94 号 飯綱町子育て世代支援施設条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 95 号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 95 号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 96 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第96号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第97号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 97 号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 98 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 99 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第 100 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願を議題とします。

これから本案について討論を行います。委員長報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[9番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

国の責任による少人数学級の実現は、多くの団体や保護者、教職員等による長い運動の歴史があります。長野県ではその声に応え、ご承知の通り中学3年生までの35人以下学級が実現しています。県独自の予算によるものです。国が責任を負えば、県民の福利厚生や生活環境の改善などにその予算を回すことができます。

今年に入って、少人数学級の実現を国に求める地方議会の意見書が16道府県、当然長野県も含まれています、を含む534議会で採択されています。

11月23日の衆院文部科学委員会で、日本共産党の畑野君枝議員の「新型コロナウイルス感染症で強いストレスを感じている子ども達の願いに応えるためにも来年度からの実施を」との訴えに、萩生田光一文部科学大臣は、「不退転の決意で臨む。勇気をもらった。」と答えました。また、畑野議員は国立成育医療研究センターの「コロナ×こどもアンケート」の10月の中間報告を引きながら「子ども達の声に寄り添うためにも法改正による少人数学級実現が待ったなしだ。」と問うたのに対し、萩生田文部科学大臣は、「30人が望ましいと私は思う。皆さんと協力しながら頑張りたい。」と答弁しました。財務省の青木孝徳主計局次長は「われわれ大人が、児童・生徒の声にしっかり耳を傾けていくことが重要だ。」と述べるとともに、社会的・経済的困難を抱える子どもが多い学校などでは少人数学級に効果があったことを示す研究があることを認めた、との報道がありました。

また、11月27日の衆院文部科学委員会では、畑野君江議員が「GIGAスクール構想」など文部科学省が進めるICT化について質した中で、「今以上にきめ細かな指導が求められる。少人数学級が絶対必要だ。」との質問に、萩生田文部科学大臣は、「学校教育は人がぬくもりを持って子どもたちに接することが大切。少人数学級を頑張りたい。」と答えた、とも伝えています。

文部科学大臣の頑張りをしっかり支える地方議会の意思表示が必要です。改選前の飯綱町議

会では、何回も採択され、国に意見書を上げています。議員各位の賛同をお願いして、この陳情の採択に賛成の討論とします。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。青山議員。

〔14 番 青山弘 登壇・討論〕

○14 番（青山弘） 議席番号 14 番、青山弘です。私は、請願第 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願に反対の立場で討論を行います。

小中学校での少人数学級実現を目指す文部科学省とそれを疑問視する財務省との間で来年度予算をめぐる攻防が激化しています。児童生徒に目が届きやすくするため、少人数学級は、教育界にとって長年の悲願であります。しかし、教員を増やすには予算確保が必要です。財務省は「少子化による子供の減少ほど、教員は減っていない」と「学級人数と学力テストの結果との関係は、学級規模縮小による学力向上効果は、ないか、あっても小さい、という見方が強い」としています。財務省は、少人数学級による効果が不確かなものに、多額の財政支出をするべきではないという立場です。一方、貧困の子供らにはクラスが小さいほうが学力向上に効果があるとの研究結果があり、これにはピンポイントでの導入することは容認するという立場で、あくまで全国一律の実施は「費用対効果の面で疑問」と導入に反対の立場です。

また、「コロナが心配だから、今こそ少人数学級を」という主張には、一見、とても分かりやすいし、賛同を集めやすいのですが、文科省は 12 月 3 日付けで学校向けのコロナ感染対策マニュアルを改定し、児童生徒に感染者が出た場合、「原則休校とする」としていたこれまでの方針を改め、「すぐには休校はしない」とする考えを示しました。また、6 月 1 日から 11 月 25 日の間に感染が確認された小中学生は 2,079 人だと発表しています。家庭内感染が 55%、学校内感染は 13%でした。2020 年の学校基本調査の速報値では、小中特で現在、全国には約 3 万校あり、約 970 万人の児童生徒がいます。そのうちの 270 人が感染ということであり、0.0028%です。コロナは油断できるウイルスではないことは確かですが、とはいえ、教室の中での感染事例は極めて少ないということは事実です。少人数学級の導入は、文科省と財務省で議論の最中ではありますが、財務省の主張が理に適っていると思います。

以上のことから、この請願は不採択にすべきと考えます。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。私は、請願第4号「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

ゆきとどいた教育により学級規模が小さくなった中では、不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、教職員が子どもに向き合う時間が増えて、学校に落ち着きが出てきたいということも報告されています。そうした中で、子ども達の体力や気力、そして学力向上が図れることに繋がっているとも報告されています。まさに子ども達の父母の願うところであり、教職員の皆さんや地域住民にとっても喜ばしいことでもあります。そういうことで私はこの「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願に対して賛成の討論とします。以上です。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。中島議員。

〔3番 中島和子 登壇・討論〕

○3番（中島和子） 議席番号3番、中島和子です。請願第4号「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願の採択に反対の立場で討論を行います。

ゆきとどいた教育とはどのようなもののでしょうか。少人数学級の推進をすること、教職員の増員が、子ども達にとって居場所のある学校づくりの環境整備になるのか、はたして本来のゆきとどいた教育がもたらされるのか疑問です。

教育現場と先生方のご努力により、子ども達との信頼関係をしっかり築き上げて、多人数でも機能しているクラスもあります。少子化の中、いろいろな個性が集まるクラスで子ども達は、より多くの経験をしながら社会形成を学ぶことは貴重です。すべての子ども達が少人数のクラスを望んでいるとは一概に言えません。最も大切なことは、子ども達にとって最大の教育環境は教員であるということです。指導力の更なる向上を目指す先生方への研修等への支援をもっと増やす方が優先であると考えます。したがって、この請願は不採択とします。

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。荒川議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇・討論〕

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願について、賛成の立場で私見の一端を述べます。

まずは、背景を踏まえ、観念的でなく小さな視点から賛成の理由を以下の4点い絞り申し上げます。

1点目、現在、町では児童生徒に係る教育環境整備等に力を入れ、将来、町をはじめ世界に羽ばたけるような人材育成、もっと大きな視点から人間形成に願いを込め、激減緩和措置とはいえども、町費で加配の先生を確保されていることは、まさにゆとりのある「ゆきとどいた教育」を実践されていると理解をした次第です。よって、請願の趣旨に何ら齟齬はないと思いました。

2点目、35人学級以下でも不登校生は多少なりとも存在するでしょう。また、学力向上のうえからも一定の限界もあることは事実と思います。しかし、比較論では、施策を進める方が、まさに有効であると考えられます。よって、請願にあるとおり、児童生徒一人一人に、ゆとりのある「ゆきとどいた教育」の前進は、不登校生及び生徒指導の縮小並びに学習の理解度と自律性を高めるにはベターであると思慮したところです。

3点目、計画的に教職員を増やすことは、国の教育予算財源が必要です。このことに関し触れると、今、社会問題化している「引きこもり」による80・50現象の要因は複雑多岐に及んでおりますが、現行の教育環境にも関連があると思います。ゆとりある教育を実践し、「引きこもり」を少しでも解消して夢と希望の持てる社会の実現の方が、経済効果がより勝ると確信しています。

4点目、当面、35人学級編成に向け、多数の父母及び実際に教育現場で携わられている先生方並びに地域の皆様方の切なる願いは当然尊重すべきであります。

以上の理由から当該請願に賛成をした次第です。請願項目実現に向け、各位のご賛同を頂きたくご判断をお願いします。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願に賛成の立場で意見を申し上げます。この意見は、体験を申し上げて私の意見とさせていただきます。

私は小学校1年から3年まで1クラスでした。そして、1クラス1年生時は52人でした。2年3年になると疎開された家族の関係で2人減り、1人は死亡で49人になりました。4年になると平出分校から合流し64人になり、32人ずつの2クラスになりました。つまり、ほとんど30人学級に近い、32人という経験をしてきました。この52人から32人になるという自分達の先生の立場、そして教育を受ける我々の体験からして、一つだけエピソードを申し上げます。

男性が1クラスに18人でした。1人欠席すると野球ができませんでした。「お前、明日、ソフトボールがあるから絶対来いよ。」ということで、それぞれの存在意義を自意識させるチャンスでもありました。そういった意味で「ゆきとどいた教育」、そして友達との結束、これを考えますと是非とも30人を進めてほしいという考えであります。賛成の立場でした。

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願は、採択することに決定しました。

これより暫時休憩に入りたいと思います。再開は2時とします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き会議を再開します。

請願第5号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、請願第5号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願は、採択することに決定しました。

○議長（大川憲明） 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（大川憲明） 陳情第8号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第8号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を

求める意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第 101 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 101 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 101 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 102 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 102 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 102 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 103 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 103 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 103 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、
原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします

休憩 午後 2 時 7 分

再開 午後 2 時 8 分

○議長（大川憲明） 会議を再開します。

◎議案第 104 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 104 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 104 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 105 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 105 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 105 号 令和 2 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 127 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 127 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 127 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、はじめに議案書をお願いいたします。

議案第 127 号 工事変更請負契約の締結について、次のとおり工事変更請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

工事名、飯綱町役場新庁舎建設工事。

工事場所、飯綱町大字牟礼 2795 番地 1 他。

契約金額、変更前 11 億 1,100 万円、内消費税 1 億 100 万円、変更後 11 億 1,865 万 6 千円、内消費税 1 億 169 万 6 千円。全体で 765 万 6 千円の増額でございます。

契約の相手方、長野市早苗町 45 番地、株式会社岡谷組長野支店、支店長味澤英治。

令和 2 年 12 月 11 日提出、飯綱町長峯村勝盛。

次に、議案の提案説明書 1 ページ上段をお願いいたします。

主な変更内容は、転石、大きな石の発生に伴う地盤改良の増の他、新型コロナウイルス感染症の対策として、窓を固定式から開閉式のものに変更したこと、水栓オートソープ設備を追加したことなどによるものでございます。なお、増額の補正予算につきましては、先ほどご決定

いただいたものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 127 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 128 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 128 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 128 号）

○企画課長（土屋龍彦） ただ今、議題となりました議案第 128 号 工事変更請負契約の締結に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。議案及び議案の提案説明書をご覧ください。

令和2年9月24日に議決をいただきました令和2年度飯綱「いきがい創造」プロジェクト事業旧牟礼西小学校跡拠点施設整備工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案をいたしました変更の内容は、工事請負契約金額の変更でございます。契約金額について1,171万5千円増額し、変更後の契約金額を8,695万5千円とし、請負者、高木建設株式会社と工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

設計変更の主な内容につきましては、メモリアルルームの排煙窓の設置、普通教室棟3階の手洗い洗面所の改修、普通教室棟2階の貸しオフィスの電源メータの設置、飲食スペース前のウッドデッキの設置、及び中庭への天然芝張工でございます。

いずれも当初から計画していた工事及び法的に必要な工事を残予算で行う増工事でございます。関係法令、地方自治法第96条第1項第5号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 128 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 129 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 11、議案第 129 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 129 号）

○産業観光課長（平井喜一郎） ただ今、議題となりました議案第 129 号 工事変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。議案並びに議案の提案説明書下段をご覧ください。

令和 2 年 7 月 10 日に議決をいただきました令和 2 年度飯綱町三本松農産物加工施設建設工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めます。

提案をいたしました変更の内容は、工事請負契約金額の変更でございます。工事請負契約金額を 204 万 1,600 円増額し、変更後の契約金額を 9,422 万 1,600 円とし、請負者、高木建設株式会社と工事変更請負契約を締結しようとするものです。

設計変更の主な内容につきましては、エアコン 2 機の設置に伴う増工と、施設サイン設置に伴う増工となります。変更増する金額の内訳につきましては、建築主体工事では施設サイン設置ほかで 31 万 2 千円の増、機械設備工事ではシンクや調理台など高さの変更と洗浄室、製品庫へのエアコン 2 機の設置ほかで 111 万 7 千円の増でございます。これについては新型コロナウ

ウイルス感染防止対策として、夏場などで暑さ対策のためシャッターを開けたままでの作業は、見学者等が洗浄室や製品庫に無断で立ち入る可能性があり、接触の機会が想定されます。エアコンを設置することでシャッターを閉めての作業が可能となり、見学者等の立ち入りを防ぎ接触機会を減らすことで感染リスクを低減できると判断したものです。外構造成工事では当初設計では既設境界ブロックで見込まれていたものが、掘削したところコンクリート擁壁であったことから、その撤去費用として19万2千円の増、そのほか諸経費が23万5千円の増、工事費合計では185万6千円の増となり消費税額18万5,600円を加えまして、工事変更請負金額204万1,600円を増額するものでございます。

予算面では、当初契約の落札率が98.47%であり、入札差金143万円を含め、現予算を有効に活用し、変更仮契約を締結しているところでございます。

工事請負契約約款第18条及び第19条の規定に基づく設計変更に伴いまして、工事請負契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川詔夫です。まず、三本松加工は最初の予定地から現在着工されている位置への変更ということで、全協でも議論の対象となりました。私はこの加工所の建設に当たっては慎重の上にも慎重に取り進めるべきだと記憶をしています。ただ今の説明では、コロナの感染下の現状を見ながら、例えばエアコン2機などを増工しなければならないと。コロナの感染は全国的には1月から始まり3月は小中高と全面休校ということで、当然配慮しなければならないという時期的なものがあります。2点ほどお聞きします。

まず、工事契約の変更については、いつ、誰と誰が参集して協議をしたか。それから、ただ

今の説明の背景を受けて、誰が問題提起をされたかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） まず、変更の協議はいつ誰が行ったかという点について、正確な日程をはっきり把握していませんので申し上げることはできませんが、毎週工程会議を行い、その中で出された案件でございます。設置についての検討は内部で行い、こちらから事業者へ提案し、増工としたものでございます。また、この提案は、当初の設計から大きな変更の見込がなくなったことから、予算を有効に使いたいということが一番の理由であり、入札差金を使ってのコロナ対策ということで、エアコンを設置し換気の効率を良くするという、こちらから提案したものです。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 荒川議員から前回の場所の移転の時も指摘がありましたが、あの程度の移転は町長の裁量で認めていただきたいと思います。300mや500mも離れた場所に変更するわけではなく、30mの変更で相成らんということであれば、これから進める上でもそれなりに対応していかなければいけないと思っています。

今、平井課長からの説明がありましたが、先ほどの旧牟礼西小学校もそうですが、国の交付金事業です。事業費1億円に対して国からの交付金が5,000万円、入札の結果、8,500万円で落札された。この事業費で思い描いていたことがすべて出来ていたのであれば、1,500万円は残として国へ返します。ただ、本当はエアコンも欲しい、できれば施設内にもう一回りスケールの大きいものが欲しい。設計段階でそれを加味すると事業費が1億5,000万円になってしまう。何としても1億円に収めたいという設計で入札をしたら、約98%の落札率で、約150万円程度しか余りませんでした。そこで当初欲しかったエアコン等を増工したいということでご理解いただければと思います。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 場所の移転についての異議はありません。入札をするうえでは、増工等がないよう、当初、十分に検討していただきたいという願いからの質問です。

先ほど、工程会議の中で協議をしているということですが、町、建設業者、設計業者の3者が問題のないように協議をされていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 荒川議員がおっしゃられたとおり、役場、建設業者の高木建設株式会社、施工監理を行っている株式会社エーシーエ設計の3者でございます。

○議長（大川憲明） 他にありますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田修です。今の件で追加します。まず、エアコン設置についての理由の中に見学者の対応が入っていました。コロナ禍の中でエアコン設置により対応できるとお答えされましたが、このような状況下で無理矢理見学させる必要はないと思います。

また、以前、今までのムーちゃんの店舗を倉庫などとして残したいともお話がありました。現在、看板がきれいに塗装されていますが、この予算はどこから出ていますか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） まず、見学する必要があるかという点についてですが、建物西側の加工室側には、見学ができる窓が設置されており、屋外から見学ができる施設となっております。先ほど提案説明で申し上げましたとおり、夏場の暑い中、シャッターを開けたままで作業をしていると、見学者が中に入る可能性があるため、その可能性をなくすため、エアコンを設置し、シャッターを閉めて作業をしていきたいということでございます。

それから、もう1点の旧ムーちゃんの直売所の看板については、ムーちゃんという表記をなくすための塗装です。費用をどこから支出しているかは今すぐに回答できませんが、修繕費で塗装しています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今、どこから支出しているかわからないという課長の答弁がありました。

では、どなたがああ看板を塗装するよう業者に命じたのでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 産業観光課から指示を出しています。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 違和感があるのでもう少しお聞かせください。産業観光課からということ
は、課長が責任者ですね。どなたが指示をしたのかということと、どこから出ているかわか
らないという答えが曖昧ですが、いかがですか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） どの項目から支出しているかということが今すぐに答弁でき
ずに申し訳ございません。後ほどお答えさせていただきます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 129 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎発議第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 12、発議第 12 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・調印・批准を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 12 番、渡邊千賀雄議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・説明〕（発議第 12 号）

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。発議書を朗読します。

発議第 12 号、令和 2 年 12 月 11 日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 渡邊千賀雄。

賛成者 飯綱町議会議員 清水均、同じく風間行男、同じく目須田修、同じく瀧野良枝、同じく石川信雄、同じく荒川詔夫、同じく伊藤まゆみ、同じく清水満、同じく原田重美。

日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・調印・批准を求める意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・調印・批准を求める意見書。

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした「核兵器禁止条約」が、2017 年 7 月 7 日の国連会議で国連加盟国の約 3 分の 2 にあたる 122 ヶ国の賛成で採択されました。

条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、核兵器はいまや、不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みも示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への参加・調印・批准が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれてきています。

条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の84ヶ国。2020年10月24日、批准国は条約発効に必要な条件の50ヶ国に達し、2021年1月22日に発効します。

こうした世界の大きな動きの中で、唯一の戦争被爆国である日本は、いまだに、核兵器禁止条約に背を向けています。

以上の観点から、下記事項を強く求めます。

記、日本政府は、こうした態度をただちに改めて、被爆国として核兵器完全禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月11日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。渡邊千賀雄議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第 12 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・調印・批准を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 13、発議第 13 号 「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を要請する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 12 番、渡邊千賀雄議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・説明〕（発議第 13 号）

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。発議書を朗読します。

発議第 13 号、令和 2 年 12 月 11 日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 渡邊千賀雄。

賛成者 飯綱町議会議員 清水均、同じく目須田修、同じく荒川詔夫、同じく伊藤まゆみ。

「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を要請する意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。。

「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を要請する意見書。

今、極東を取り巻く情勢は、米中の軍事的経済的対立、北朝鮮の新たな弾道ミサイルの開発など、緊張を高めています。

このような中、安倍前政権は敵の弾道ミサイルを迎撃する「ミサイル防衛」システムの一つ、「イージス・アショア」の配備断念を受け、ミサイルの発射基地そのものを直接破壊する「敵基地攻撃能力」の保有について検討することをあきらかにしました。これを受けて、政権与党は同能力の保有を求める提言を8月安倍首相に提出しました。安倍首相も「提言を受け止め、しっかりと新しい方向を打ち出し、速やかに実行していく」と意欲をしめし、退任直前「ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針」について談話を発表。「今年末までにあるべき方針を示す」と明記し、菅政権に判断をゆだねています。

「敵基地攻撃能力」保有は、巡航ミサイルや戦闘機で相手のミサイル拠点を先に破壊する装備を持つことを指し、憲法上の観点から専守防衛を逸脱するものとして1956年鳩山内閣以来今日まで歴代政権はその保有を否定してきました。安倍首相も安保関連法案の国会審議のなかで、敵基地攻撃能力について「安倍政権が続く限り、持つことは考えていない」と言明しています。にもかかわらず、今般、国民に考えを変えた理由を説明せず、新政権に政策の策定・実行を要求しています。

「敵基地攻撃能力」の保有は相手国が対抗上それを上回る軍拡を進めることに繋がり、際限のない軍拡競争に陥って、逆に日本を一層危険な方向に向かわせることとなります。

コロナ危機のもと、世界が協力し合う事が求められている今日、「敵基地攻撃能力」の保有はそれに逆行するものです。また、そのための大軍拡はコロナ対策などのちとくらしを守る予算にも影響を与えます。いま必要なのは軍備・軍拡への道ではなく、隣国・周辺国との課題・紛争については話し合いによる外交を基礎とした平和的な関係・解決を構築する道を進むことです。

以上の観点から、下記事項を要請いたします。

記、「敵基地攻撃能力」の保有に反対し、隣国・周辺諸国とは話し合いを主とする平和外交を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月11日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。渡邊千賀雄議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。瀧野議員。

〔5番 瀧野良枝 登壇・討論〕

○5番（瀧野良枝） 議席番号5番、瀧野良枝です。発議第13号の採択に反対の立場で討論いたします。町村の権限外である外交問題に関する意見書の取扱いについて、その採択は一般的に好ましくないとされております。また、議会においては、そのような意見書の議決に当たっては、具体的にその町村における公益上の必要性の有無を判断し、慎重に取扱うべきとされておりますので、この原則に従いまして、当議会での取扱いに馴染まないと判断いたしまして、本発議第13号の採択に反対いたします。

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9番（伊藤まゆみ） 議席番号9番、伊藤まゆみです。「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を要請する意見書に賛成の立場で討論いたします。

まず、第一義的に、私達は地方議会の議員としてこの地に住む人々の平和と安心安全な生活を担保することが求められています。敵基地攻撃能力を有する武器を国が保有することになれば、日本はいつ攻撃を受けるかもわからないという状況が生まれます。それは、私達が今こうして平和憲法の下、第9条の堅持をずっと声を高く求めているわけですが、そういう下においても大変に厳しい状況が生まれることが安易に想像されます。そのところは決して私達に関係のない事項ではないと私は思っております。「ひたひたと戦争への足音が聞こえてくる」とご

年配の方々はとても心配され、そういう言葉を口々にされております。議会として国にきちんと平和外交による話合いを隣国または周辺国と持つこと、この努力を求めていくこと、何よりもきちんと求めていくことがこの議会に求められていると私は考えています。今、報道によれば、イージスアショアの代替策として、新たに海上自衛隊のイージス艦2隻を建造する方針が決められようとしていると伝えられています。これは、まだ試作品さえもできていないアメリカ製のレーダの採用が前提となり、青天井で予算が膨らんでいく可能性が指摘をされているのであります。また、海上自衛隊の元幹部からも巨費をかけて建設されたもののなすすべもなく沈没した旧日本海軍の戦艦大和に例えて、令和の大和になるという声も出ていると報じられているほどです。先ほど、きめ細かな教育をするための予算、このことに関して反対をされる方がおられましたが、私はこの製造の方がよっぽど日本の予算をかけ、後世に大きな負担を残していく、その大元になるのではないかと懸念しています。平和、これは外交によって担保されるべきものであります。日本の国は、この外交、この努力が見えていない。私はそれに深く落胆をしているところであります。是非ともこの意見書を可決して、国へ、国のなすべき仕事をきちんと行うように求めていくことが、地方議会としての姿であろうと思っております。議員の皆さんの賛同を得られることを期待します。以上です。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。原田重美議員。

〔13番 原田重美 登壇・討論〕

○13番（原田重美） 議席番号13番、原田重美です。この意見書に関しては再三、賛同をしてくれという要請をいただいたわけですが、意に沿わないような形で私の考えを申し上げます。

まず、結論的に言いますと、戦争の能力があるからといって日本が自ら戦争を仕掛けること、これは絶対にあってはならないし、人類滅亡の危険にも繋がる核兵器にも反対するものですが、敵の基地攻撃の能力についての意見書については、今のアジアにおける軍事、あるいは地政学的な現状を考えると国の段階で更に論議することが大事ではないか。町議会が現時点で意見書を提出するのは時期尚早であり反対します。

また、日本には憲法に基づいて専守防衛という姿勢がありますが、その意味がどうい

うものであるか、また何の防衛力もなく「座して死を待つ」ということで良いのか、様々な議論があります。これらを十分に論議しなければいけないと思っています。最近の報道を見ますと、この問題についての情勢は色々な意味で変わってきています。これらを十分に受け止めながら、国防装備の方向を出してほしいと思っています。

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。賛成の立場で討論します。

敵基地攻撃能力の保有とは、相手を選別し、相手を殺戮することであり、それも相手を先に破壊しようとする人道上も違法違反であり、こうしたことを一国民として一地方議員として看過できません。命と暮らしも守るのが行政や自治体の仕事であり、平和外交を進めることこそ、戦争を許さない、そしてさせないことこそ最大の福祉行政だと思います。この間の経過を見ますと、陸上配備型迎撃ミサイルシステムのイージスアショアが秋田県と山口県で計画したところではありますが、住民の反対等で、政府与党の国防部会そして安全保障調査会の 9 日の合同会議で断念しました。その代替策としてイージスシステム搭載艦 2 隻を新造する方針を表明しています。ここに装備するスタンドオフミサイルが敵基地攻撃能力になるものと言われていました。専守防衛から逸脱する異言と同時に多額の経費を継ぎ込む大軍拡路線であり、危険な方向に向かうことに対して反対し認めるわけにはいかないと思います。先ほど、国の外交や防衛に関するものまで意見をすることは、町村の権限に含まれず好ましいことではないということが言われました。この後に、しかし書きで「しかし、請願等の内容が、広く社会一般の福祉と利益に関連があり、かつ、住民の関心が高いものについては、この限りではない」と、そして「意見書を議決して、国会又は関係行政庁に提出することができる」と触れられております。ですから、今申し上げたように、我々としても関心の高い問題であり、看過するわけにはいかないと思います。以上、賛成の討論とします。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。この意見書に賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、渡邊議員が最後にフォローした、議会として意見書を出す出さないという答えですが、議会であろうとも議員であろうともその前に一個人ですら、戦争に結び付くような意見に反対するのは当たり前です。憲法で保障されている戦争放棄に対して、攻撃能力を保有という考え方は抵触していると私は考えております。そこで、今回、迎撃の施設に失敗した与党が次に打ち出したものがこれです。つまり、守るから攻撃に転じたわけですから、より危険な方向に進もうとしているわけです。よって、反対は当たり前です。国民の命を守るという意味では戦争に突入させない、入口を止めておくべきです。過去の戦争を見てもわかります。入口がずると大戦になっていったわけです。そういう匂いを感じたら我々の責任の中で止めなければなりません。今後、若い人達に戦争という体験をさせてはならないという意味で入口をまず止める。そういった意味で、絶対にこの保有に反対していかなければならないと思います。以上、賛成の立場での意見でした。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。清水均議員。

〔1番 清水均 登壇・討論〕

○1番（清水均） 議席番号1番、清水均です。発議第13号 「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を要請する意見書について、賛成意見を述べます。

このことについて、迎撃能力を向上させるだけで本当に国民の命と平和な暮らしを守り抜く事ができるのか。抑止力を高め、我が国への攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要ではないか。今年末までにあるべき方策を示し、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境に対応していく、と前総理大臣が述べました。しかし、現政権は、抑止力の強化については引き続き検討

する方針を示し、検討の結果を出す期限は区切らないと言っているようであります。敵基地攻撃能力の保有は相手国が対抗上それを上回る軍拡を進めることに繋がり、限らない軍拡競争に陥り、日本をより一層危険な方向に向かわせることになると思います。国民の命と暮らしを守るために世界が力を合わせるべき時に、緊張と戦争の危険を高めようとすることはできません。前政権のもとに活発化した敵基地攻撃能力に関する検討は、このまま停滞していく可能性もあるとのこと。敵基地攻撃能力の保有に反対し、隣国・周辺諸国との話し合いを主とする平和外交を推進していただくことを願い、賛成討論とします。

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大川憲明） 起立少数です。

したがって、発議第13号「敵基地攻撃能力」の保有に反対し平和外交の推進を要請する意見書案は、否決されました。

これより暫時休憩に入りたいと思います。再開は3時15分とします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

◎発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、発議第14号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 14 号）

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみでございます。発議書を朗読します。

発議第 14 号、令和 2 年 12 月 11 日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ。

賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、同じく目須田修、同じく瀧野良枝、同じく清水満、同じく樋口功、同じく青山弘。

地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書。

一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、長野県では、県予算によってすべての小中学校で 35 人学級が実現しており、県民の高く評価するところです。

高校においても生徒の多様化がすすみ、少人数学級でゆきとどいた教育をと願う声は、保護者からも、教職員からも圧倒的で、一日も早い少人数学級編成の導入が望まれます。

2017 年 3 月に決定された「学びの改革 基本構想」及び 2018 年 9 月に発表された「高校改革～夢に挑戦する学び～ 実施方針」では、2020 年 3 月に「一次分」、2021 年 3 月にはすべての地域の再編計画を確定することが決定されました（新型コロナウイルスの影響により 1 年延期）。合わせて、県内の高校を「都市部存立校」「中山間地存立校」等に分類し、教育活動・目的を分け、それぞれに募集定員・在籍生徒数による再編基準が示されています。県境に近い地域では「中山間地存立特定校」として「募集学級数 1 学級でも単独で高校を存続させる道を探る」としながら、「存続の必要性」「高校を単独で存続する体制を整備できる」ことも存続の条件としています。

これらは地域間格差・学校間格差を是認したうえで機械的な統廃合を促すものであり、とりわけ地域高校の存続が危惧される内容です。中山間地存立校では、総合的な探求の時間に地域

授業（地域の産業や文化・歴史を学んだり、社会人講師の方々からお話を聞くなど）を行い、生徒が地域の課題に取り組み、地域の活性化に協力し、地域創生を目指す活動をしています。地域における高校の役割と重要性については、県教委も認めるところであり、地域高校の存続はそれ自体を目標とすべきです。

また同方針では、「新たな学びの場の創造」として掲げられた「モデル校方式」のなかに「少人数学級を研究する高校」が示されました。前述のように、高校での少人数学級実現は多くの県民の願いです。他県では、地域高校や専門高校、特別な配慮を必要とする生徒を多く迎えている高校において、部分的に少人数学級の募集を行っている事例がみられます。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記、早期に地域高校の30人規模学級を実現するとともに、募集定員・在籍生徒数による再編基準に関わらず、地域高校を存続させていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月11日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

長野県教育委員会教育長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第 14 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 15、発議第 15 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 15 号）

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみでございます。発議書を朗読します。

発議第 15 号、令和 2 年 12 月 11 日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ。

賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、同じく目須田修、同じく瀧野良枝、同じく清水満、同じく樋口功、同じく青山弘。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

2020 年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている

公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

新型コロナウイルス感染症で生活基盤を失った人々が増える下で生活弱者への支援も喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請します。

- 記。1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- 2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- 3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
- 4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月11日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第 15 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 16、発議第 16 号 すべての医療機関・介護事業所への大幅な緊急財政支援を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 16 号）

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみでございます。発議書を朗読します。

発議第 16 号、令和 2 年 12 月 11 日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ。

賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、同じく目須田修、同じく瀧野良枝、同じく清水満、同じく樋口功、同じく青山弘。

すべての医療機関・介護事業所への大幅な緊急財政支援を求める意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

すべての医療機関・介護事業所への大幅な緊急財政支援を求める意見書。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、医療・介護従事者は自らの感染リスクとたたかいながら、住民の生命と健康を守るために日々休むことなく奮闘しています。

医療機関では、入院・外来ともに患者の著しい減少がみられ、介護事業所でも利用を控える人が増えています。また感染を引き起こさないための経費も増大しています。こうしたことから全国の多くの医療機関・介護事業所において3月以降、大幅減収となり、結果として利益率の悪化が継続しています。

この間、各医療関係団体等から、減収に対する財政支援を求めています。コロナ感染症の治療に対する報酬が手厚くなったものの、未だ多くの医療機関・介護事業所が切望している減収に対する支援は実施されていません。

仮に事業収入が平時の状態に戻ったとしても、医療・介護事業所の自助努力では、今般のコロナ禍による減収分を挽回するだけの収益を確保することは不可能です。

先般実施された医療機関に対する緊急融資は、資金繰りにおける一時凌ぎであり、医療機関に新たな借金による負担を負わせ、経営破綻を先延ばししたに過ぎません。

今、経営破綻による医療・介護崩壊が目前に迫っており、残された時間はありません。このまま事態を看過するならば、雪崩的な医療・介護崩壊が起こり、次なる感染拡大の波は乗り越えることはできません。医療・介護崩壊を食い止め、最前線で国民の命と健康を守るため奮闘している医療・介護従事者を支援するために、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が直ちに必要です。

以上のことから、下記の項目について求めます。

記、国において、すべての医療機関・介護事業所への大幅な緊急財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月11日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 意見書案については、異議はありませんが、宛て先については、内容が財政支援ということですので、財務大臣も加えたいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦勞様でした。

先ほど、荒川議員から、宛て先について、財務大臣を追加したらどうかとの発言がありました。財務大臣を追加することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

全員賛成です。それでは、財務大臣を追加します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第 16 号 すべての医療機関・介護事業所への大幅な緊急財政支援を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

先ほどの休憩中、渡邊千賀雄議員ほか 6 名から、発議第 17 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 17 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

資料配布のため、暫時休憩に入ります。意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は、3 時 45 分からとします。

休憩 午後 3 時 34 分

再開 午後 3 時 45 分

○議長（大川憲明） 休憩前に引続き、会議を再開します。追加日程に入る前に、先ほどの目須田議員からの質問に対して、平井産業観光課長から答弁があります。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 世界に誇る力強い産業形成事業の需用費の修繕料から税込みで 41,800 円を支出しております。支払先は高木建設株式会社でございます。

◎発議第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 追加日程第 1、発議第 17 号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 12 番、渡邊千賀雄議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・説明〕（発議第 17 号）

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。

発議第 17 号、令和 2 年 12 月 11 日、飯綱町議会議長 大川憲明様。

提出者 飯綱町議会議員 渡邊千賀雄。

賛成者 飯綱町議会議員 清水均、同じく風間行男、同じく石川信雄、同じく伊藤まゆみ、同じく清水満、同じく原田重美。

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条に規定により提出いたします。

提案理由をご説明申し上げます。

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書。

全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。国は、地方の動きに後押しされ、2011 年度から小 1 で、2012 年度は予算措置で小 2 までの 35 人以下学級を実施しました。しかし、2013 年度以降は、35 人以下学級の前進は見送られています。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2015 年 2 月 23 日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校 1 年生、2 年生では（35 人学級を）実現をしているわけですが、さらに 35 人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35 人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、全国の自治体独自の少人数学級は確実に前進しています。

しかし、国の責任によって施策をすすめていないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国の責任で 35 人以下学級を前進させていくことが必要です。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増だけで 35 人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。また、昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、5 月 22 日、文部科学省は「学校の新しい生活

様式」を公表しました。ここで示された「身体的距離の確保」は喫緊の課題であり、学級規模の縮小が必須です。

よって、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記、国の責任で、35人以下学級を計画的に前進させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月11日、長野県飯綱町議会議長大川憲明。

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。渡邊千賀雄議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第17号「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（大川憲明） 日程第 17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 121 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（大川憲明） 日程第 18、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 12月定例議会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。11月26日に開会いたしました今議会におきまして、ご提案申し上げました総ての案件につき、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。年が明けますと、今年度事業の仕上げとなる第4四半期を迎えます。事業の実施には万全を期して望んでいきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症は全国各地でその感染力を増し、今第3波のピークを迎えていると考えられます。飯綱町でも新規陽性者が発生しましたが、誰も望んで感染する人はおりません。感染者に対して誹謗や中傷、不要な詮索などを決して行うことなく、思いやりと支えあいによりこの難局を乗り越えていただきたいと思います。

また、コロナ感染症対策として実施いたします商品券の配布は、既に9日から始めております。簡易書留で送りますので、配布の完了には1週間程度かかると予想しております。年末年始の生活支援に役立てていただきたいと思います。

今年もいろいろなことがありましたが、こういう時こそ議会と執行部がお互いに切磋琢磨して、住民の生活の安定、福祉の向上、手厚い医療や時代にマッチした教育の提供などを進めていく必要があります。議員各位の一層のご理解、ご支援を願っております。

1月4日から新しい庁舎で業務をスタートいたします。住民の皆さんに親しまれ、住民サービスの拠点となるよう心掛けてまいります。19日、20日の2日間新庁舎の内覧会を予定しております。コロナ対策に十分配慮した上で実施いたしますので、お出かけいただきたいと思います。

結びに、本日ご参列を頂いております全員の皆様に一年の御礼を申し上げますとともに、希望に満ちた素晴らしい新年を迎えられますようご祈念申し上げまして閉会のあいさつと致します。有難うございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和2年12月飯綱町議会定例会を閉会します。

長期間ご苦勞様でした。

閉会 午後 3時56分

予算決算常任委員会審査報告書

令和2年12月11日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

予算決算常任委員会委員長 渡 邊 千賀雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第100号	令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第100号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）

質疑①：2款総務費、ふるさと納税事業費に委託料1,694万円が計上されている。算定基準は。

回答①：カンマッセへの業務委託料である。基本的には寄付金額の11%に消費税を加えた、12.1%である。

質疑②：2款総務費、コミュニティ助成事業は健康器具とのことだが内容は。

回答②：コミュニティ助成事業の追加募集があったため、福井団地区の遊具等の整備事業について追加申請を行ったことによる増額補正である。設置場所は、福井団地コミュニティセンターのグラウンドと東公園、北公園の3か所。設置設備は、遊具4器、屋外健康器具3器。総事業費464万3,000円で250万円の申請があった。

質疑③：歳入1億9,020万円のうち1億4,000万円がふるさと応援寄付金となっている。充当先は、総務費のふるさと応援基金積立金以外にどこか。

回答③：ふるさと応援基金積立金5,890万円以外は、ふるさと納税事業費に8,911万円である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和2年12月11日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第95号	飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例	可決
議案第96号	飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第97号	飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第95号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例

質疑①：議案の提案説明書に「支出の平準化により、単年度経費の削減」とあるが具体的なデータはあるのか。

回答①：具体的なデータはない。

質疑②：支出の平準化とはどういうことか。

回答②：現在、高額な物品を購入する場合でも、代金を単年度で支出することが多く、当該年度の支出が多額となっている。リースなど長期の契約で対応することにより、支出が平準化され、財政運営も楽になる。このため、長期継続契約できる物品等の範囲を広げたい。

質疑③：電算の契約もこれに該当するのか。また、1者との契約で適正な金額となっているのか。

回答③：電算業務の委託や関連機器の更新についても長期継続契約の対象となるので、支出の平準化が図れる。住民記録や税などの基幹系の業務は14町村の共同化で行っているが、2つのグループに分かれ、別々のベンダーと契約することとなった。2者の競争が生まれ

たことで、適正な価格が担保されると考えている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第96号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

説 明：本会議において、特殊勤務手当の金額については規則で定める予定であるが、1日3,000円若しくは4,000円の支給を予定している旨の説明を行った。しかし、定例会初日の提案説明後、11月27日に人事院規則が改正され、1日3,000円若しくは4,000円の支給は、主に、流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に患者が発生した船舶などの措置であり、それ以外の住民等の生命及び健康を保護するための措置などについては、1日1,000円若しくは1,500円とされたことから、規則で定める特殊勤務手当の額については、1,000円及び1,500円の金額も併せて定めることとしたい。実際の運用にあたっては実情により判断し対応していきたい。

質疑①：条例案で「町民等の生命及び健康を保護するため」となっている。実際には、他病院での作業や町民以外に対応するケースを想定されるがどうか。

回答①：条例案では町長が定めるものに従事となっており、状況を勘案し柔軟に対応していく。

質疑②：職員組合と協議し進めているか。

回答②：県からの情報の他、職員組合の持っている情報等を共有しながら進めている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第97号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等 の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和2年12月11日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第94号	飯綱町子育て世代支援施設条例	可決
議案第98号	飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第99号	飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	可決
請願第4号	「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願	不採択
請願第5号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	採択
陳情第7号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	採択
陳情第8号	国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第94号 飯綱町子育て世代支援施設条例

質疑①：検討委員会の中で、休日祝日の利用希望はなかったか。子育て支援センターの利用状況

は午前中に偏っている気がしたが、利用状況の確認はどうか。ワークセンターを利用できる方は女性に限らないと聞いたが、子育て世代支援施設となれば子育て中の方に限るのか。子育て支援センターに連れてきている子どもとファミリーサポートで預かっている子どもは同じ場所にいるのか。

回答①：土日等休日も開館できないか内部でも検討したが、現段階では保育士の確保が難しい。検討委員会等でも土日は家庭で過ごしてもらうのが基本ではないかとの意見が多かった。一方で土日もやっつけばという母親もいる。しばらくは様子を見て、当面はイベントを土日等休日に行うなどして利用者の意向を伺っていく。現在の利用状況は、午前中から利用する方が多いが、お昼を食べたら帰るということが定着している。今度は保育士が傍についていなくても、一日中自由に使ってもらえるよう呼び掛けていきたい。これからは母子保健事業の一部もこちらで行うので、妊娠したら支援センターにまず来ることになる。施設の周知や案内をして利用を促していきたい。また、ファミリーサポート事業の託児も、基本的にはこの場所で行いたいと考えている。小さい子どもは託児室で、走り回る活動的な子どもはプレイルームで過ごすようにする。常に保育士がいるので、利用者全てに目を配って安全なサポートをしていく予定。ワークセンターは、子育て世代の父母でも、孫育ての祖父母でも使っていただいても結構。先の教育委員会の定例会で委員の中から、独身の女性も在宅ワークに興味ある方は使っているのではないかと提案があった。子育て世代との交流ということでも、将来母親になる女性の皆さんということでも、柔軟に対応していきたい。規定上ははっきりと定めていないが、町長の認める範囲内で利用可能としたい。

質疑②：ワークセンター条例の廃止は議案として上程しなければならないのではないのか。

回答②：条例改正の中の附則で廃止を規定している。法制のルールで、同じ要因であれば条例間で廃止の一部改正もできる。新規条例と廃止条例を同時に上程する方法と、2通りの方法がある。

質疑③：この条例はモデル的な物を参考にして作ったのか。ひな型は。

回答③：最近新設された、EAST、WEST、多世代を参考にした。

質疑④：条例中第3条以降の多くの条項に「町長が必要と認めるとき」などとあるが、町長が認めれば条例で全部できてしまうと読める。要綱等ならいいと思うが、条例の書き方がこれでいいのかと違和感を覚えた。

回答④：第一条の趣旨に則った事業をやるのが大前提。ここに老人福祉は入ってこないという解釈。細かい事務事業なので常に変化していく可能性がある。それを明記してしまうと、その都度、条例改正が必要になるので事務的に心配はある。そういうこともあり「その他、町長が認める事業」と入れている。

質疑⑤：手続き上で手間がかかる、やりにくいということだと思う。しかし、町の事業は何でも町長が認めればいいというものであっていいのかと違和感を覚える。

回答⑤：大前提は第一条に規定している目的であるので、そこから逸脱しない範囲の内容になる。

質疑⑥：形式的な話だが、第7条の(1)から(5)までは、最後が「。」ではなく、体言止めの方がいいのではないのか。形式的な話なので、条例の中身は問題ない。

回答⑥：例規システムは誤植があればエラーとなるシステムになっている。法制のルールで句読点の使い方がある。各号の末尾が「こと」「とき」である場合は「。」となる。今まで作ったサッカー場や三本松の直売所でも同じ。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第98号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等 に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：この改正の根拠法令は何か。

回答①：介護保険法に係る省令の一部改正である。

質疑②：全国的に人員確保が難しいという状況を受けて、省令が改正されたことに伴い、条例も改正するということか。

回答②：そのとおり。

質疑③：主任ケアマネージャー資格の取得は難しいのか。

回答③：ケアマネージャーとして5年間の実務経験がないと受験資格がない。研修時間も多く、2泊3日程度の専門研修を何回も受講する必要がある。一般的に受講者は、通常勤務を行いながら研修を受けている。

質問④：資格の更新はあるか。

回答④：ある。

質問⑤：本来、主任ケアマネージャー資格者は必要だということか。

回答⑤：そのとおり。ただし、資格者の育成は、事業所の人員体制にも影響がある。大きな事業所は良いと思うが、小さな事業所は大変だと思う。地域包括支援センターや訪問看護ステーションは人員が限られているため、資格を取得しようとする者が研修に出てしまうと、通常業務に支障が出やすい。介護現場は職員採用も厳しい現状であり、その中でケアマネージャー資格や主任ケアマネージャー資格の人材育成は難しい。

質問⑥：この条例はもっと簡潔に書くわけにはいかないか。

回答⑥：国の改正に準じているため、独自の表記というわけにはいかない。

質問⑦：今、町内でこの項目に該当する事業所はどのくらいか。

回答⑦：社協、ニチイ、さんば、訪問看護ステーションである。

質問⑧：訪問看護ステーションは主任ケアマネージャーの資格取得者はいないのか。

回答⑧：いないと思う。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第99号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する

条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願

【9月定例会審査報告】

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：小中全学年で少人数学級を実現している県はどのくらいか。

回答①：全国では4県のみ。教職員の定数改善により国の予算付けがあれば、県は高校の少人数学級を実現してほしい。

質疑②：少人数学級をやることは決まっているか。

回答②：最近まとまった骨子案に、少人数学級に踏み出す文言が入った。大臣も触れている。

質疑③：なぜ他のところは進まないのか。コロナの記述があるが、便乗ではないか。

回答③：文部科学省は「新しい生活様式」を推進している以上、今の教室の面積で40人は対応できない。

質疑④：県は、クリアしているから良い。飯中の学力テストは県の平均すれすれ、秋田県や富山県はもっと高い。効果がどれだけ違うのかつかめない。ほかの県からすればおせっかいではないか。

回答④：少人数になれば、深い関わりができる。今、求められる教育が変わってきている。子ども同士の関わり、話し合い、発表となると40人は見きれない。教員は楽をしたいわけではない。

質疑⑤：少なければ良いわけではない。集団生活をするのに、何人が適当か。

回答⑤：決められないが、35人学級なら、36人で2クラス。1学年でやれば36人で学べる。36人を担任一人では大変である。

質疑⑥：人数がだんだん下がってきている。30人で出せば良いのではないか。

回答⑥：教育学者中心に20人学級求める声が出てきている。思いはあるが、今は35人で出している。

継続審査採決：コロナの記述の件と説明があったものの資料がないため、継続審査を求める声があり、賛成多数で継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和2年10月15日（木）午前9時

場 所：飯綱町役場2階会議室

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：毎年県民教育署名が取り組まれているが、昨年は何れくらいあったか。

回答①：今年で32回目となり、計3万筆を超えている。担当が違う組合なので詳細は把握していない。今年ではできなかったが、県教組、高教組等が長野駅前で行い、たくさん集まっている。

質疑②：意見書に教員の増員の項目が含まれていないが良いのか。

回答②：県では独自予算で35人学級を実現している。教職員定数計画が変われば、国費がついてくるが、法改正はハードルが高い。

質疑③：学級の規模と学力の関係で、少人数の方が高くなるのか。

回答③：学力を何で測るか。全国学力テストでは少人数の学校の方が高い傾向があるが、県によっても違う。

反対討論：少人数学級が良いとは限らない。不登校の解消もはっきりしない。教職員定数の見直しには反対だ。

賛成討論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○請願第5号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願

【9月定例会審査報告】

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：活性化を掲げている町とすれば、北部高校はなくしたくない。地域の子どもが行きたいと思える、魅力ある高校になれば、請願を出さなくても良くなるのではないか。

回答①：運動として関係する地域に出しているもので、北部高校の色を出してはいない。教員の一番の負担は、公務の負担。北部高校は募集が2クラスとなり、教員が2人減らされ、3年で6人減ることになっている。高校の魅力出すためにも、教員を増やすことが大事。

質疑②：魅力ある学校にするために、対応する案を出していくべき。まず、モデル校に手を挙げることだ。

回答②：手は挙げたが採択されなかった。教職員が3年で6人減れば危機的な状況になるため、校長も加配をお願いしている。学校の様子を書き込むことは、分会に話したい。

継続審査採決：現実的なもの、その資料が欲しいので、継続審査にしたいとの声があり、賛成多数で継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和2年10月15日（木）午前9時

場 所：飯綱町役場2階会議室

説明者：長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質 疑：30人を強調しなくても良いのではないか。モデル校方式では、実施までに時間を要する

と言わなくても良いのではないか。

回 答：基準を下げると、配置が手厚くなる。福井県、秋田県などでは、都市部校と周辺校で定数を変えている。長野県のモデル校方式は坂城高校だけだが、もっと沢山でやってほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

説明者：長野県障害者運動推進協議会 副代表 原 金二 氏

質疑①：陳情項目2の公立病院の統合再編や地域医療構想のねらいは何か。

回答①：国のねらいは医療費の削減である。そのために病床数の削減を求め、地域の病院の担っている役割を考えず、名前を挙げて再編を促した。

質疑②：請願項目の3の医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増やすこととは、どんなことをすれば良いのか。

回答②：総枠を増やすこと。先進諸外国並みになるよう、予算も引上げてほしい。

討 論：なし

採 決：全員賛成で採択とした。

○陳情第8号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情

説明者：長野地区社会保障推進協議会 事務局次長 藤本 ようこ 氏

長野医療生活協同組合 長野中央病院 事務次長 磯野 健一 氏

質疑①：構成団体は。

回答①：長野医療生協、あおぞら企画（薬局）、新日本婦人の会、生活と健康を守る会など。

質疑②：コロナ関係を受け入れていない医療機関の影響も大きく大変なのはなぜか。

回答②：患者が減っている。国から支援金が入ったが、手術を先延ばしにしたり、普通の患者の来院を控えてもらうなどした。

質疑③：現在、資材の不足はないか。

回答③：中央病院では、資材は足りているが、4から5月は価格が通常の10倍で、今は3倍程とのこと。マスクやガウンは、発注してもなかなか入らず、不足しつつある。

討 論：なし

採 決：全員賛成で採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

14 番

1 番

2 番